

集落（活動組織）向け

農地周りの水路・農道等の長寿命化 と水質・土壌等の高度な保全活動の 手引き（案）

農地・水保全管理支払交付金
（向上活動支援交付金）

〇〇県 農林水産部
〇〇地域協議会
農林水産省 農村振興局

平成 2 5 年〇月

はじめに

農林水産省では、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」により、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し、支援しています。

平成24年度からは、集落を支える体制の強化や仕組みの簡素化を図り、平成28年度までの対策として継続します。

また、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援を拡充しています。

この手引きは、地域の皆さんが「農地・水保全管理支払交付金」を活用して、農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化や水質・土壌などの高度な保全活動に取り組んでいただくために、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域共同による農地、農業用水、農村環境の保全活動の例

基礎的な保全活動の例



■ 点検・機能診断



■ 遊休農地発生防止



■ 水路の保全管理



■ 農道の保全管理



■ ため池の保全管理



■ 地域環境の保全

施設の長寿命化や水質・土壌の保全等の高度な保全活動の例



■ 農道舗装の補修



■ 水路の老朽化箇所の補修



■ 素掘り水路からコンクリート水路への更新



■ 水田湛水による地下水かん養



■ グリーンベルトの設置



■ 水田魚道の設置

目 次

I 農地・水保全管理支払交付金の概要

1 農地・水保全管理支払交付金の構成	P1
2 支援の対象となる組織	P2
3 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価	P3
4 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価	
4-1 施設の長寿命化のための活動	P4
4-2 高度な農地・水の保全活動	P4
4-3 農地・水・環境保全組織の取組	P5
5 実施体制	P6

II 施設の長寿命化と高度な農地・水の保全のための活動等の実施

1 活動の手順	P7
2 組織の設立	
2-1 活動組織の設立	P9
2-2 農地・水・環境保全組織の設立	P11
2-3 規約及び協定等に関する留意点について	P13
3 計画の策定	
3-1 施設の長寿命化のための活動	P14
3-2 高度な農地・水の保全活動	P19
3-3 農地・水・環境保全組織の取組	P24
4 申請書類の提出	
4-1 採択申請	P25
4-2 交付金の申請	P26
5 活動の実施	
5-1 施設の長寿命化のための活動	P27
5-2 高度な農地・水の保全活動	P33
5-3 農地・水・環境保全組織の取組	P34
6 活動の記録・報告	
6-1 活動の記録	P35
6-2 活動の報告	P38
(参考)向上活動支援交付金による活動の解説	P41
(参考)様式集	P84
○ 農地・水保全管理支払交付金に関するQ&A、問い合わせ先	P119

I 農地・水保全管理支払交付金の概要

1. 農地・水保全管理支払交付金の構成

農地・水保全管理支払交付金は、以下に示す、（１）共同活動支援交付金と、（２）向上活動支援交付金から構成されます。

（１）共同活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①農地、水路等の基礎的な保全管理活動
（水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など）
- ②農村環境の保全のための活動
（生物多様性保全、景観形成など）

概要は3ページへ

- ・申請等の事務手続きや書類の作成方法等について
→別冊「農地、水路等の基礎的な保全管理と農村環境の保全の手引き（共同活動の手引き）」へ
- ・活動項目毎の具体的な活動内容や配慮事項について
→別冊「活動の解説」へ

（２）向上活動支援交付金

以下の活動に対して支援を行います。

- ①施設の長寿命化のための活動
（農業用排水路等の補修・更新など）
- ②高度な農地・水の保全活動
（水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組）
- ③農地・水・環境保全組織の取組
（組織の設立、地域資源保全プランの策定など）

概要は4、5ページへ

- ・申請等の事務手続きや書類の作成方法等について
→7ページへ
- ・活動項目毎の具体的な活動内容や配慮事項について
→別冊「活動の解説」へ

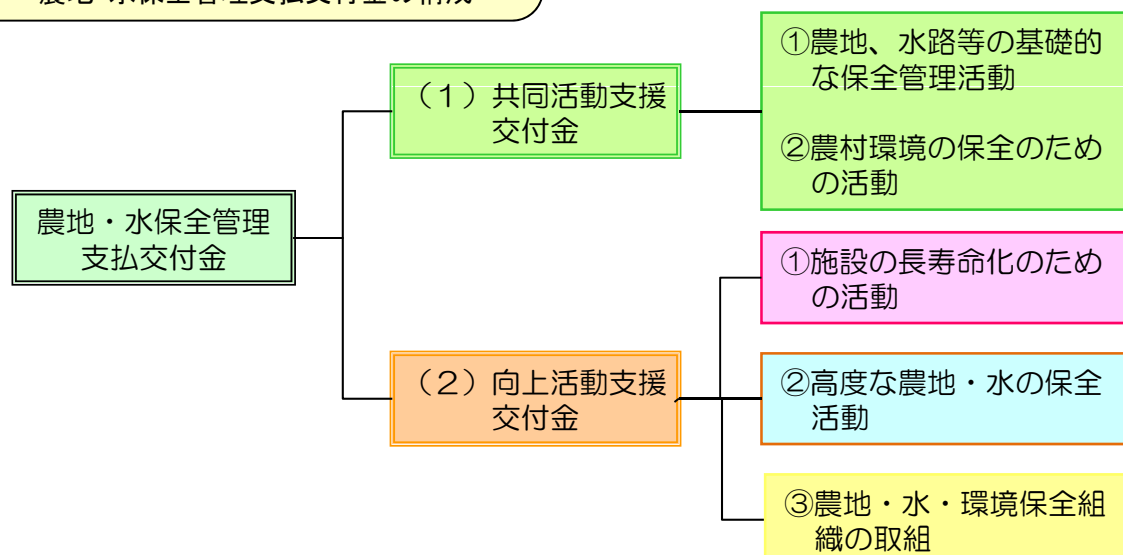
保全活動の詳細な解説を、以下のURLで公表していますので参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

共同活動支援交付金：農地、水路等の基礎的な保全管理と農村環境の保全のための活動の解説

向上活動支援交付金：農地周りの水路、農道等の長寿命化、高度な農地・水の保全、農地・水・環境保全組織の取組支援のための活動の解説

農地・水保全管理支払交付金の構成



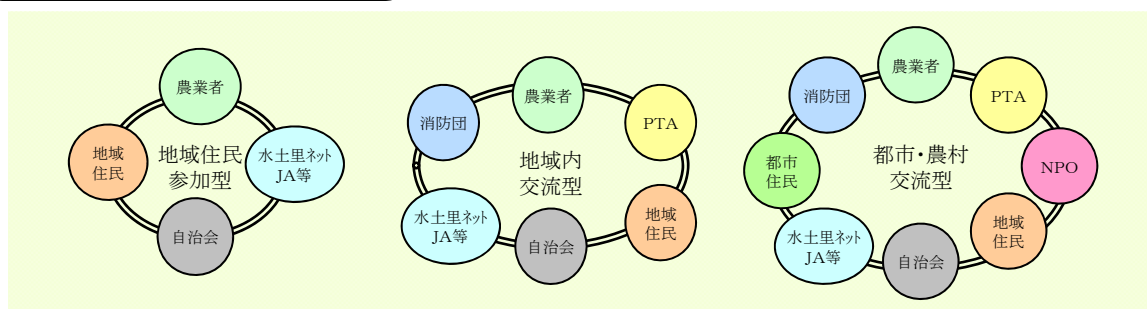
2. 支援の対象となる組織

農地・水保全管理支払交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す（１）活動組織、または（２）農地・水・環境保全組織のいずれかを設立する必要があります。なお、組織には農業者以外の構成員が参加することが必要です。

（１）活動組織

集落等の比較的小規模な単位で、個人の農業者に加え、地域住民、自治会、関係団体などの多様な主体が参画する組織です。

活動組織の構成例



（２）農地・水・環境保全組織

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、水土里ネット、地域の関係団体などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。組織設立等への支援を受けることができます。 ➡ [支援内容は5ページへ](#)

【構成】

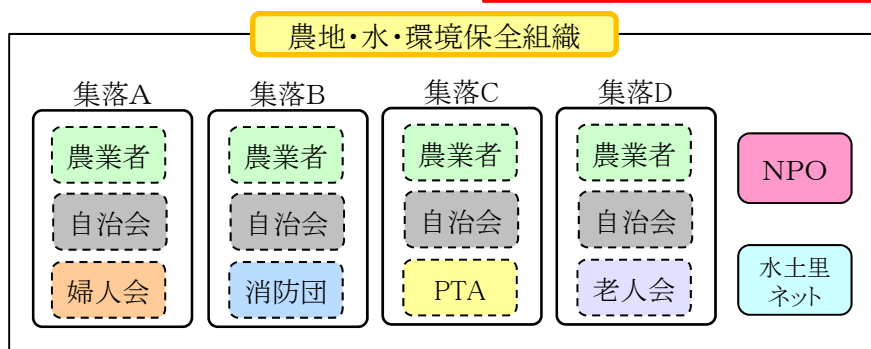
対象区域の農地・農業用水等の保全管理活動を行う集落、NPO、地域の関係団体等複数の団体等から構成

【対象区域（面積）】

協定の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）

道府県の定める基本方針において、条件不利地域等における設立支援要件(100ha以上)を別途定める場合は、その旨修正してください。

農地・水・環境保全組織の構成例



3. 共同活動支援交付金の対象活動と支援単価

農地、水路等の資源の基礎的な保安全管理活動（①基礎活動）と、生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全のための活動（②農村環境保全活動）に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

（１）対象活動

①基礎活動

協定に位置づけた農用地、水路、農道等の資源を対象とする基礎的な保安全管理活動です。「点検・機能診断」、「計画策定」、「研修」、「実践活動」から構成されます。

点検・機能診断



遊休農地の発生状況や施設の劣化状況等の確認

計画策定



点検・機能診断結果を踏まえた活動計画の策定

研修



技術力の向上や事務手続き等に関する研修の受講

実践活動



耕作可能な状態への農地の保安全管理



漏水箇所の目地補修等による水路の保安全管理



砂利の補充等による農道の保安全管理



堤体の草刈り等によるため池の保安全管理

【実践活動の例】

②農村環境保全活動

生物多様性保全、景観形成などの農村環境の保全を図るための活動です。「計画策定」、「啓発・普及」、「実践活動」から構成されます。

計画策定



地域の農村環境の保全に向けた計画策定

啓発・普及



地域住民との交流活動や広報等による啓発・普及

実践活動



水質調査等による農業用水の保全



グリーンベルトの適正管理等による農地の保全



植栽による景観形成等による地域環境の保全

【実践活動の例】

（２）支援単価

基本単価（新規地区）

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,800円/10a	1,200円/10a
草地	400円/10a	200円/10a

継続地区※

基本単価の7.5割を上限

- ・ 上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・ 交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

※ 5年以上共同活動支援交付金に取り組んできた地域又は、向上活動支援交付金に取り組む地域

4. 向上活動支援交付金の対象活動と支援単価

4-1. 施設の長寿命化のための活動

老朽化が進む農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動に対し、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水路、農道などの施設の老朽化部分の補修や、機能維持のための更新等の活動が対象です。

補修



農道舗装の補修



老朽化した水路のコーティング等による補修

【活動例】

更新等



素掘り水路からコンクリート水路への更新

【活動例】

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

・左表は、国と地方公共団体の合計額
・交付額は、左表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

4-2. 高度な農地・水の保全活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動に対し、取組内容、対象となる農地面積に応じて支援します。

対象活動と支援単価

(1) 対象活動

水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全を行うもので、専門家の指導など高度な技術が求められる活動が対象です。

農業用水の保全



給水栓・取水口の自動化等

【活動例】

農地の保全



グリーンベルト設置による土壌流出防止

【活動例】

地域環境の保全



カバープランツ（地被植物）の設置

【活動例】

(2) 支援単価

	都府県	北海道
田	500/1,000/1,500/2,000 円/10a	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000/1,500 円/10a	500/1,000 円/10a
草地	—	—

【交付額の上限について】
・活動組織の場合、1組織当たり、200万円を上限
・農地・水・環境保全組織の場合、1集落当たり、200万円を上限

上表は、国と地方公共団体の合計額

4-3. 農地・水・環境保全組織の取組

旧市区町村単位等の広域エリアにおいて農地・農業用水等の資源と地域環境の保全を行う「農地・水・環境保全組織」に対しては、その設立及び地域資源保全プランの策定を支援します。

支援内容と支援単価

(1) 支援内容

【活動組織の広域化・体制強化】

農地・水・環境保全組織の設立等の際に必要な経費を支援します。

【地域資源保全プランの策定】

農業施設の劣化状況の把握等により、施設の長寿命化対策の計画的な推進等を図る「地域資源保全プラン」の策定を支援します。

(2) 支援単価

対象活動	支援額
活動組織の広域化・体制強化	40万円/組織
地域資源保全プランの策定	50万円/組織

〔 ・ 左表は、国と地方公共団体の合計額
・ 交付額は、設置された農地・水・環境保全組織1組織当たり 〕

5 実施体制

国（地方農政局等）、都道府県、市町村、活動組織、農地・水・環境保全組織が相互に連携を図って、農地・水保全管理支払交付金による取組を推進・実施します。

役割分担と交付ルート

(1) 役割分担

【活動組織、農地・水・環境保全組織】

市町村との協定や活動計画に基づき、保全管理活動を実施します。

【地域の推進体制（都道府県、市町村、関係団体などから構成）】

活動組織等の行う活動に関する助言や指導、活動組織等から提出された申請書等の審査や交付金の交付などを行います。

【国（地方農政局等）】

申請書等の審査や交付金の交付などを行います。

(2) 交付ルート

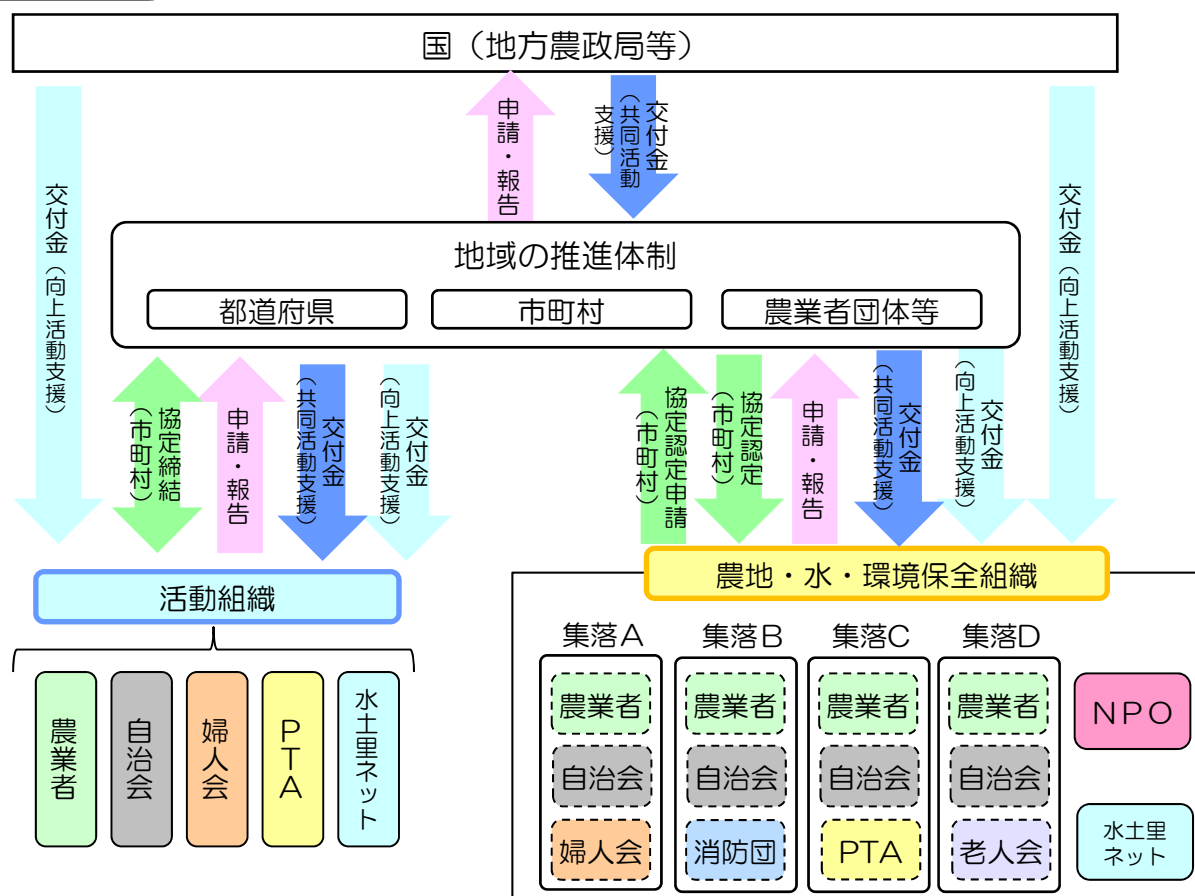
【共同活動支援交付金】

地域の推進体制から活動組織等に交付されます。

【向上活動支援交付金】

国からの交付金は活動組織等へ直接交付されます。都道府県、市町村からの交付金は都道府県が定めたルートにより活動組織等へ交付されます。

実施体制



Ⅱ 施設の長寿命化と高度な農地・水の保全のための活動等の実施

1. 活動の手順

施設の長寿命化、高度な農地・水の保全のための活動、農地・水・環境保全組織の取組は、以下に示す、計画の策定、申請書類の提出、活動の実施、活動の記録・報告のステップで実施します。

① 組織の設立

向上活動支援交付金の支援を受けるためには、まず、活動組織又は農地・水・環境保全組織を設立します。

- 活動組織の設立 →9ページへ
- 農地・水・環境保全組織の設立 →11ページへ



なお、既に活動組織又は農地・水・環境保全組織を設立している地域が向上活動に取り組む場合は、新たに組織を設立するのではなく、既存の規約や協定等に、財産の管理等、向上活動に関する事項を追加します。

- 規約及び協定等に関する留意点について →13ページへ

② 計画の策定

向上活動支援交付金により実施する向上活動の計画を策定します。

- 施設の長寿命化のための活動 →14ページへ
- 高度な農地・水の保全活動 →19ページへ
- 農地・水・環境保全組織の取組 →24ページへ



③ 申請書類の提出

地域の推進体制へ申請書類を提出します。
初年度に行う採択申請と、毎年度行う交付申請があります。

- 採択申請について →25ページへ
- 交付金の申請について →26ページへ



④ 活動の実施

計画に基づき、活動を実施します。

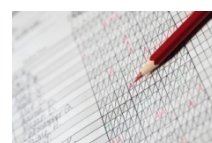
- 施設の長寿命化のための活動 →27ページへ
- 高度な農地・水の保全活動 →33ページへ
- 農地・水・環境保全組織の取組 →34ページへ



⑤ 活動の記録・報告

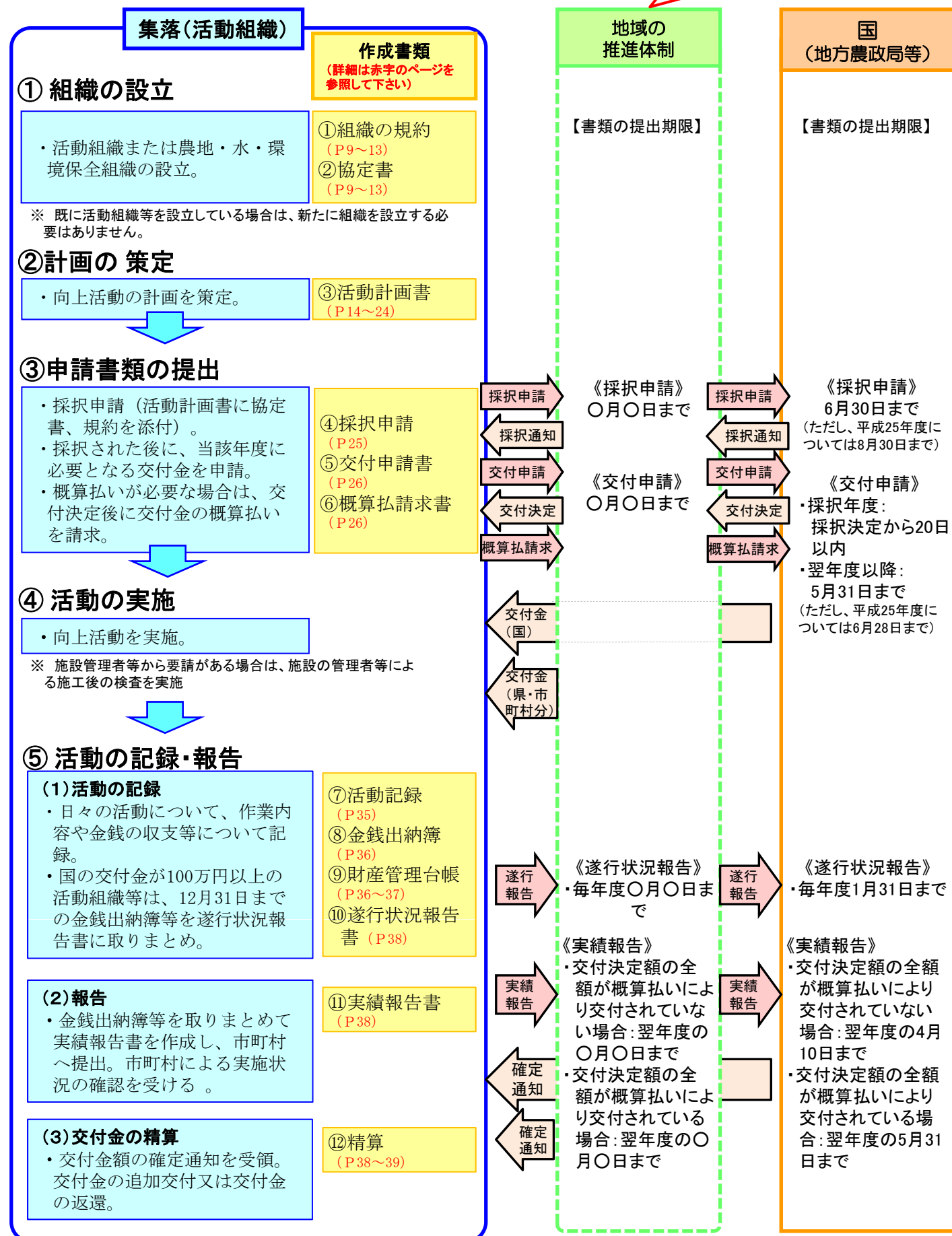
日々の活動について、作業内容や金銭の収支等について記録します。
当該年度の活動の実績報告書を作成し、市町村長に報告します。

- 活動の記録について →35ページへ
- 活動の報告について →38ページへ



各都道府県で地域の推進体制への
提出時期を記述してください

【参考】手続きの詳細フロー



2. 組織の設立

農地・水保管理支払交付金を活用した取組を行うためには、活動組織又は農地・水・環境保全組織を設立する必要があります。

なお、既に組織を設立している地域が向上活動に取り組む場合は、新たに組織を設立する必要はありませんが、既存の規約や協定等に向上活動に関する事項を追加する必要があります。



規約及び協定等に関する留意点については13ページへ

2-1. 活動組織の設立

(1) 対象地域の設定

活動組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。

地域の水路や農道などを守っていく共同活動に、もっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。

対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、圃場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。

合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討してください。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系での保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施単位での保全活動を行う体制

(2) 構成員の取りまとめ

① 構成員

活動組織には、農業者だけではなく、農業者以外の構成員（個人又は団体）が参加することが必要です。構成員の種類や数は地域の実情に応じて、望ましい枠組みにしてください。

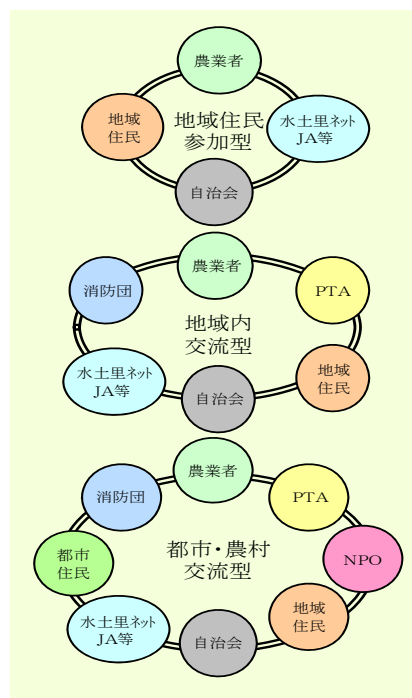
活動組織の構成員は、個人でも団体でも構いません。団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で、参加してください。

② 構成員の範囲

農業者の方は、原則として、対象地域の中で農業を営んでいる方を構成員とします。

農業者以外の構成員は、地域の資源を守る活動に参加していただくことができれば、地域の内外は問いません。

様々な構成員の参加の例



(3) 規約の作成



規約の様式は別冊「共同活動の手引き」28～32ページへ

① 活動組織における規約の作成について

それぞれの活動組織において、活動の目的、構成員、合議方法など組織の運営の基本となる事柄を確認するため、活動組織の規約を定めます。規約は市町村との協定の締結にも必要になります。

② 規約の内容について

規約の内容は、別冊「共同活動の手引き」28～32ページに示す様式のとおりとし、それぞれの活動組織で定めてください。

(4) 活動計画等の作成

向上活動により補修・更新等を行う区域や活動期間、活動内容等を定めた活動計画を作成します。



向上活動支援の対象となる活動や活動計画の策定手順については14～24ページへ
活動計画書の様式は86、90ページへ

また、これまでに共同活動支援交付金による取組の実績がなく、かつ、今後も共同活動支援交付金及び中山間地域等直接支払交付金を受けずに向上活動を実施しようとする場合は、併せて地域資源保全管理計画を作成する必要があります。



地域資源保全管理計画の様式は89ページへ

総会における議決について

活動計画、収支決算等の議決については、以下のいずれかの方法により、活動組織全体で決定してください。

- ① 出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ② 各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

以下に該当する事項について議決する場合には、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要です。

- ・ 活動組織規約の変更
- ・ 活動組織の解散
- ・ 構成員の除名
- ・ 役員解任

(5) 協定の締結



協定書の様式は別冊「共同活動の手引き」33～35ページへ

老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新や水路・土壌等の高度な保全活動等を行う取組が円滑に実施できるよう、その内容等について明確化し、双方が確認するため、活動組織と市町村との間で協定を締結します。

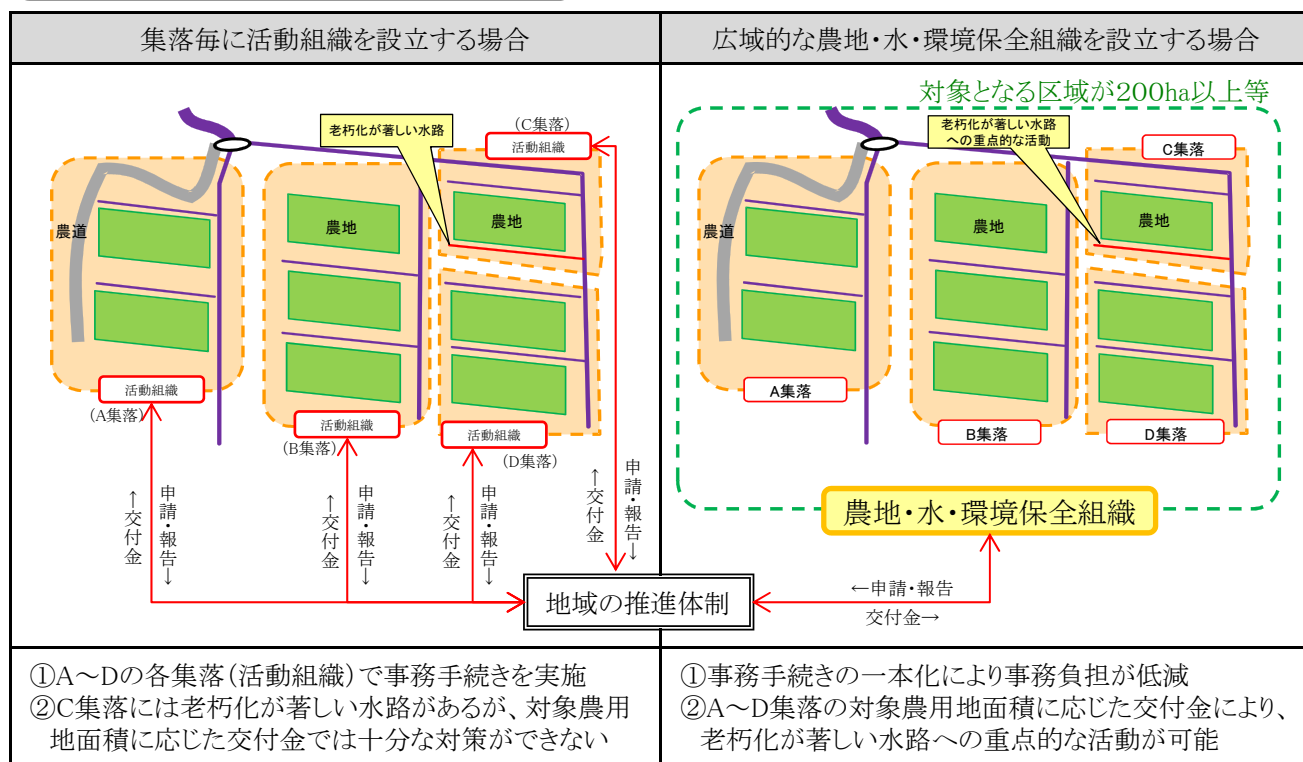
2-2. 農地・水・環境保全組織の設立

(1) 設立のねらい

農地・水・環境保全組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落（活動組織）、NPO、地域の関係団体等などから構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

（注）以下（2）①に示す広域エリアで、複数集落から構成する組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、農地・水・環境保全組織により、共同活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、農地・水・環境保全組織を設立することが可能です）。

活動組織と農地・水・環境保全組織との対比



(2) 規模、構成員

道府県の定める基本方針において、条件不利地域等における設立支援要件（100ha以上）を別途定める場合は、その旨修正してください。

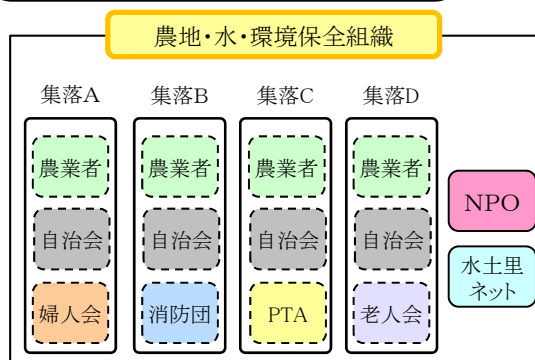
① 規模

協定の対象となる区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）を有する場合は対象となります。

② 構成員

地域共同で農地・農業用水等の保安全管理に取り組む集落（活動組織）に加え、NPO、地域の関係団体等から構成します。

農地・水・環境保全組織の構成例



(3) 設立手続き

農地・水・環境保全組織は、以下の手続きで設立します。

① 協定(案)、運営委員会規則(案)、活動計画(案)の作成

【協定(案)】

農地・水・環境保全組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定(案)を作成します。

協定書については別冊「共同活動の手引き」37ページへ

【活動計画書(案)】

活動計画書(案)を策定します。

活動計画の策定手順については14～24ページへ
活動計画書の様式は86、90ページへ

【地域資源保全管理計画書(案)】※

水路、農道等の保全管理活動の実施体制(役割分担)や実施計画、施設の機能診断結果と長寿命化対策の方針などを定めた地域資源保全管理計画書(案)を策定します。

※ 地域資源保全管理計画書は、これまでに共同活動支援交付金による取組の実績がなく、かつ、今後も共同活動支援交付金または中山間地域等直接支払交付金を受けずに向上活動を実施しようとする組織のみ作成します。

地域資源保全管理計画の様式は89ページへ

【運営委員会規則(案)】

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確化した運営委員会規則(案)を作成します。

運営委員会規則については別冊「共同活動の手引き」44ページへ

② 協定の参加者の取りまとめ

【参加者の取りまとめ】

集落(活動組織)や各団体において、①の各案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。

参加同意書については別冊「共同活動の手引き」42～43ページへ

【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。また、協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書(案)や地域資源保全管理計画書(案)の見直しを行います。

協定対象農用地及び施設については別冊「共同活動の手引き」41ページへ
協定対象区域図面については別冊「共同活動の手引き」40ページへ

③ 協定の締結と運営委員会の設立

【協定の締結】

農地・水・環境保全組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定を、構成員間において締結します。

【運営委員会の設立】

農地・水・環境保全協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

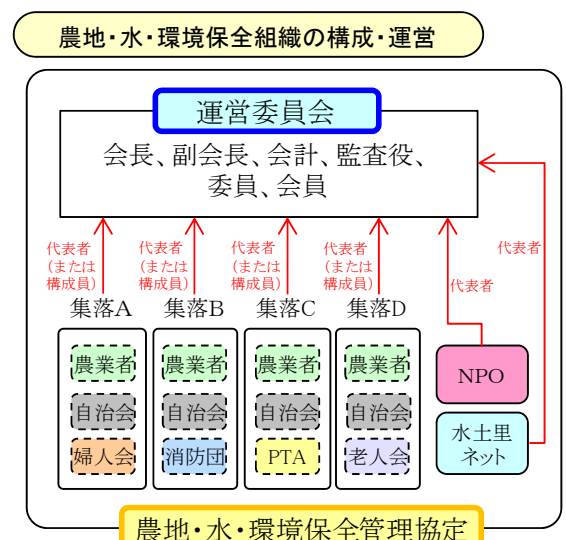
運営委員会は、協定に参加する団体を代表する委員から構成されます。

④ 市町村の認定

構成員間の合意が得られた協定、活動計画書、地域資源保全管理計画書及び運営委員会規則について、市町村長の認定を受けます。

協定書に以下の資料を添付して、市町村長に協定の認定を申請します。

1. 活動計画書
2. 地域資源保全管理計画書(作成した場合のみ)
3. 農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則



2-3. 規約及び協定等に関する留意点について

向上活動を実施する活動組織等は、組織の規約や市町村と締結する協定等について、以下の事項を記載する必要があります。

特に、共同活動を実施してきた活動組織等が、新たに向上活動に取り組む場合は、規約及び協定等に必要となる事項を追記します。

(1) 活動組織が向上活動に取り組む場合

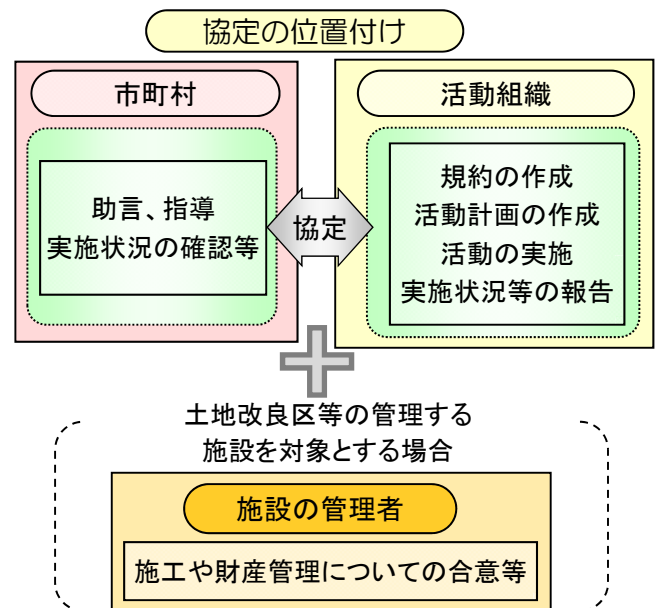
① 規約に以下の事項について規定する必要があります。

- ・ 総会の権能や会計経理において、向上活動に関すること
- ・ 財産の管理に関すること

② 市町村との協定に以下の事項について規定する必要があります。

- ・ 協定期間や活動計画に関すること
- ・ 施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・ (共同活動支援交付金を受けない場合) 基礎的な保全活動の実施に関すること
- ・ (土地改良区が管理する施設を向上活動の対象とする場合) 土地改良区の役割

なお、市町村や集落以外(例えば、土地改良区等)が管理する施設について、補修や更新等を実施するときは、施設の管理者を加えた三者で協定を締結する必要があります。



(2) 農地・水・環境保全組織が向上活動に取り組む場合

① 農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則に以下の事項について規定する必要があります。

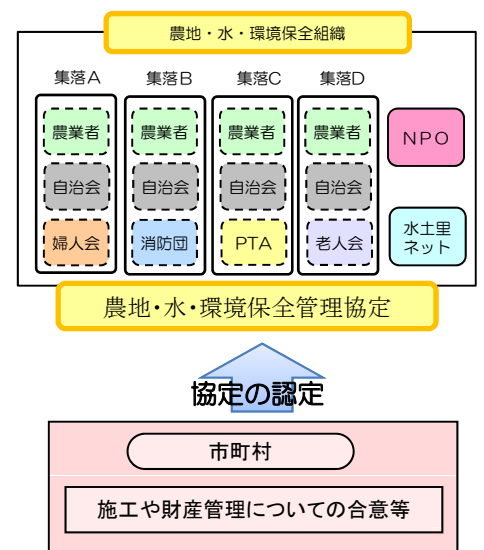
- ・ 委員会の権能や会計経理において、向上活動に関すること
- ・ 財産の管理に関すること

② 農地・水・環境保全管理協定に以下の事項について規定する必要があります。

- ・ 向上活動の実施に関すること
- ・ 協定に参加する集落や団体の役割において、向上活動に関すること

③ 市町村から発出される農地・水・環境保全管理協定への認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認ください。

- ・ 施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・ 市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・ その他市町村が必要に応じて規定する事項



3. 計画の策定

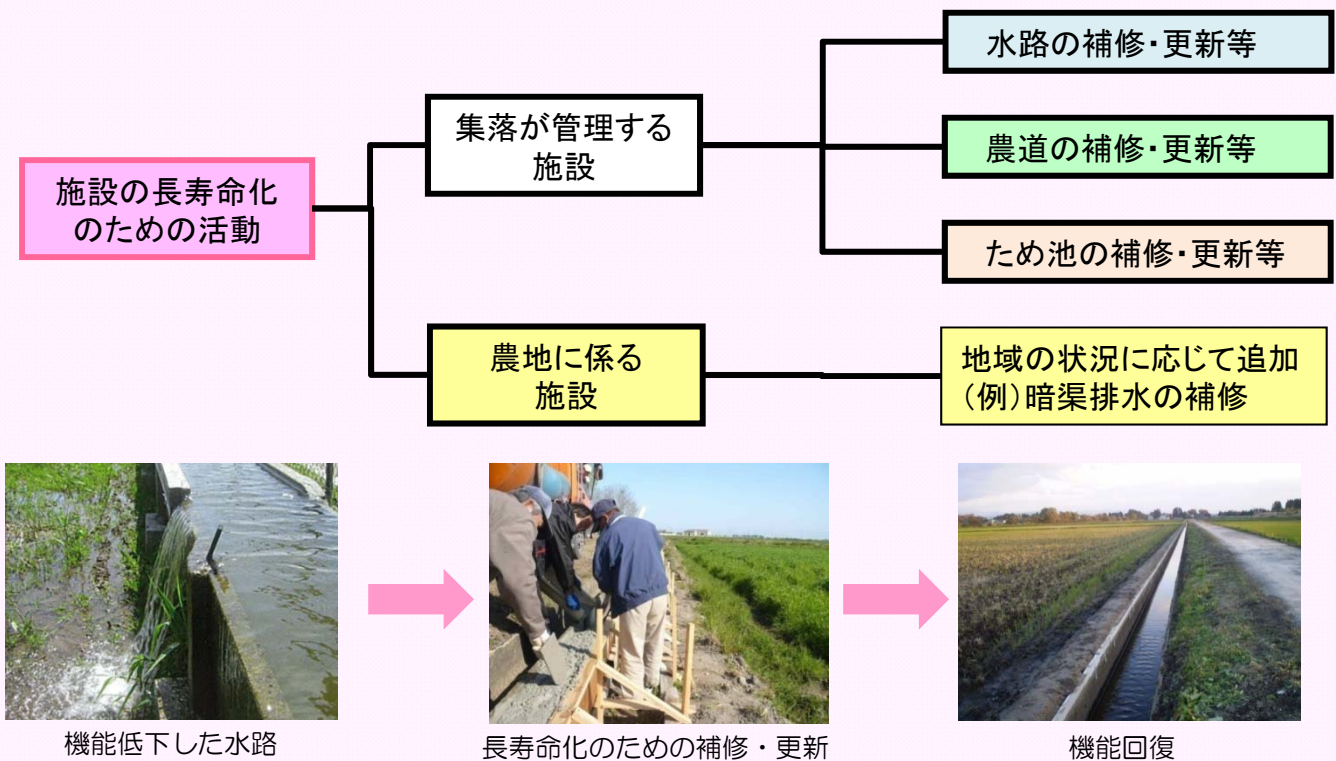
向上活動支援交付金により実施する向上活動の計画を策定します。

3-1. 計画の策定：施設の長寿命化のための活動

活動組織等が、施設の長寿命化のための活動計画を策定します。

（1）施設の長寿命化のための活動の構成・支援単価について

施設の長寿命化のための活動とは、破損や老朽化等より機能低下等を生じている農地周りの水路、農道、ため池などの施設の補修・更新等を行う活動のことです。



支援単価は以下の通りであり、交付対象農用地面積を乗じて算出します。
その額を上限として、必要額の交付申請が可能です。

【支援単価】（国と県、市町村の合計）

	都府県	北海道
田	4,400円/10a	3,400円/10a
畑	2,000円/10a	600円/10a
草地	400円/10a	400円/10a

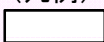
- ・ 畑は、普通畑及び樹園地。
- ・ 草地は、牧草地及び採草放牧地。

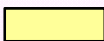
（２）対象活動（施設の長寿命化のための活動）

施設の長寿命化のための補修・更新等の活動の対象となる施設と活動項目は以下のとおりであり、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

対象施設		活動項目	
		補修	更新等
水路		（水路本体） 水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ U字フリューム等既設水路の再布設	（水路本体） 素堀り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新（一路線全体）
		（付帯施設） 集水枡、分水枡の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修	（付帯施設） ゲート、ポンプの更新 安全施設の設置
農道		（農道本体） 農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え（一部）	（農道本体） 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
		（付帯施設） 農道側溝の補修	（付帯施設） 側溝蓋の設置 土側溝をコンクリート側溝に更新
ため池		（ため池本体） 洗堀箇所の補修 漏水箇所の補修	（ため池本体）
		（付帯施設） 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修	（付帯施設） ゲート、バルブの更新 安全施設の設置
農地		（例） 暗渠排水の補修 給水栓の補修	（例） 暗渠排水の設置 給水栓の更新

（凡例）

： 集落が管理する施設（水路、農道、ため池）及びそれらの施設を対象とする活動

： 農地に係る施設については、都道府県が地域の状況に応じた指針を策定することにより追加可能

その他、都道府県が地域の状況に応じた指針を策定することにより、活動項目を追加可能

・各都道府県が策定する指針に基づいた活動項目としてください。
・指針にない活動項目は実施できませんので、注意して下さい。

（３）活動計画の策定手順



活動計画書の様式は86、90ページへ

計画策定の流れは以下のとおりです。

①対象区域の設定

施設の長寿命化のための活動の対象区域は、

- ① 共同活動支援交付金により共同活動に取り組む区域の全域または一部（集落単位以上）
- ② 中山間地域等直接支払の集落協定による共同活動に取り組む集落の区域
- ③ これまでに共同活動支援交付金の交付を受けた実績があるが、今後は共同活動支援交付金の交付を受けずに水路・農道等施設の保安全管理活動に取り組む集落等の区域
- ④ ①～③に該当せず、水路・農道等施設の保安全管理活動に取り組む集落等の区域のいずれかで設定できます。

※なお、共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために新たに別の活動組織を設立しないようにしてください。

②対象施設の検討



活動組織等が管理する農地周りの水路、農道等の施設のうち、本交付金を活用して補修又は更新等を行う必要がある施設を選定します。

③対象活動の検討



「対象活動に関する指針」から対象活動を選択し、数量をとりまとめます。

対象活動については15ページへ

④対象区域面積の算定



活動の対象区域内の農振農用地面積を算定します。
（農用地面積の詳細については、市町村に確認してください）

⑤活動期間の設定



活動期間は5年間を原則としますが、地域の実情に応じて活動期間を短縮した計画とすることもできます。

なお、平成23年度から向上活動支援交付金に係る事業に取り組んでいる活動組織等については、活動期間を平成28年度までとすることも可能です。

⑥交付金額の算定



交付単価に対象区域面積を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
（上記算出額を上限として、地域の実情に応じた必要額の交付申請が可能。）

⑦活動組織等の役割等の記載

当該地区の活動計画に基づく活動を実施する上で、活動組織等の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記載します。

（参考）施設の長寿命化に係る活動の実施に係る費用の算出

※費用の算出にあたっては、市町村、水土里ネット等へご相談下さい。

施設の長寿命化のための活動の内容や実施年度の検討にあたり、活動の実施に係る費用を算出する際の参考としてください。

活動に係る費用の内訳

原則として、交付決定通知日以降の活動が、当該年度の交付金の支払いの対象となりますので、ご注意ください。

費用の内訳	内容
工事費	施設の補修・更新等を行うための工事に係る費用
調査・設計費	施設の補修・更新等を行うための調査・設計等に係る費用
事務費	・保険料 ・活動の実施に係る消耗品費 ・工事発注資料の作成に係る委託費 等

①工事費の算出

工事費は、専門業者からの見積徴収等により計上します。

（18ページの参考単価を参照ください）

なお、地域における積算基準等もありますので、市町村、水土里ネット等へお問い合わせください。

②調査・設計費の算出

調査・設計費については、工事費の一定割合を計上することや、大規模な工事については、専門業者への見積徴収により計上する方法があります。

専門業者の見積が必要な内容かどうか、市町村、水土里ネット等に確認してください。

なお、地域における積算基準等もありますので、市町村、水土里ネット等へお問い合わせください。

③事務費の算出

活動のための諸経費や事務に必要な経費を事務費として計上します。

- ・自主施工により活動を行う際の保険料
- ・プリンタ用紙やインク等の消耗品費
- ・工事発注資料の作成に係る委託費 等

参考 保険料の目安

A社（農地・水・環境保全向上対策の共同活動を対象。開催日数1日、1名につき）

イベント傷害保険 21円

イベント賠償責任保険 12円

B社（傷害事故、賠償責任事故を対象。年間、1名につき）

傷害保険（賠償責任含む） 15,080円

保険料は商品や加入・給付条件により異なりますので、個別に確認願います。

④活動費用の算出

上記の①～③を合計して対象活動の実施に係る費用を算出します。

（参考）農林水産省土地改良工事積算基準による工事単価の算出の例

農林水産省土地改良工事積算基準により工事費を算出した事例を示します。現場条件、地域や発注時期により工事費は大きく異なりますので、下表の値はあくまでも目安としてください。

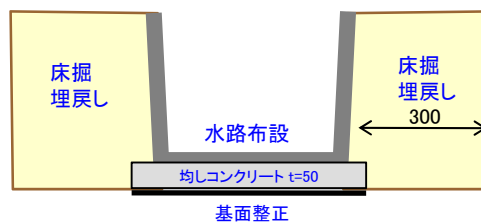
◆素掘り水路からコンクリート水路への更新（1m当たり）

水路規格	幅300 深200	幅450 深295	幅600 深380
請負工事費(円/m)※	9,924	12,856	16,507
直接工事費(円/m)	5,872	7,607	9,767
うち労務費(円/m)	2,389	2,631	2,945

	幅300 深200	幅450 深295	幅600 深380
資材単価(円/本)	4,620	7,580	11,400

・鉄筋コンクリートベンチフリューム
Ⅱ形(JIS A 5372)
・L=2,000mm

水路工 標準断面図 ※注1 上記参考単価は、青字部分の費用を含むものです。



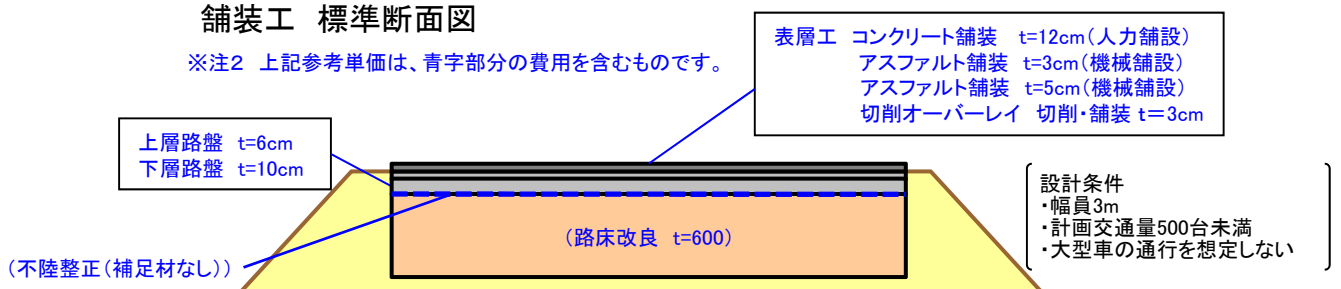
・仮設費(水替工)は含まない。

◆農道をコンクリート舗装又はアスファルト舗装に更新（1㎡当たり）

舗装種類	コンクリート舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装	コンクリート舗装	アスファルト舗装	アスファルト舗装	切削オーバーレイ
舗装厚(cm)	12	3	5	12	3	5	切削・舗装厚3
路床処理	不陸整正			路床改良			—
請負工事費(円/㎡)※	4,134	3,052	3,909	5,734	4,653	5,509	2,871
直接工事費(円/㎡)	2,446	1,806	2,313	3,393	2,753	3,260	1,699
うち労務費(円/㎡)	595	174	174	647	226	226	121

舗装工 標準断面図

※注2 上記参考単価は、青字部分の費用を含むものです。



設計条件
・幅員3m
・計画交通量500台未満
・大型車の通行を想定しない

・切削オーバーレイには上層路盤、下層路盤、路床改良、不陸整正を含まない。
・切削したアスファルトの処分費・運搬費を含む。

※注3 請負工事費＝直接工事費×1.69により算出。

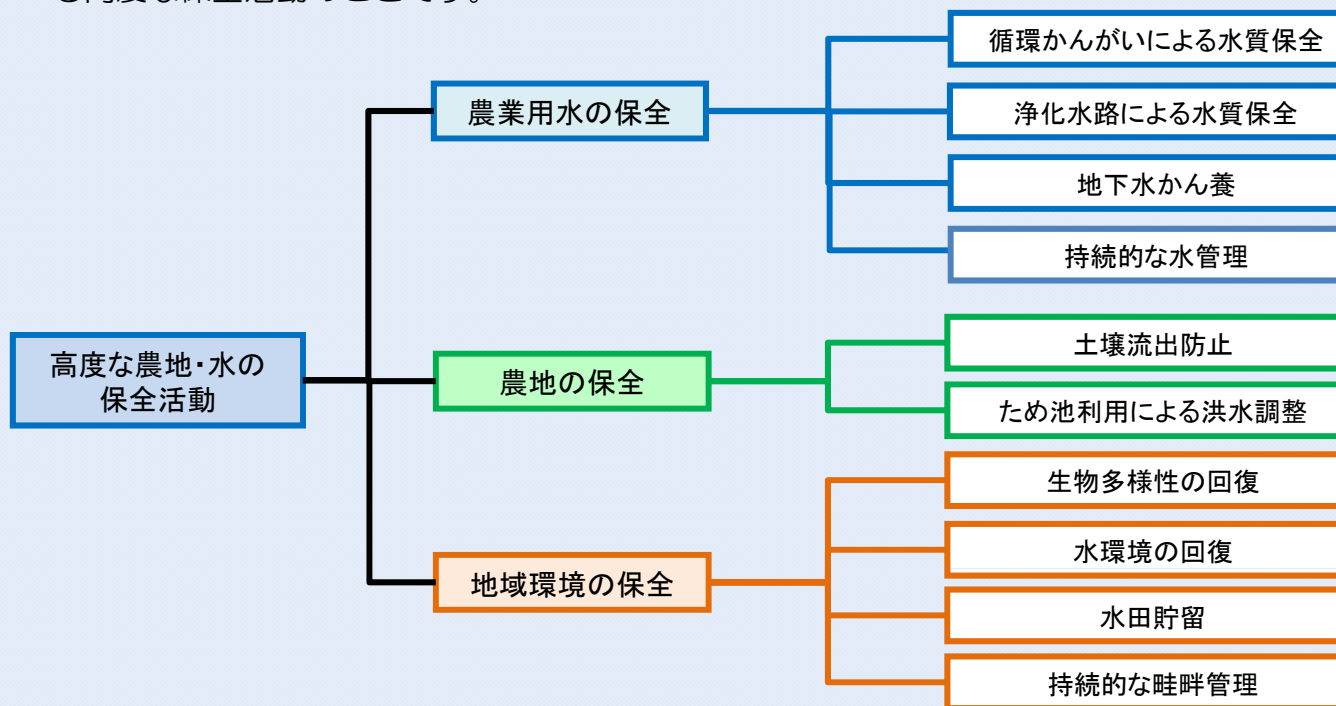
1.69は、農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事)により「ほ場整備工事 300万円以下」の条件で算出した場合の諸経費率。

3-2. 計画の策定：高度な農地・水の保全活動

活動組織等が、高度な農地・水の保全活動の活動計画を作成します。

（1）高度な農地・水の保全活動の構成と支援単価について

高度な農地・水の保全活動とは、水質、土壌、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な保全活動のことです。



農地からの排水を原因として、地域の河川・湖沼等の水質が低下し、周辺環境に影響が発生している場合



循環かんがい施設の保全等の実施

支援単価は以下の通り取組量（ポイント）に応じた面積当たり単価となっており、設定された単価に交付対象農用地面積を乗じて算出します。

ポイント算定については22ページへ

【支援単価】（国と地方の合計）

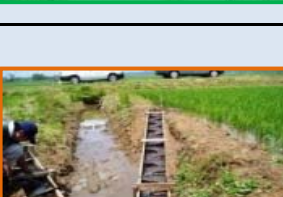
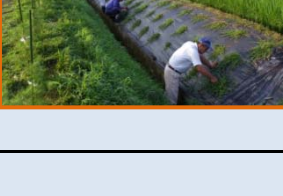
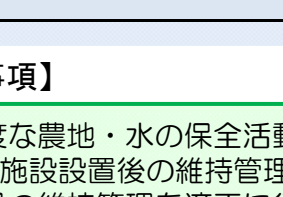
	都府県	北海道
田	500/1,000/1,500/2,000 円/10a	500/1,000/1,500 円/10a
畑	500/1,000/1,500 円/10a	500/1,000 円/10a
草地	—	—

※1 取組量（ポイント）に応じて支援単価を設定。

※2 活動組織が取り組む場合、1組織当たりの受給額は200万円を上限とする。また、農地・水・環境保全組織が取り組む場合、1集落当たりの受給額は200万円を上限とする。

（２）対象活動（高度な農地・水の保全活動）

高度な農地・水の保全活動の対象となる活動項目及びポイントは、以下のとおりです。地域の課題等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

	活動項目	ポイント
農業用水の保全	 循環かんがい施設の保全等 (循環池の土砂除去等を行い、水質を保全します)	13 p/10ha
	水路への木炭等の設置 (木炭等の水質浄化施設の設置などを行い、水質を保全します)	4 p/m
	 冬期湛水等のためのポンプ設置 (ポンプを設置して水田への湛水を行い、地下水をかん養します)	30 p/10ha
	末端ゲート・バルブの自動化等 (末端ゲート・バルブ等の自動化等により、水管理作業を省力化します)	9 p/箇所
	給水栓・取水口の自動化等 (給水栓・取水口の自動化等により、水管理作業を省力化します)	9 p/箇所
農地の保全	 グリーンベルト等の設置 (グリーンベルト(緑地帯)等を設置し、農地の土壌流出を抑制します)	12 p/100m
	防風林の設置 (畑の周りに防風林を設置し、砂ぼこりの飛散を防止します)	3 p/100m
	 ため池等の浚渫 (ため池や沈砂池の浚渫を行い、下流域の洪水被害などを防止します)	20 p/100m ³
地域環境の保全	 水田魚道の設置 (水田と水路との間に魚道を設置し、魚類などの生息環境を改善します)	18 p/箇所
	水路魚道の設置 (水路に魚道を設置し、魚類などの生息環境を改善します)	50 p/10ha
	 生息環境向上施設の設置 (ビオトープなどを設置し、地域の生物の生息環境を確保します)	40 p/箇所
	生物の移動経路の確保 (水路蓋の設置などを行い、地域の生物の移動経路を確保します)	6 p/10m
	 水環境回復のための節水かんがいの導入 (排水を再利用するためのポンプを設置し、取水量を節減します)	30 p/10ha
	水田貯留(排水枳の改良、畦畔の嵩上げ等) (排水枍の改良などを行い、下流域の湛水被害を軽減します)	25 p/10ha
	水田貯留(水位調整板(管)の設置) (水位調整板(管)を設置し、下流域の湛水被害を軽減します)	2 p/10ha
	 カバープランツ(地被植物)の設置 (カバープランツを設置し、畦畔法面等の管理作業を省力化します)	15 p/100m ²
	法面への小段(犬走り)の設置 (法面に小段を設置し、畦畔法面等の管理作業を省力化します)	3 p/10m
	専門家による技術的指導の実施	2 p/回

【留意事項】

高度な農地・水の保全活動では、水田魚道などの施設の設置に係る費用について支援されますが、施設設置後の維持管理については、共同活動支援による取組（支援）となります。施設の維持管理を適正に行うため、施設を設置する場合には、共同活動支援において、施設の維持管理に関する活動が実施できるよう、活動項目を選択してください。

（３）活動計画の策定手順



活動計画書の様式は86ページへ

計画策定の流れは以下のとおりです。

①対象区域の設定

高度な農地・水の保全活動の対象区域は、

- 
- ① 共同活動支援交付金により共同活動に取り組む区域の全域または一部（集落単位以上）
 - ② 中山間地域等直接支払の集落協定による共同活動に取り組む集落の区域
 - ③ これまでに共同活動支援交付金の交付を受けた実績があるが、今後は共同活動支援交付金の交付を受けずに水路・農道等施設の保安全管理活動に取り組む集落等の区域
 - ④ ①～③に該当せず、水路・農道等施設の保安全管理活動に取り組む集落等の区域のいずれかで設定できます。

※ なお、共同活動を実施している活動組織等の構成員の一部で、向上活動の実施のために新たに別の活動組織を設立しないようにしてください。

②対象活動の検討



高度な農地・水の保全活動の対象となる活動項目から、地域のもつ課題等を整理した上で、課題の解決等につながる活動を選択します。

対象活動項目→20ページへ

③対象区域面積の算定



活動の対象区域内の農振農用地面積を算定します。
（農用地面積の詳細については、市町村に確認してください）

④活動期間の設定



活動期間は5年間を原則としますが、地域の実情に応じて活動期間を短縮した計画とすることもできます。また、活動期間中に取組を実施しない年度を含むことも可能です。

⑤交付単価の算定



対象活動のポイント換算表を基に、対象活動の数量から、取組の合計ポイントを集計します。

ポイント算定表を用いて、以下の方法で年度毎の交付単価を算出します。

- 1) 事業実施年度毎の合計ポイントを集計します。
- 2) 10a当たりのポイント（面積ポイント）を求め、交付単価を算出します。

対象活動のポイントは20ページへ

ポイント算定表は23ページへ

⑥交付金額の算定



交付単価に対象区域面積を乗じて、年当たり交付金額を算出します。

⑦活動組織等の役割等の記載

当該地区の活動計画に基づく活動を実施する上で、活動組織等の構成員が担う役割等について、地区の状況に応じて記載します。

交付単価、ポイントの算定

高度な農地・水の保全活動を行う場合、対象活動ごとに対象面積、延長、箇所数等
を乗じて合計したポイントを算定します。対象区域面積当たりのポイントが一定以
上に達すると、交付金が交付されます。

[ポイント算定表は23ページへ](#)

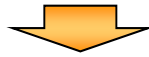
算定の考え方

①取組の合計ポイントを集計

（年度当たりの取組の合計ポイント）＝ $\Sigma (P_i \times A_i)$

P_i ：対象活動のポイント（単価）

A_i ：対象活動の取組面積、延長、箇所数等



②10a当たりのポイント（面積ポイント）に換算し交付単価を決定

（例）都道府県・田の場合

（10a当たりのポイント）＝ $\Sigma (P_i \times A_i) / A$ （対象区域面積(ha)） $\times 1,000$

≥750面積ポイント ⇒ 交付単価：500円/10a

≥1,500面積ポイント ⇒ 交付単価：1,000円/10a

≥2,250面積ポイント ⇒ 交付単価：1,500円/10a

≥3,000面積ポイント ⇒ 交付単価：2,000円/10a



③交付額の算定

（交付額）＝交付単価×地区面積

※活動組織が取り組む場合、1組織当たり200万円を上限とする。
農地・水・環境保全組織が取り組む場合、1集落当たり200万円を上限とする。

（注）対象区域面積が大きく、10a当たりのポイントが750面積ポイントに達しない場合でも、
取組の合計が一定ポイント以上の場合は交付金を交付。

（例）①の取組の合計ポイント≥75ポイント ⇒ 50万円を支払

≥150ポイント ⇒ 100万円を支払

≥225ポイント ⇒ 150万円を支払

≥300ポイント ⇒ 200万円を支払（上限）

支援単価

交付金の単価は下記の表のとおりです。

田、畑の両方で高度な農地・水の保全活動に取り組む場合は、それぞれの対象農
用地面積ごとにポイントを算定します。

面積ポイント 地目・区分		750以上 1,500未満	1,500以上 2,250未満	2,250以上 3,000未満	3,000以上
田	都府県	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a	2,000円/10a
	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a	1,500円/10a
畑	都府県	500円/10a	1,000円/10a	1,500円/10a	1,500円/10a
	北海道	500円/10a	1,000円/10a	1,000円/10a	1,000円/10a

ポイント算定表

高度な農地・水の保全活動のポイント算定は、以下の算定表を用いて行います。
活動計画の高度な農地・水の保全活動にかかる対象区域面積及び当該年度の実績量を入力すると、支援単価及び支援額が算出されます。

取組の例（A県の水田50haの地区）



高度な農地・水保全活動に関するポイント算定表

（府県用）

		対象農用地面積		計	
		田	畑	田	畑
		5,000 a	a	5,000 a	
取組内容	付与ポイント	取組量（田）	取組量（畑）	獲得ポイント（田）	獲得ポイント（畑）
農業用水の保全	(1)循環かんがいによる水質保全	循環かんがい施設の保全等※2	13 p/10ha	ha	0 p
	(2)浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置	4 p/m	m	0 p
	(3)地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプの設置※2	30 p/10ha	ha	0 p
	(4)持続的な水管理	末端ゲート・バルブ等の自動化等	9 p/箇所	箇所	0 p
農地の保全	(1)土壌流出防止	グリーンベルトの設置	12 p/100m	m	0 p
	(2)防風林の設置	防風林の設置	3 p/100m	m	0 p
	(2)ため池利用による洪水調整	ため池等の浚渫	20 p/100m3	m3	0 p
	(2)水環境の回復	水田魚道の設置	18 p/箇所	箇所	36 p
地域環境の保全	(1)生物多様性の回復	水路魚道の設置※2	50 p/10ha	ha	0 p
		生物生息環境向上施設の設置	40 p/箇所	箇所	40 p
		生物の移動経路の確保	6 p/10m	m	0 p
	(2)水環境の回復	水環境回復のための節水かんがいの導入※2	30 p/10ha	ha	0 p
	(3)水田貯留	水田貯留（排水樹の改良、畦畔の嵩上げ等）※2	25 p/10ha	ha	0 p
		水田貯留（水位調整板（管）の設置）※2	2 p/10ha	ha	0 p
	(4)持続的な畦畔管理	カバープランツ（地被植物）の設置	15 p/100m2	m2	0 p
		法面への小段（犬走り）の設置	3 p/10m	m	0 p
その他	専門家の指導	専門家による技術的指導の実施	2 p/回	回	0 p
獲得ポイント合計				76 p	0 p

※1 黄色セルのみ入力

※2 当該取組により効果のある農地面積を入力

目標ポイント	500円/10a	37.5 p	0 p
	1,000円/10a	75 p	0 p
	1,500円/10a	112.5 p	0 p
	2,000円/10a	150 p	

高度な農地・水の保全活動への支援単価

田	1,000 円/10a	畑	0 円/10a
---	-------------	---	---------

高度な農地・水の保全活動への支援額

田	500,000 円	畑	0 円
---	-----------	---	-----

高度な農地・水の保全活動への支援額
（定額が採用される場合）

田	0 円	畑	0 円
---	-----	---	-----

計（上限200万円）
500,000 円

高度な農地・水の保全活動に関するポイント算定表は、以下のURLより入手できます。
http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/n_youshiki/yoshiki.html

3-3. 計画の策定：農地・水・環境保全組織の取組

農地・水・環境保全組織が取り組むことができる、取組体制の強化を図る活動等（活動組織の広域化・体制強化、地域資源保全プランの策定）の計画を策定します。

（１）農地・水・環境保全組織の取組に対する支援について

① 活動組織の広域化・体制強化

広域化・体制強化した組織（農地・水・環境保全組織）の体制づくり又は活動組織のNPO法人化に必要な経費を支援します。

農地・水・環境保全組織の設立にかかる手続き及び要件については9～13ページへ

向上活動支援交付金において、「活動組織の広域化・体制強化」のみに取り組む場合は、活動計画書を作成する代わりに、農地・水・環境保全管理協定の認定通知書又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第13条の登記事項証明書の写しを、交付申請書に添えて提出します。

交付申請書の様式は93ページへ

② 地域資源保全プランの策定

施設管理のための全体構想（地域資源保全プラン）の策定に係る経費を支援します。
地域資源保全プランの策定により、地域が主体となった施設の高度なリスク管理の実現、最適な施設の機能保全のサポート体制の整備等を図ります。

【支援単価】（国と地方の合計）

対象項目	支援額
① 活動組織の広域化・体制強化	40万円/組織
② 地域資源保全プランの策定	50万円/組織

（２）活動計画の策定手順



活動計画書の様式は86ページへ

計画策定の流れは以下のとおりです。

①対象活動の検討



②活動実施年度の設定



対象活動を実施する年度を設定します。

③交付金額の算定

1 組織当たりの交付金額を算出します。

4. 申請書類の提出

活動組織、農地・水環境保全組織から地域の推進体制へ、活動計画書、交付申請書を提出します。

4-1. 採択申請

向上活動支援交付金による活動を実施しようとする場合には、その初年度に活動計画書を、地域の推進体制を経由して、地方農政局長等あてに活動計画書を提出します。

提出先の確認→8ページへ

活動計画書には、次の書類を添付します。

	活動組織	農地・水・環境保全組織
添付書類	・農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書 ・活動組織規約 ・交付金の振込先 ・地域資源保全管理計画書（作成した場合のみ）	・農地・水保全管理協定書 ・農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則 ・農地・水保全管理協定の認定通知書又は登記事項証明書の写し ・交付金の振込先 ・地域資源保全管理計画書（作成した場合のみ）

活動計画書、交付金振込先、地域資源保全管理計画の様式は86～91ページへ
組織の規約、協定書の様式は「共同活動の手引き」28～35ページ参照
農地・水保全管理協定書、運営委員会規則の様式は「共同活動の手引き」37～49ページ参照

また、既に向上活動支援交付金の採択を受けて活動を実施している活動組織等が採択内容を変更する場合は、下記を参考に手続きを行ってください。

採択内容の変更手続きについて

採択申請書類（活動計画書、地域資源保全管理計画書、協定書、規約、又は交付金の振込先）に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

①採択内容の変更承認申請

- ・対象活動の追加又は廃止
- ・向上活動支援交付金の対象区域の変更
- ・高度な農地・水の保全活動の交付単価の変更を要する対象活動の変更
- ・活動期間の変更
- ・事業実施主体の変更
- ・事業の中止又は廃止

【申請時期】

上記のいずれかの変更が必要となるとき

【提出書類】

- ・活動計画書
- ・協定書、規約、交付金の振込先、地域資源保全管理計画書のうち変更が生じたもの

②採択内容の変更の届出

- ・左記以外の変更
（役員の交代、構成員の変更 等）

【提出時期】

以下の書類のうち提出日が早い方と併せて併せて提出

- ・当該年度の実績報告書（113ページ）
- ・翌年度の交付申請書（93ページ）

【提出書類】

活動計画書、協定書、規約、交付金の振込先、地域資源保全管理計画書のうち変更が生じたもの

4-2. 交付金の申請

① 交付申請書の提出

採択通知が届いた後、毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請について、地方農政局長等あての申請書と地域の推進体制あての申請書を地域の推進体制に提出します。

[提出先の確認→8ページへ](#)



なお、採択申請時等に提出した活動計画書、地域資源保全管理計画書※、協定書、規約又は交付金の振込先に変更があった場合、変更があった書類を添付して提出します。

※作成している場合のみ

[交付申請書の様式は93ページへ](#)

② 交付決定の通知

地方農政局長等と地域の推進体制が、交付申請書の内容について、必要な審査を行った後に、地域の推進体制から交付金の交付決定通知が送付されます。



原則として、交付決定通知日以降の活動が、当該年度の交付金の支払いの対象となります。

③ 概算払請求書の提出

対象組織は、交付金額の決定後、交付金の支払を請求（概算払請求）することができます。概算払請求する場合、交付決定額（国分）が100万円以上の組織は原則2回に分けて請求します。初回の請求は、12月31日までに必要な金額（交付決定額の90%を上限）を請求し、残額分は1月以降に事業の進捗状況に応じて請求します。



概算払請求書は地域の推進体制に提出しますが、国と地方分の交付金について、それぞれ請求する宛先が異なりますので、ご注意ください。

[概算払請求書の様式は94ページへ](#)

④ 交付金の支払

必要な審査及び支払の手続きが行われた後に、指定した金融機関の口座に交付金が振り込まれます。

交付決定前における事業着手について

向上活動支援交付金の支援対象となる活動は、原則として、交付決定日以降に実施された活動です。ただし、やむを得ず交付決定前に活動を実施する必要がある場合は、国に交付決定前着手届を提出することで、交付決定前の活動が可能となります。詳しくは、地域の推進体制（地域協議会等）にご相談ください。

5. 活動の実施

活動計画に基づき、向上活動支援にかかるそれぞれの活動を実施します。

5-1. 活動の実施：施設の長寿命化のための活動

活動計画書に位置づけた取組について、42～66ページ「農地周りの水路・農道等の長寿命化のための活動の解説」を参考に、施設の長寿命化のための活動を実施します。

農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活動の解説 目次

活動の具体的な実施方法（自主施工または外部発注）は28～32ページへ

対象施設	活動項目			
	補修	ページ	更新	ページ
水路  （水路の老朽化部分の補修）	（水路本体） ・水路の破損部分の補修 ・水路の老朽化部分の補修 ・水路側壁の嵩上げ ・U字フリューム等既設水路の再布設	43ページ 44ページ 45ページ 46ページ	（水路本体） ・素掘り水路からコンクリート水路への更新 ・水路の更新（一路線全体）	47ページ 48ページ
	（付帯施設） ・集水柵、分水柵の補修 ・ゲート、ポンプの補修 ・安全施設の補修	49ページ 50ページ 51ページ	（付帯施設） ・ゲート、ポンプの更新 ・安全施設の設置	52ページ 53ページ
農道  （未舗装農道を舗装）	（農道本体） ・農道路肩、農道法面の補修 ・舗装の打換え（一部）	54ページ 55ページ	（農道本体） ・未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）	56ページ
	（付帯施設） ・農道側溝の補修	57ページ	（付帯施設） ・側溝蓋の設置 ・土側溝をコンクリート側溝に更新	58ページ 59ページ
ため池  （漏水箇所の補修）	（ため池本体） ・洗掘箇所の補修 ・漏水箇所の補修	60ページ 61ページ		
	（付帯施設） ・漏水箇所の補修 ・洪水吐の補修 ・安全施設の補修	62ページ 63ページ 64ページ	（付帯施設） ・ゲート、バルブの更新 ・安全施設の設置	65ページ 66ページ

対象活動毎に活動内容や配慮事項等を別冊に整理しています。資料については、以下のURLで公表していますので参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

（参考）施設の長寿命化のための活動の実施方法

（１） 自主施工の場合

①自主施工による活動

施設の長寿命化のための活動のうち施設の簡易な補修・更新等については、活動組織等が自主施工により実施することができます。

補修・更新等の内容によっては、専門業者による工事が必要となる場合があります。自主施工によることが可能かどうか、事前に市町村、水土里ネット等へ相談してください。また、設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②活動組織（集落）が管理・確認する事項

自主施工では、資材・重機の手配や人員の配置、資材等の品質確認や出来形の管理、安全の配慮など工事全般について、活動組織等が直接、管理・確認していく必要があります。

管理・確認する事項	管理・確認方法
資材等の品質	資材納入時に、カタログ等の資料や試験成績表、材料納品書を併せて受領して確認。
工事の出来形※	対象施設の機能に着目した管理を行う。 →29ページへ
安全の配慮	活動時の安全に配慮するとともに、自主施工参加者の傷害保険等への加入。

※出来形：工事が完了した部分のこと

これらの管理・確認を円滑に行うため、必要に応じて水土里ネット等に委託することも可能です。

③工事の実施

工事の実施に先立ち、以下を参考に工事に関する段取りを決めます。

- ア. 工事の作業手順や日程
- イ. 現場における作業分担
- ウ. 機械、資材の調達方法、使用計画
- エ. 施工方法、仮設計画
- オ. 廃材等の処分方法 など

工事に係る日数や資機材の調達先等については、市町村、水土里ネット等に相談してください。

対象活動毎に施工内容や配慮事項等を別冊に整理しています。資料については、以下のURLで公表していますので参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

【留意事項】

作業にあたっては、ヘルメット、安全靴、革手袋等を着用し、安全確保の徹底を図るとともに、専門業者等の指導を受け適切な方法で施工します。

④工事の出来形について

自主施工における出来形管理については、各施設の機能に着目した管理を行います。出来形管理の例を以下に示します。

出来形の管理を行う際の基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認して、必要な基準を適用してください。

自主施工における出来形管理の例

- ・掘削
掘削幅、深さに不足や掘り過ぎが生じない。
- ・基礎材、舗装材
幅や厚さが設計値を下回らない。
（完成後に見えなくなる箇所は寸法が分かる写真を撮っておく）
構造物の安定化や車両の走行性を確保するため、
平滑な仕上げを心がける。
- ・コンクリート水路の布設
逆勾配とならないこと。中弛みを生じないこと。
漏水が生じないように目地処理を確実に行うこと。



※現場条件や施工内容により異なります。市町村等集落以外の者が所有する施設について施工を行う場合には、出来形管理方法について、施設の管理者と相談してください。

⑤工事終了後の確認（検査）について

工事が目的どおりに実施されたか現場を確認します。

なお、市町村等集落（活動組織等）以外の者が所有する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

自主施工時の保険加入について

自主施工を行う際に加入する保険については、被保険者の障害に適用する「普通傷害保険」を基本契約として、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊した場合の「賠償責任保険」を特約とする場合が基本となります。

民間保険会社等で各種保険を取扱いしていますが、適用にあたっては、加入条件及び給付条件を十分に確認してください。

自主施工による実施が困難な例

- ・**厳密な測量を伴う工事**
測量、施工の精度が、施設の機能に影響を与える場合（水路勾配が緩く、厳密な水路高さの管理が必要な場合など）
- ・**専門的な技術が要求される工事**
特殊な品質管理が必要となる場合（アスファルト合材の温度管理等）
- ・**施工量が多い工事**
工事期間内に完了させるために専門技術者による効率的な施工が必要な場合
- ・**危険を伴う工事や施設の管理者の許可が必要な工事**
交通量の多い道路に隣接した箇所での施工
鉄道に隣接した箇所での施工
掘削断面確保のために土留め工などの仮設が必要な施工 等

※現場条件や施工内容により異なります。自主施工の検討にあたっては、市町村、水土里ネット等と相談してください。

（２） 外部発注する場合

①外部発注について

厳密な測量や専門的な技術が求められる工事の場合は、専門業者に外部発注することができます。

[自主施工が困難な例は30ページへ](#)

また、大規模な工事で、工事前に測量・設計等が必要な場合には、これらの作業についても、専門業者に発注することができます。設計や施工に関する基準については、対象とする施設の管理者に事前に確認してください。

②外部発注の方法

外部発注は

ケース1：業者から施工方法の提案を受けて工事発注する場合

ケース2：実施主体が仕様を定めて工事発注する場合があります。

[ケース1及び2の流れは32ページへ](#)

③外部発注における契約の方法

交付金の適正な執行の観点から、複数社の見積の結果により、最低価格を提出した業者を採用するなど契約相手先を選定します。

契約方法等の詳細については、市町村等に相談してください。

④工事の施工管理について

施工図面に基づき工事を実施する場合には、適正に施工が行われるよう、定められた基準に基づき施工業者が施工管理を実施します。

施工管理の基準については、施設を管理している市町村や水土里ネットに確認してください。

また、活動組織等が現地において補修箇所を特定するような工事（現場合わせの工事）の場合には、補修後に施設の機能が確保されるよう施工することが必要です。

⑤完成検査（現場での確認）について

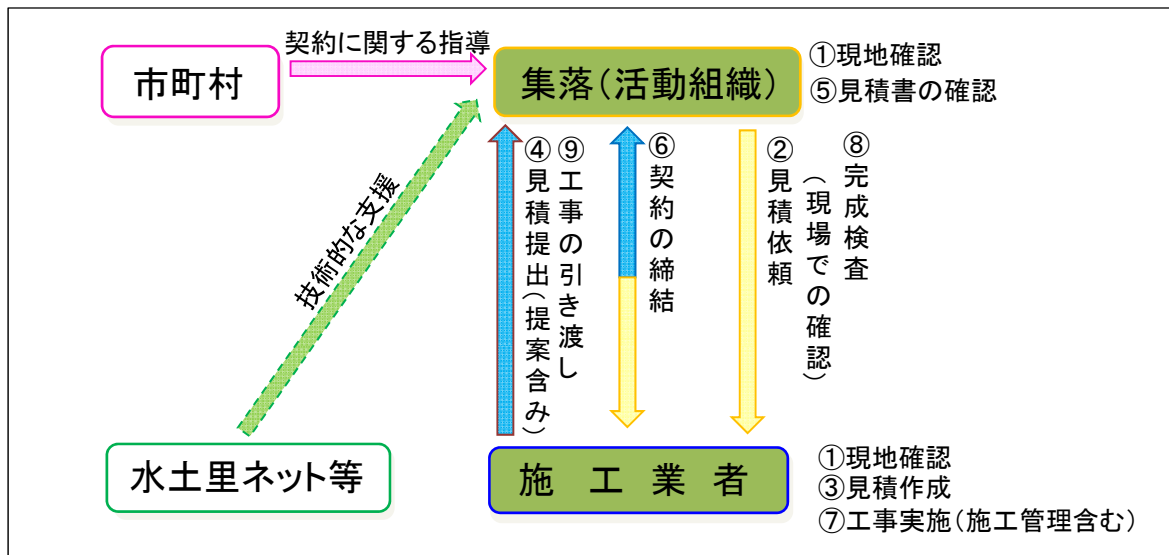
活動組織等は、工事が目的どおりに実施されたかどうかについて現地確認等の検査を行います。必要に応じて、専門的な知見または技術を有している者の指導、助言等を活用して、検査を行うことができます。

なお、市町村等集落（活動組織等）以外の者が管理する施設について施工を行う場合等、施設の管理者が検査方法を定める場合は、その方法に従ってください。

外部発注の方法ごとの流れ

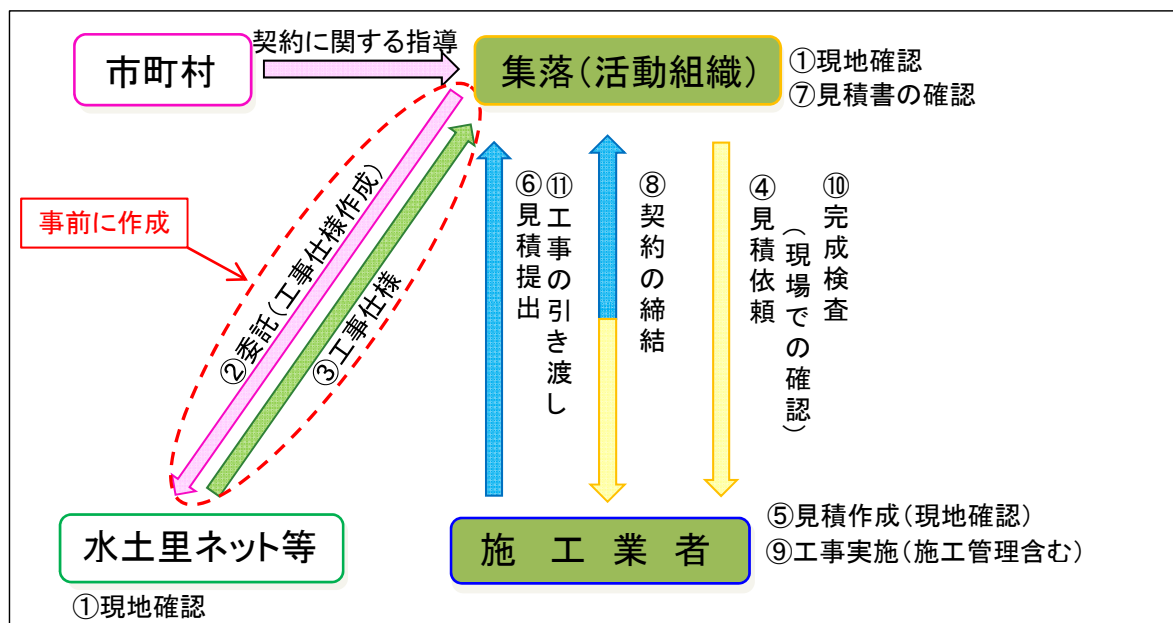
ケース1：業者から施工方法の提案を受けて工事発注する場合

○現地に施工業者を案内し、どの部分をどのように補修あるいは更新したいのか説明を行い、見積徴収。この際、施工方法の提案も受け付ける旨を説明。



ケース2：実施主体が仕様を定めて（※）工事発注する場合

○集落（活動組織）は水土里ネット等への委託等により事前に作成した工事仕様に基づき業者から見積徴収し、工事発注。



（※）現地に水土里ネット等を案内し、集落（活動組織）が補修または更新したい施設について、工事仕様（工期、数量、図面）の作成を水土里ネット等に委託。

5-2. 活動の実施：高度な農地・水の保全活動

活動計画書に位置づけた取組について、67～83ページ「水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説」を参考に、高度な農地・水の保全活動を実施します。

水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説 目次

活動の具体的な実施方法（自主施工または外部発注）は29～33ページへ

活動区分	活動項目	ページ
1. 農業用水の保全  (循環かんがい施設の保全)	(1) 循環かんがいによる水質保全	循環かんがい施設の保全等 68ページ
	(2) 浄化水路による水質保全	水路への木炭等の設置 69ページ
	(3) 地下水かん養	冬期湛水等のためのポンプ設置 70ページ
	(4) 持続的な水管理	末端ゲート・バルブの自動化等 71ページ
		給水栓・取水口の自動化等 72ページ
2. 農地の保全  (ため池の浚渫)	(1) 土壌流出防止	グリーンベルト等の設置 73ページ
		防風林の設置 74ページ
	(2) ため池利用による洪水調整	ため池等の浚渫 75ページ
3. 地域環境の保全  (水田魚道の設置)  (ワンドの設置)  (カバープランツの設置)	(1) 生物多様性の回復	水田魚道の設置 76ページ
		水路魚道の設置 77ページ
		水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置 78ページ
		生物の移動経路の確保 79ページ
	(2) 水環境の回復	水環境回復のための節水かんがいの導入 80ページ
	(3) 水田貯留	水田貯留 81ページ
	(4) 持続的な畦畔管理	カバープランツ(地被植物)の設置 82ページ
		法面への小段(犬走り)の設置 83ページ

対象活動毎に活動内容や配慮事項等を別冊に整理しています。資料については、以下のURLで公表していますので参照してください。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html

5-3. 活動の実施：農地・水・環境保全組織の取組

活動組織の広域化・体制強化又は地域資源保全プランの策定の取組を実施します。

（１）活動組織の広域化・体制強化

農地・水・環境保全管理協定に参加する集落及び団体の役割などを決めるための話し合いや、組織運営に必要なとなる備品の購入等を実施し、組織体制を整備します。又は、活動組織をNPO法人化するための手続き等を実施します。

ただし、本支援を受ける場合、交付申請時に農地・水・環境保全管理組織又はNPO法人を設立している必要があります。

農地・水・環境保全組織の設立に係る手続き及び要件については9～13ページへ

（２）地域資源保全プランの策定

農地・水・環境保全組織が、対象区域内にある水路等の農業用施設の劣化状況の診断、サポート体制の検討、水利用計画の検討などを行い、施設の機能保全対策等の実施計画を策定します。

なお、策定した地域資源保全プランは、実績報告に併せて提出する必要があります。

地域資源保全プランの記載例→100～110ページへ

地域資源保全プランの構成

①施設の状況把握(リスク管理)

地域内の施設の劣化状況等を把握し、日常の保全管理上の留意点や補修等長寿命化対策の実施時期を検討します。



②長寿命化対策の計画

状況把握に基づき、長寿命化対策を計画します。



③資金計画(事前積立等)の検討

施設の補修のための事前積立や突発事故時の対応のために施設保険について検討します。

④サポート体制の検討

地域内の役割分担を決め、定期的な診断・監視や、突発事故時のサポート体制を構築します。

⑤水利用計画の検討※

営農体系の変化等に応じた地域の用水利用の新たな取組(節水手法など)を検討します。

※地域の実情に応じて必要があれば記載する。

6. 活動の記録・報告

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。
当該年度の活動の記録をとりまとめ、市町村に報告します。

6-1. 活動の記録

日々の活動を記録し、活動記録、金銭出納簿等を作成します。

(1) 活動記録



[様式は96ページへ](#)

①活動記録について

活動の実施及びそのための準備やその後の整理・とりまとめなど、向上活動支援に係る何らかの活動を行った日は、活動記録にその内容等を記入してください。

②活動記録の作成に当たって

- ・ 「活動内容」の活動項目については、「調査計画」などから当てはまるものを選んでチェックしてください。
（活動項目別の作業の例を下表に示します。）
- ・ 支出の有無にかかわらず記録してください。
- ・ 「備考」には、活動内容の詳細を記入してください。

向上活動支援交付金における活動項目の例

活動項目	作業の例
「調査計画」	活動または施工を行う予定箇所の現地調査・確認など
「設計作業」	図面の作成、図面や工事の仕方についての土地改良区等との打ち合わせなど
「発注事務」	自主施工する場合の資材・機材の手配、外部発注する際の見積徴収や契約書作成に係る事務など
「設置等」	自主施工の際の現場での作業、外部発注する際の施工中の確認など
「事務処理」	活動実施後または施工後の支払、作業日報、活動記録及び金銭出納簿の整理、総会のための準備など

（参考）作業日報



様式は97ページへ

活動記録の詳細資料として、作業日報を作成することができます。その際、活動実施日時、活動参加人数、活動内容が活動記録と整合するようご注意ください。

（２）金銭出納簿



様式は98ページへ

①金銭出納簿について

金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、向上活動支援交付金の活動に係る全ての出納について記入します。

なお、年度末には金銭出納簿に基づいて内部監査をして頂き、また実績報告書とともに地方農政局等に提出して頂きます。

②金銭出納簿の作成に当たって

- ・ 日付には領収書と同じ日付を記載してください。
- ・ 日当の支払については、活動の実施日を記載してください。

なお、金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、活動を実施した年度の翌年度から５年間保管する必要がありますのでご注意ください。

（３）財産管理台帳



様式は99ページへ

①財産の取扱いについて

活動組織等が施設の長寿命化のための活動に取り組む場合、活動の対象となる施設の管理者と協定を締結します。

向上活動支援交付金により長寿命化のための更新等を行った施設（財産）については、事業終了後においても、当該協定書等に基づき、定められた管理者が適切に管理します。

②財産管理台帳の整備

更新等を行った施設については、財産管理台帳に一覧表を作成し、保管しておきます。

当該施設については、工事の完了後は、原則として、活動組織等が管理することとしますが、市町村等との協定において、市町村等に譲渡することとした場合、地方農政局長等に財産処分に係る承認申請を提出して頂き、承認を受けた上で、これを行うことが可能です。

なお、補修を行った施設（対象活動のメニューが「補修」のもの）は対象となりません。詳しくは、協定を締結した市町村等にご確認ください。

財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間を記載します。

財産の処分制限期間について

施設の長寿命化のための活動で更新等を行った施設については、国が当該施設の耐用年数を勘案して定める期間、国の承認を受けないで、交付金の目的に反した使用等をする 것을制限しています。

なお、処分制限期間の例は下記のとおりです。記述されている施設以外の処分制限期間は119ページの問い合わせ先にご確認ください。

都道府県、地方農政局等が耐用年数を勘案して設定している処分制限期間を記載してください。

施 設	構 造	処分制限期間
水 路	コンクリート造のもの	17、30又は40年
農 道	コンクリート舗装	15年
	アスファルト舗装	10年
	砂利舗装	8又は15年
水路 ため池	ゲート、ポンプ、バルブ	7又は17年
	防護柵（金属造りのもの）	10年

6-2. 活動の報告

活動の実績報告書を作成し、市町村長等に報告します。

（１）遂行状況報告書のとりまとめ



様式は112ページ参照

当該年度の交付金決定額（国分）が100万円以上の活動組織等は、12月31日時点の活動の進捗状況について、遂行状況報告書を作成し、1月31日までに地域の推進体制を経由して地方農政局等に提出します。

（２）実績報告書の提出



様式は113～114ページ参照

①実績報告書の提出

当該年度の活動終了後に活動の実績を実績報告書により市町村へ報告します（提出期日はP8参照）。実績報告書は、地域の推進体制あてと地方農政局長等あての2部が必要です。

提出先の確認は8ページへ

また、実績報告書の提出の際には、次の書類を添付します。

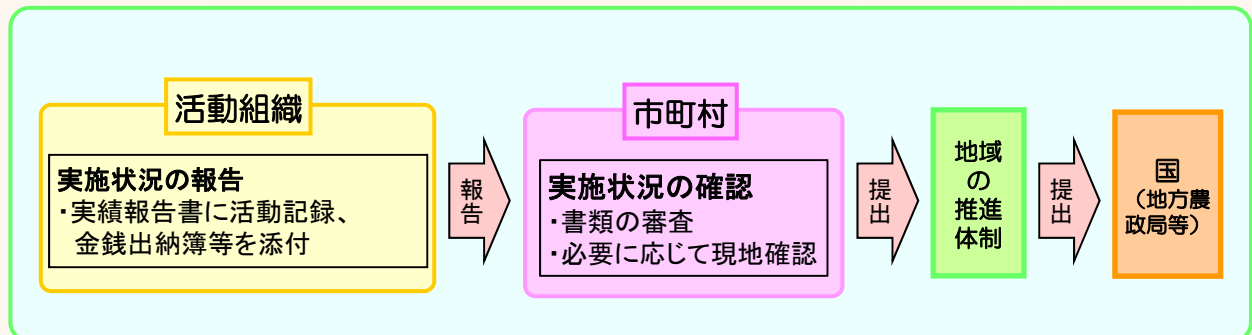
ア. 活動記録 →様式は96ページへ

イ. 金銭出納簿 →様式は98ページへ

ウ. その他必要な書類（領収書の写し等）

エ. 地域資源保全プラン（当該年度に作成した場合） →様式は100～110ページへ

実績報告のフロー



②交付金の精算（国の交付金について）

地方農政局等及び地域の推進体制は、実績報告書の内容について審査し、交付金の額の確定を行います。

確定した額よりも、既に交付された交付金のほうが多かった場合、差額分の交付金を返還していただきます。

交付金の返還が必要な場合は、地方農政局長等から額の確定通知と納入告知書（返還請求書）を送付しますので、額の確定通知日から20日以内に、納入告知書を最寄の金融機関等に持参のうえ、交付金の返還手続きを行ってください。

期限内に納付されない場合は、未納額に対して、その未納期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することとなりますので、ご注意ください。

③、④については、各都道府県、市町村において記述してください

③ 交付金の精算（都道府県の交付金について）

④ 交付金の精算（市町村の交付金について）

(3) 仕入れに係る消費税等相当額に関する報告

①概要

消費税は、生産、流通の各段階で二重、三重に課税されることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除し、税が累積することのない仕組みとなっています。

向上活動支援交付金において、課税事業者に該当する活動組織等が、確定申告により仕入れに係る消費税の控除を受けた場合は、地方農政局等に対して、仕入れに係る消費税等相当額の報告及び返還を行う必要があります。

また、活動組織等が免税事業者該当する場合は、国への返還を行う必要はありませんが、当該組織が免税事業者であることについて、当該組織からの報告等に基づき地方農政局等が確認を行うこととなります。

②具体的な報告方法等について

活動組織等が課税事業者である場合と免税事業者である場合では、仕入れに係る消費税等相当額の報告方法等が異なりますので、まずは、活動組織等がどちらに該当するのかを確認して下さい。

免税事業者の消費税額報告の方法については、地方農政局等と相談の上、各地域毎に以下の報告方法から選択してください。

当該年度の前々年度の課税売上高*が1,000万円を超えているか

※ 課税売上高：消費税が課税される取引の売上金額（消費税及び地方消費税額を除く）

NO

YES

免税事業者

基本的に新たな提出資料はありません。

地方農政局等が、既に提出されている金銭出納簿等の確認を行います。

ただし、農地・水・環境保全組織が、前々年度において、農地・水保全管理
支払交付金以外の事業を実施している
場合には、その事業に係る売上高がわ
かる資料を提出して下さい。

課税事業者

税務署への確定申告の後、仕入れに係る消費税等相当額報告書に、以下の資料を添付して提出します。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・消費税及び地方税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額の積算の内訳

【提出方法】

地域の推進体制を經由して、各地方農政局等へ提出

【提出期限】

確定申告後速やかに提出
(ただし、仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで)

仕入れに係る消費税等相当額報告書に、
前々年度の金銭出納簿等を添付して提出
します。
記載例は115～116ページへ

記載例は115～116ページへ

農地・水・環境保全組織が、前々年度において、農地・水保全管理支払交付金以外の事業を実施している場合には、その事業に係る売上がわかる資料を提出して下さい。

【提出方法】

地域の推進体制を經由して、各地方農政局等へ提出

【提出期限】

交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで

報告
方法1

報告
方法2

(参考)

農地周りの水路・農道等の長寿命化のための活動の解説

水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説

この解説書は、代表的な対象活動について、活動の対象となる状況、活動の内容と期待される効果(または活動の目的及び基準)、活動の手順と留意点等について例示したものです。

現場の状況は地域により様々ですので、この解説書を参考にしながら、現場に適合した活動をしていただくようお願いします。

農地周りの水路・農道等の長寿命化のための活動の解説

I 水路(開水路)

1 水路本体

(1)水路の破損部分の補修	P43
(2)水路の老朽化部分の補修	P44
(3)水路側壁の嵩上げ	P45
(4)U字フリューム等既設水路の再布設	P46
(5)素掘り水路からコンクリート水路への更新	P47
(6)水路の更新(一路線全体)	P58

2 付帯施設

(1)集水枡、分水枡の補修	P49
(2)ゲート、ポンプの補修	P50
(3)安全施設の補修	P51
(4)ゲート、ポンプの更新	P52
(5)安全施設の設置	P53

II 農道

1 農道本体

(1)農道路肩、農道法面の補修	P54
(2)舗装の打換え	P55
(3)未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) ..	P56

2 付帯施設

(1)農道側溝の補修	P57
(2)側溝蓋の設置	P58
(3)土側溝をコンクリート側溝に更新	P59

III ため池

1 ため池本体

(1)洗掘箇所への補修	P60
(2)漏水箇所の補修	P61

2 付帯施設

(1)取水施設の補修	P62
(2)洪水吐の補修	P63
(3)安全施設の補修	P64
(4)ゲート、バルブの更新	P65
(5)安全施設の設置	P66

対象施設：水路（開水路）

施設の区分：水路本体

対象活動：水路の破損部分の補修

水路の破損部分の補修

I. 活動の対象となる状況

水路において、

- ・ひび割れ
- ・部分的な欠損
- ・側壁の倒壊

など、一部の区間が破損しており、必要な用水量が確保できない、漏水するなどといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填や布設替えなどにより、水路の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・水路の破損状況を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・斜めに生じる大きなひび割れや側壁の倒壊等は外力に起因するものが多いため、部材断面を大きくするなどの検討も必要です。

②実施

- ・ひび割れはひび割れ被覆工法やUカット工法等で補修します。
- ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。
- ・破損状況によっては、部分的に水路を布設替えします。

③確認

- ・補修した水路に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

水路の老朽化部分の補修

I. 活動の対象となる状況

水路において、

- ・目地の劣化
- ・コンクリート表面の摩耗
- ・ひび割れ
- ・はく離

などにより、一部の区間が老朽化し、漏水等のため、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

目地材の充填やコンクリート表面へのコーティング材塗布等により、水路の老朽化部分を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | ・水路の老朽化状況を目視にて点検します。
・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | ・目地の劣化部分は既設目地を撤去し、新たな目地材を充填して補修します。
・コンクリート表面の劣化はコーティング材などを塗布することによって補修します。 |
| ③確認 | ・目地部から漏水がないか、コーティング材のはく離などがないか確認します。
・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

対象施設：水路（開水路）

施設の区分：水路本体

対象活動：水路側壁の嵩上げ

水路側壁の嵩上げ

I. 活動の対象となる状況

水路敷きの不同沈下により、

- ・部分的な溢水

が生じて、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合

〔 * 不同沈下が激しく、溢水に加えて、接続部からの漏水、土砂が堆積しやすくなるといった通水機能の低下がみられる場合は、別項目「U字フリューム等既設水路の再布設」の対策を行います。 〕



II. 活動の内容と期待される効果

当該部分の側壁に新たなコンクリート側壁を打ち足すことにより、水路を補修します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・水路に水を流して不同沈下の状況を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・沈下している水路の前後に水糸を張る等して、必要な通水量を確保するための嵩上げ高さを調べます。

②実施

- ・既設水路の側壁にコンクリートを打ち足して嵩上げします。

③確認

- ・水路から漏水や溢水がないか確認します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

U字フリューム等既設水路の再布設

I. 活動の対象となる状況

水路敷きの不同沈下により、

- ・漏水
- ・溢水
- ・土砂が溜まりやすくなる

などが生じて、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

既設水路を撤去して、一定勾配となるように再布設します。

このことにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・水路の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・水路に水を流して不同沈下の状況を目視にて点検します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・既設水路を撤去して、一定勾配となるように再布設します。・撤去した水路は再利用することを基本としますが、水路の状態に応じて、新しい水路を設置することも考えられます。・地盤が軟弱であったり、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・水路から漏水や溢水がないか確認します。・水路底に局所的に土砂が溜まらないか確認します。・水路が再び沈下していないか確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

対象施設：水路（開水路）

施設の区分：水路本体

対象活動：素掘り水路からコンクリート水路への更新

素掘り水路からコンクリート水路への更新

I. 活動の対象となる状況

現況が素掘りの水路において、

- ・水路が崩れやすい
- ・土砂やごみが溜まりやすい
- ・水路内に雑草が繁茂する などにより、必要な用水量が確保できない、大雨時に溢れるといった通水機能の低下がみられる場合や、清掃や泥上げなどの維持管理に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

素掘り水路をコンクリート水路（既製品、現場打ち）に更新します。
コンクリート水路とすることにより、

- ・水路の通水機能が維持される
- ・清掃や泥上げなどの維持管理が容易となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・素掘り水路の現況について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。・点検結果に応じた対策方法を検討します。・素掘り水路をコンクリート水路とすることで、上下流の取水、排水に影響する場合や、素掘り水路が希少な動植物の生育・生息環境となっている場合があるので留意が必要です。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・コンクリート水路（既製品、現場打ち）への更新を行います。・地盤が軟弱である場合や、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・設置した水路に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



水路の更新（一路線全体）

I. 活動の対象となる状況

水路において破損や老朽化により、

- ・ひび割れ
- ・欠損、側壁の倒壊
- ・目地の劣化
- ・コンクリート表面の摩耗
- ・はく離

などが一路線全体を通じて発生し、必要な用水量が確保できないといった通水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

既設水路を撤去して、新たな水路を布設します。
このことにより、

- ・水路断面の通水機能が維持される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・水路の一路線全体を目視にて点検します。・路線図に点検結果を記録して整理します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・既設水路を撤去して、新たな水路を布設します。・地盤が軟弱である場合や、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となることがあるので留意が必要です。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・水路から漏水や溢水がないか確認します。・水路が再び沈下していないか確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

対象施設：水路（開水路）

施設の区分：付帯施設

対象活動：集水枡、分水枡の補修

集水枡、分水枡の補修

I. 活動の対象となる状況

集水枡、分水枡において、

- ・水路との接続部に隙間
- ・ひび割れ
- ・欠損

などの破損や老朽化が生じて、必要な用水量が確保できないといった集水、分水等の機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

接続部の隙間、欠損部へのモルタル充填やひび割れ部分への補修材充填などにより、集水枡、分水枡を補修します。

このことにより、

- ・集水、分水等の機能が維持される
- ・集水枡、分水枡の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・集水枡、分水枡の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・水路の接続部との隙間や欠損部にはモルタルやコンクリートを充填して補修します。
 - ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。

- ③確認
- ・水路に水を流し、水路と枡との接続部から漏水がないか目視にて確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

ゲート、ポンプの補修

I. 活動の対象となる状況

水路に付帯するゲートやポンプにおいて、

- ・部品の破損、腐食
- ・部品の老朽化

などにより、機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ゲートやポンプの破損、老朽化した部品の補修や交換を行います。

このことにより、

- ・ゲートやポンプの機能が維持される
- ・ゲートやポンプの長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・金属部品に錆の発生等がみられる場合は、錆を取り除き補修材や塗料を塗布する等の補修を行います。・金属部品の錆の発生や減耗が著しい場合や、ゴム部品の硬化、破損がみられる場合は新たな部品に交換します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・ゲートについては操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないことを確認します。・ポンプについては稼働させた際に異常な音・振動が無く、スムーズに動作することを確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

安全施設の補修

I. 活動の対象となる状況

分土工や堰、水路沿いなどに設置されている金網フェンスなどの安全施設において、

- ・金網が破れている
- ・胴縁が曲がっている
- ・支柱が曲がっている

などの破損や老朽化がみられ、施設周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

破損したフェンスの部品（金網、胴縁、支柱など）の補修や、新たな部品への交換をします。
このことにより、

- ・施設周辺の安全が確保される
- ・安全施設の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・金網、胴縁、支柱等の部材の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・フェンス全体に少し力を加えるなどして、ぐらつきがないか点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・金網の破れは新しい金網を繋げて補修します。
 - ・部材の曲がりはハンマーなどで叩いて修正します。
 - ・破損や腐食が著しい場合は新しい部品に交換します。

- ③確認
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
 - ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

ゲート、ポンプの更新

I. 活動の対象となる状況

水路に付帯するゲートやポンプにおいて、

- ・著しい破損
- ・著しい老朽化

などがみられ、部分的な部品の補修や交換だけでは、施設の使用が困難である場合



II. 活動の内容と期待される効果

著しい破損や老朽化のみられるゲートやポンプを新たなゲートやポンプに更新します。
このことにより、

- ・ゲートやポンプの機能が維持される
- といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①点検・計画 | ・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。
・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | ・既設のゲートやポンプを新たなゲートやポンプに交換します。 |
| ③確認 | ・ゲートについては操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないことを確認します。
・ポンプについては稼働させた際に異常な音・振動が無く、スムーズに動作することを確認します。
・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

安全施設の設置

I. 活動の対象となる状況

分土工や堰、水路沿いなどにおいて、フェンスや水路蓋などの安全施設がなく、

- ・転倒や転落などの恐れ

があり、施設周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

フェンスや水路蓋などの安全施設を新たに設置します。

このことにより、

- ・施設周辺の安全が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・施設周辺の安全性について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。・施設や現地の状況に合わせて、蓋の種類やフェンスの延長や高さ、材質等を決定します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・比較的大きな施設にはフェンスを設置します。・小型の水路には蓋を設置します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・フェンスにぐらつきがないか確認します。・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。・水路に蓋をした後は、目立った損傷などがないか目視にて点検します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

農道路肩、農道法面の補修

I. 活動の対象となる状況

農道路肩、農道法面において、

- ・侵食
- ・崩壊

また、ブロック積みや石積み等において、

- ・隙間
- ・ひび割れ
- ・欠損

などがあり、施設の安全性が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

農道路肩、農道法面の侵食箇所等を補修します。また、ブロック積みや石積み等の補修又は積み直しをします。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・農道路肩、農道法面の侵食や崩壊の有無を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

②実施

- ・侵食箇所等に土を補充し、締め固めて補修します。必要に応じて、土のうや植生等で保護します。
- ・ブロック積みや石積みの隙間はセメントミルクやモルタルなどで補修します。
- ・ブロック積みや石積みに大きなひび割れや欠損、はらみ等がみられた場合は、当該部分を一度撤去して、再度積み直します。

③確認

- ・農道路肩・法面が、降雨によって再び侵食されていないか点検します。
- ・ブロック積みや石積みにひび割れやはらみ等が発生していないか点検します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。

舗装の打換え

I. 活動の対象となる状況

農道において、

- ・路面の凹凸
- ・轍
- ・ひび割れ

などの路面の老朽化等により、農耕車等の通行に支障がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

老朽化した舗装を新たに打換えするなどにより、路面を補修します。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・農道利用者の快適性が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・路面の状態を目視や自動車で行くなどして点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・取り壊したアスファルト殻やコンクリート殻は産業廃棄物となるので産業廃棄物処理場に引き取ってもらう必要があります。
 - ・アスファルト合材やコンクリートを所定の厚さに敷き均して締め固めます。
 - ・アスファルト合材が50℃以下になったこと、コンクリートの強度が十分に得られたことを確認してから、道路を開放します。

- ③確認
- ・舗装表面に大きなたわみやひび割れがないか確認します。
 - ・表面が平坦に仕上がっており走行性に問題がないかを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



未舗装農道の舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）

I. 活動の対象となる状況

未舗装である農道において、

- ・路面の窪み
- ・雨水の溜まり
- ・ぬかるみ

などにより、農耕車等の通行や維持管理に支障がある場合



II. 活動の内容と期待される効果

未舗装である農道に、砂利、コンクリート、アスファルトなどを舗装します。

このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・路面の維持管理が容易になる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・路面の状態を目視や自動車で行くなどして点検します。・点検結果に応じた対策方法を検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・未舗装農道に砂利舗装をします。・砂利舗装にアスファルト舗装をします。特に耐久性が必要な場合はコンクリート舗装とします。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・路面の窪みによる雨水の溜まりやぬかるみなどが再び生じていないか確認します。・アスファルトやコンクリートの表面に大きなひび割れがないかを確認します。・表面が平坦に仕上がっており走行性に問題がないかを確認します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

農道側溝の補修

I. 活動の対象となる状況

農道側溝において、

- ・ひび割れ
- ・部分的な欠損
- ・側壁の倒壊
- ・目地の劣化

などにより、排水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填や布設替えなどにより、側溝の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・側溝の排水機能が維持される
- ・側溝の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・側溝の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・斜めに生じる大きなひび割れや側壁の倒壊等は外力に起因するものが多いため、部材断面を大きくするなどの検討も必要です。

②実施

- ・ひび割れはひび割れ被覆工法やUカット工法等で補修します。
- ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。
- ・破損状況によっては、部分的に側溝を布設替えします。

③確認

- ・補修した側溝に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

側溝蓋の設置

I. 活動の対象となる状況

農道の側溝において、

- ・蓋がない

ため、通行時に転倒等の恐れや、農業機械の移動や作業などに伴って側溝を傷付ける等の恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

農道の側溝に蓋を設置します。
このことにより、

- ・農道利用者の安全な通行が可能となる
- ・側溝が保護され、排水機能の維持が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①点検・計画 | <ul style="list-style-type: none">・蓋が必要な場所の有無について、目視点検に加えて、聴き取り調査をします。・側溝の寸法に応じた蓋を準備する必要がありますが、様々な種類の蓋があるので施設管理者や関係機関等にも相談して検討します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・側溝にコンクリート蓋を設置します。・コンクリート蓋は重量物となるため、その取り扱いには十分に注意が必要です。・必要に応じて蓋を運搬して設置するための専用器具も活用します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・蓋の設置後に側溝及び路面に段差が生じないように平坦に設置されているか目視にて点検します。・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。 |



①点検・計画



②実施



③確認

対象施設：農道

施設の区分：付帯施設

対象活動：土側溝をコンクリート側溝に更新

土側溝をコンクリート側溝に更新

I. 活動の対象となる状況

土側溝において、

- ・側溝法面が崩れやすい
- ・土砂やごみが溜まりやすい
- ・側溝内に雑草が繁茂する などにより、必要な排水量が確保できない、大雨時に溢れるといった排水機能の低下がみられる場合や、清掃や泥上げなどの日常の維持管理に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

土側溝をコンクリート側溝（既製品、現場打ち）に更新します。
コンクリート側溝とすることにより、

- ・側溝の排水機能が維持される
- ・清掃や泥上げなどの維持管理が容易となる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・土側溝の現況について目視点検に加えて、聴き取り確認をします。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
 - ・土側溝をコンクリート側溝とすることで、上下流の排水に影響を及ぼす場合や、土側溝が希少な動植物の生育・生息環境となっている場合があるので留意が必要です。

- ②実施
- ・コンクリート側溝（既製品、現場打ち）への更新を行います。
 - ・地盤が軟弱であったり、地下水位が高い場合には、別途対策が必要となる場合があるので留意が必要です。

- ③確認
- ・設置した側溝に不陸が生じていないか、漏水がないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

洗掘箇所の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池において、

- ・堤体の洗掘

などがみられ、堤体が不安定な状態となる恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

洗掘部への土の補充や、土のうの設置などにより、堤体を補修します。

このことにより、

- ・堤体の安定性が確保される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・堤体に洗掘やひび割れなどの異常がないか目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・洗掘部に土を補充して、元の地盤とよくなじむように突き固めます。
 - ・または、堤体法面の勾配に合わせて土のうを設置します。
 - ・必要に応じて板柵などを設置して補強します。

- ③確認
- ・補修箇所が再度崩れたり、洗い出されていないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

漏水箇所の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池において、

- ・堤体からの漏水

がみられ、ため池の貯水機能が維持できない、堤体が不安定な状態となるといった恐れがある場合



II. 活動の内容と期待される効果

遮水シートの設置や既設の遮水シートの補修を行います。

このことにより、

- ・堤体の安定性が確保される
- ・ため池の貯水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画	・堤体から漏水があるか目視にて点検します ・点検結果に応じた対策方法を検討します。 ・ため池の近傍で遮水に適した盛土材料が採れない場合、表面遮水を目的とした遮水シートの設置を考えます。
②実施	・遮水シートをしわ等が発生しないように平滑に取り付けます。 ・隣合うシートの接合は、材料により接合方法が異なるので留意が必要です。 ・遮水シートの補修を行う場合は、使用しているシートと同一の材質の補修用シートを接合します。
③確認	・遮水シートに破損がないかどうか点検します。破損がみられた場合は、破損箇所に新たな遮水シートを貼り付けるなどして補修します。 ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

取水施設の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池の竖樋、底樋、斜樋などの取水施設において、

- ・ひび割れ
- ・欠損

などが生じて、ため池の取水機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填などにより、取水施設の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・ため池の取水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・取水施設の破損や老朽化状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。
 - ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。

- ③確認
- ・補修材のはく離などがないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

洪水吐の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池の洪水吐において、

- ・ひび割れ
- ・欠損

などにより、洪水時に適切な放水ができない等の機能の低下がみられる場合



II. 活動の内容と期待される効果

ひび割れ部分への補修材充填、欠損部分へのモルタル充填などにより、洪水吐の破損部分を補修します。

このことにより、

- ・洪水吐の放水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・洪水吐の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ひび割れはUカット工法や表面塗布工法等で補修します。
 - ・欠損部分はモルタルやコンクリートを充填して補修します。

- ③確認
- ・補修材のはく離などがないか確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

安全施設の補修

I. 活動の対象となる状況

ため池沿いなどに設置されている金網フェンスなどの安全施設において、

- ・金網が破れている
- ・胴縁や支柱が曲がっている
- ・部材の腐食

などの破損や老朽化がみられ、ため池周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

破損したフェンスの部品（金網、胴縁、支柱など）の補修や、新たな部品への交換をします。
このことにより、

- ・ため池周辺の安全が確保される
- ・施設の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・金網、胴縁、支柱等の部材の破損や老朽化の状況を目視にて点検します。
 - ・フェンス全体に少し力を加えるなどして、ぐらつきがないか点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・金網の破れは新しい金網を繋げて補修します。
 - ・部材の曲がりやハンマーなどで叩いて修正します。
 - ・損傷や腐食が著しい場合は新しい部品に交換します。

- ③確認
- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
 - ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

ゲート、バルブの更新

I. 活動の対象となる状況

ため池のゲート、バルブにおいて、

- ・著しい破損
- ・著しい老朽化

などがみられ、ため池の貯水・取水機能に支障が生じている場合



II. 活動の内容と期待される効果

著しい破損や老朽化がみられるゲート、バルブの部品又は全体を交換します。

このことにより、

- ・ため池の貯水・取水機能が維持される
- ・ため池の長寿命化が図られる

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- ①点検・計画
- ・目視及び操作をしながら、破損や老朽化の状況を点検します。
 - ・点検結果に応じた対策方法を検討します。

- ②実施
- ・ゲートやバルブの部品又は全体を交換します。

- ③確認
- ・ゲートやバルブは操作がスムーズであり、ゲートを閉めたときに漏水がないかを確認します。
 - ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

安全施設の設置

I. 活動の対象となる状況

ため池沿いなどにおいて、フェンスなどの安全施設がなく、

- ・転倒や転落などの恐れ

があり、ため池周辺の安全確保が十分でない場合



II. 活動の内容と期待される効果

金網フェンスなどの安全施設を設置します。
このことにより、

- ・ため池周辺の安全が確保される

といった効果が期待されます。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①点検・計画

- ・施設周辺の安全性について目視点検に加えて、聴き取り調査をします。
- ・点検結果に応じた対策方法を検討します。
- ・施設や現地の状況に合わせて、フェンスの延長や高さ、材質等を決定します。

②実施

- ・フェンスなどの安全施設を設置します。

③確認

- ・フェンスにぐらつきがないか確認します。
- ・必要に応じて各部材の接合部のボルト・ナットを締め直します。
- ・施設管理者や関係機関等の確認が必要となる場合があるので留意が必要です。



①点検・計画



②実施



③確認

水質・土壌等の高度な保全のための活動の解説

I 農業用水の保全

- 1 循環かんがいによる水質保全
 - (1) 循環かんがい施設の保全等 P68
- 2 浄化水路による水質保全
 - (1) 水路への木炭等の設置 P69
- 3 地下水かん養
 - (1) 冬期湛水等のためのポンプ設置 P70
- 4 持続的な水管理
 - (1) 末端ゲート・バルブ等の自動化等 P71
 - (2) 給水栓・取水口の自動化等 P72

II 農地の保全

- 1 土砂流出防止
 - (1) グリーンベルト等の設置 P73
 - (2) 防風林の設置 P74
- 2 ため池利用による洪水調整
 - (1) ため池等の浚渫 P75

III 地域環境の保全

- 1 生物多様性の回復
 - (1) 水田魚道の設置 P76
 - (2) 水路魚道の設置 P77
 - (3) 生物生息環境向上施設の設置 P78
 - (4) 生物の移動経路の確保 P79
- 2 水環境の回復
 - (1) 水環境回復のための節水かんがいの導入 P80
- 3 水田貯留
 - (1) 水田貯留 P81
- 4 持続的な畦畔管理
 - (1) カバープランツ(地被植物)の設置 P82
 - (2) 法面への小段(犬走り)の設置 P83

循環かんがい施設の保全等

I. 活動の対象となる状況

- 農地からの排水を原因として、地域の河川・湖沼等の水質が低下し、周辺環境に影響が発生している場合。



湖沼への濁水流入

II. 活動の目的及び基準

- 循環かんがいの実施により窒素・リン等の地域外への流出負荷を軽減し、地域の河川・湖沼等の水質改善を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①ポンプの分解点検清掃を行うこと。
- ②循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。
- ③水質改善の効果を把握するため、水質調査※を行うこと。



循環池の土砂等除去

(※) 地域の水質の現状や改善効果を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・循環かんがい用のポンプの状態や循環池の土砂・ゴミの堆積状況を把握して、ポンプの分解点検等の計画を作成します。・循環かんがいを導入しない場合の周辺水域への負荷を把握します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・循環かんがい用ポンプの分解点検等を行います。・必要に応じて、部品交換等をおこないます。・循環池の土砂・ゴミの除去を行います。・土砂・ゴミの処理先については事前に検討が必要です。・なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・定期的に水質調査等を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

13ポイント/10ha当たり

※ 100haの地区の場合、60haで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

水路への木炭等の設置

I. 活動の対象となる状況

- 農地からの排水を原因として、地域の水路や下流河川等の水質が低下している場合。



農地からの排水

II. 活動の目的及び基準

- 木炭等水質浄化施設の水路等への設置により、農業用排水の水質改善を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 確実な効果を有する水質浄化施設※¹を設置すること。
- ② 浄化施設の定期的な交換等、適正な管理を行うこと。
- ③ 水質の状況を把握するため、水質調査※²を行うこと。

- (※¹) 木炭のほかに、ヨシやガマ等の水質浄化植物、れきや織布による接触酸化法等がありますが、その選定に際しては専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。
- (※²) 地域の水質の現状や改善効果を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



木炭施用例

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | ・水質の状況、水路の流速、水深等の現場条件を考慮して、浄化施設の種類、施工範囲等を検討します。 |
| ②実施 | ・水路の流量が安定している時期に、安全や周辺環境に注意しながら、水質浄化施設を設置します。
・木炭等の場合は竹かご・金網等に入れるなど、流失防止策を講じます。
・ヨシやガマなど水質浄化植物の場合は、時期に注意して植栽します。
・浄化施設は、その後の管理が効果に大きく影響するので、各々の水質浄化方法の特徴を把握して、必要な管理（施設の清掃、植物の刈り取り等）を定期的に行います。 |
| ③確認 | ・水路の水質の状況を把握するため、適宜水質調査等を実施します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

4ポイント/m当たり

※ 100haの地区の場合、20m取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

冬期湛水等のためのポンプ設置

I. 活動の対象となる状況

- 地下水の汲み上げにより、地域の農業用水源としての地下水の水位が低下している場合。



II. 活動の目的及び基準

- 非かんがい期等に水田への湛水を行うことにより農業用水源としての地域の地下水をかん養します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①水田湛水を行うために必要となるポンプ等を設置すること。
- ②対象とした水田において、計画に基づいた湛水を行うこと。

(※) 湛水する水田の位置の選定、地下水かん養量の計画、水利権の状況等について専門的技術を有する者の助言を得るようして下さい。



III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

①調査・計画

- 地下水かん養のために必要な揚水量、時期及び湛水する場所について計画を策定します。
- ポンプの規格、設置場所を検討します。
- 水利権等の権利関係を確認し、関係者と協議を行います。

②実施

- ポンプを設置します。
- 設置したポンプにより、対象水田において湛水を行います。
- なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。

③確認

- 湛水の状況を定期的に確認します。
- ポンプの点検等を定期的に行います。

(参考)ポイントの設定と計算例

30ポイント/10ha当たり

※ 100haの地区の場合、25haで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

末端ゲート・バルブの自動化等

I. 活動の対象となる状況

- 農地集積の進展や、過疎化・高齢化・混住化の進行等により、水管理が粗放化し、溢水や水資源の逼迫等の問題が生じている場合、またはその恐れがある場合。



老朽化したゲート

II. 活動の目的及び基準

- 末端ゲート・バルブの自動化等により、管理作業を省力化し、地域の水資源に関する問題を改善します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 管理作業の省力化や水資源の有効活用に資する末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。
- ② 設置したゲート・バルブ等の適正な管理を行うこと。

(※) 地域の営農活動等の実情に応じた末端ゲート・バルブ等を設置する必要があるため、施設管理者と十分な打合せを行った上で、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



簡易転倒ゲート

III. 活動の手順と留意点

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">地域の農業用水に関する問題を把握し、末端ゲート・バルブの自動化等によって問題が改善されるか検討します。末端ゲート・バルブの自動化等が必要な箇所、優先順位、施工時期等について関係者で検討し計画を立てます。設置予定箇所の地権者等、関係者と協議を行います。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">土地改良区等の関係者へ連絡し、用水供給停止の手続きをします。土のうを使用するなどして作業箇所に水が流れ込まないようにします。専門業者と相談しながら、計画に沿って適切な工法で施工します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">設置後、様々な条件下でも正常に作動するか、漏水等がないかを確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

9ポイント/箇所

※ 100haの地区の場合、9箇所で取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

給水栓・取水口の自動化等

I. 活動の対象となる状況

- 農地集積の進展や、過疎化・高齢化・混住化の進行等により、水管理が粗放化し、地域の水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の問題が発生している場合。またはその恐れがある場合。



老朽化した給水栓

II. 活動の目的及び基準

- 給水栓・取水口の自動化等により、水管理作業の省力化を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。
 - ① 管理作業の省力化や水資源の有効活用に資する給水栓・取水口の自動化等を行うこと。
 - ② 設置した給水栓・取水口の適正な管理を行うこと。

(※) 地域の営農活動等の実情に応じた給水栓・取水口を設置する必要があるため、施設管理者等と十分な打ち合わせを行った上で、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



自動給水栓の設置

III. 活動の手順と留意点

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">地域の農業用水に関する問題を把握し、給水栓・取水口の自動化等によって問題が改善されるか検討します。自動化等が必要な箇所、優先順位、施工時期等について関係者で検討し計画を立てます。設置予定箇所の地権者等と協議し了解を得ます。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">水管理者や上下流部の水利使用者等と作業期間について予め調整を行い、必要に応じて落水や用水の仮回し等の施工の準備を行います。作業にあたっては作業者の安全確保の徹底を図るとともに、専門業者等の指導を受け適切な工法で施工します。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">設置後、様々な条件下でも正常に作動するか、漏水等がないか確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

9ポイント/箇所

※ 100haの地区の場合、9箇所で取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

グリーンベルト等の設置

I. 活動の対象となる状況

- ・ 降雨等により、農用地の土壌が流出して農地の土量が減少する恐れがある場合。
- ・ 上記に加え、農用地の土砂が流出することに伴い、下流の水質等に悪影響をもたらす恐れがある場合。



土砂の流出状況

II. 活動の目的及び基準

- ・ グリーンベルト等の設置により、降雨等による農地等からの土砂流出を防止します。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト等※を設置すること。
- ② 設置したグリーンベルト等の適正な管理を行うこと。

(※) グリーンベルトには月桃、アキノワスレグサ、リュウノヒゲ、イワダレソウ等の株、草本、苗木等が用いられます。また、土砂流出防止のための柵工や畦畔の設置も可能です。地域の状況に応じた植物等を設置する必要があるため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



グリーンベルトの設置

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|---------|--|
| ① 調査・計画 | ・ 土壌流出の状況等を把握し、設置範囲、設置植物等を検討します。
・ 設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ② 実施 | ・ 植栽に際しては、時期に注意して行います。
・ 設置場所を整地して、設置、植栽等を行います。
・ 定期的に草刈、補植、刈払いを行います。 |
| ③ 確認 | ・ グリーンベルト等が適正に設置・管理されているか確認します。
・ 設置後の土砂の流出状況等を把握し、グリーンベルト等の設置の効果が発現しているか確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

12ポイント/100m当たり

※ 100haの地区の場合、625mで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

防風林の設置

I. 活動の対象となる状況

- ・ 風塵により農用地の土壌が飛散して農地の土壌が減少する恐れがある場合。または、作物の生育に影響がある場合。
- ・ 上記に加え、農用地の土壌が飛散することに伴い、風下の地域の水質等に悪影響をもたらす恐れがある場合。



風塵の発生状況

II. 活動の目的及び基準

- ・ 防風林の設置により、農地等からの砂塵飛散を防止します。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①防風林を設置すること。
- ②設置した防風林の適正な管理を行うこと。

(※)防風林にはカラマツ、モクマオウ、イスノキ、テリハボク等が用いられます。地域の状況に応じた防風林を設置する必要があるため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



防風林

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・砂塵飛散の状況等を把握し、設置範囲、設置樹種、植栽間隔等を検討します。・設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・植栽に際しては、時期に注意して行います。・植栽する場所の地拵え、植栽等を行います。・定期的に草刈、補植、枝払いを行います。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・防風林が適正に設置・管理されているか確認します。・設置後の周辺における砂塵飛散の状況を確認し、防風林設置の効果が発現しているか確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

3ポイント/100m当たり (2列で植栽する場合)

※ 100haの地区の場合、2,500mで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

ため池等の浚渫

I. 活動の対象となる状況

- ため池や沈砂池に土砂等が堆積し、豪雨時に下流地域の農地等への湛水被害や土砂流出被害が発生する恐れがある場合。



ため池に流入した土砂

II. 活動の目的及び基準

- ため池や沈砂池の浚渫により、下流域の農地等の洪水被害や土砂流出被害の軽減を図ります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ① 浚渫する土砂量を事前に把握すること。
- ② 浚渫により、堤体等の安定性*が損なわれないこと。
- ③ 発生した土砂の処理方法を事前に計画すること。

(※) 浚渫により堤体等の安定性が保たれなくなる恐れもあることから、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



土砂掘削の状況

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|---------|---|
| ① 調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">事前に測量等を行って掘削土量を算定し、ポイントを算出します。仮設道路、運搬経路、発生土処理方法等について計画を立てます。特に、発生土処理については改良・処分方法等について検討が必要です。 |
| ② 実施 | <ul style="list-style-type: none">安全や周辺環境に十分注意しながら、仮設道路設置、掘削、運搬、発生土処理を行います。発生土運搬に際して、ダンプ荷台の積載可能な土量を測定し、運搬車台数による掘削土量の管理等を行います。公道を使用する場合は道路を汚さないように注意が必要です。 |
| ③ 確認 | <ul style="list-style-type: none">掘削土量を確認し、必要に応じて計画の変更を行います。再湛水の際に漏水が見られないかなど確認します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

20ポイント/100m³当たり

※ 50haの地区の場合、188m³以上の浚渫を行えば、500円/10a(25万円)の支援。

水田魚道の設置

I. 活動の対象となる状況

- 水田と排水路の間等に大きな段差が存在し、魚類の行き来が阻害される等、魚類の生息環境が損なわれている場合。
(魚類を保全対象生物種とする場合)
- 周辺地域の生態系の中において、魚道により行き来が確保される魚類と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。
(猛禽類などを保全対象生物種とする場合)



魚類の遡上状況

II. 活動の目的及び基準

- 水田魚道を設置し、対象となる魚類や猛禽類などを保全します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に、適切な小規模魚道を設置すること。
- ②設置した魚道の適正な管理を行うこと。
- ③保全対象となる魚類や猛禽類などの生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



千鳥X型

(※)保全対象とする魚類に適した魚道タイプの選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none"> 遡上対象魚種を把握し、対象魚種に適した魚道タイプの選定します。 測量を行い、水路勾配等に配慮しつつ、材料の長さ等を決定します。 事前に魚道設置場所の土地所有者の確認が必要です。 除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none"> 魚道の浮き上がり防止策等にも配慮しながら設置します。 斜路は水の重みでたわむことがあるので支えが必要です。 管の場合、遡上口を完全に水没させないように注意する必要があります。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none"> 魚道へ適当な水量を流下させるように、流入口で調整します。 対象魚種が遡上しているか、設置後もモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

18ポイント/1箇所当たり(新設の場合)

※ 50haの地区の場合、5箇所に設置を行えば、1,000円/10a(50万円)の支援。

水路魚道の設置

I. 活動の対象となる状況

- 水路と水田、水路内の段差等により、水路の上流や水田への魚類の行き来が阻害される等、魚類の生息環境が損なわれている場合。（魚類を保全対象生物種とする場合）
- 周辺地域の生態系の中において、魚道により行き来が確保される魚類と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。（猛禽類などを保全対象生物種とする場合）



切り欠き型

II. 活動の目的及び基準

- 農地周りの水路に魚道を設置し、対象となる魚類や猛禽類などを保全します。
 - 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。
- ①対象となる魚類の遡上が可能となるよう、水路に適切な魚道を設置すること。
 - ②設置した魚道の適正な管理を行うこと。
 - ③保全対象となる魚類や猛禽類などの生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



魚類の調査

（※）保全対象とする魚類に適した魚道タイプの選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・遡上対象魚種を把握し、対象魚種に適した魚道タイプを選定します。・測量を行い、施工範囲を決定します。・事前に魚道設置場所の土地所有者の確認が必要です。・除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・水深を確保するための堰板が流されないように確実に固定します。・魚道設置箇所の上流部は畦畔が一部水没する場合があるので、状況に応じて畦畔の補修等を行います。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・対象魚種が遡上しているか、設置後もモニタリングを行います。 |

（参考）ポイントの設定と計算例

50ポイント/10ha当たり（新設の場合）

※ 100haの地区の場合、30haの農地を対象とした魚道の設置を行えば、1,000円/10a（100万円）の支援。

水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置

I. 活動の対象となる状況

- ・ 基盤整備の実施等により、希少な生物(魚類等)の生息環境が損なわれている場合。(希少な生物(魚類等)を保全対象生物種とする場合)
- ・ 周辺地域の生態系の中において、ワンド、ビオトープ等の設置により生息環境を確保される生物(魚類等)と、保全対象とする猛禽類などの生態との関係が明らかになっている場合。(希少な猛禽類などを保全対象生物種とする場合)



石積護岸

II. 活動の目的及び基準

- ・ ワンド、ビオトープ等の設置により、対象となる生物(魚類等)や、その生物を補食する猛禽類などの生息環境を確保します。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①対象となる生物の生息環境を確保することが可能なワンド、ビオトープ、石積護岸等を設置すること。
- ②設置した施設の適正な管理を行うこと。
- ③保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査※を行うこと。



ワンドの設置

(※) 保全対象とする生物に適した施設の選定や、生態系のモニタリング方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・対象生物に適した施設を選定します。・測量を行い、施設の構造を決定します。・設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・ワンドについては、既存の水路を拡張または、既存の水路に接続するように造成し、縁部には玉石や木杭を設置します。・ビオトープについては、遊休水田等を利用して設置し、対象となる生物の生息環境が確保できるよう、施設の管理を行います。・石積護岸は、大きさの異なる石を崩れないように積み上げます。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・施設設置後に生物の生息状況のモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

40ポイント/箇所当たり

※1 100haの地区の場合、2箇所設置すれば、500円/10a(50万円)の支援。

生物の移動経路の確保

I. 活動の対象となる状況

- 水路のコンクリート化や農道の整備により、野生生物の生息環境が分断されている場合。



水路から這い上がれないカエル

II. 活動の目的及び基準

- 水路への蓋の設置等により、対象となる生物の移動経路を確保します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①コンクリート水路、道路によって行動範囲が分断されている野生生物を特定して、保全対象とすること。
- ②保全対象生物に適した移動経路を確保する方法を検討※し、対策を講じること。
- ③保全対象の移動経路が確保されているか調査※を行うこと。

(※) 移動経路確保やモニタリングの方法については、専門的知識を有する者の助言を得るようにして下さい。



水路に木製蓋を設置

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・生息環境が分断されている野生生物を特定して、移動経路を確保する方法を選定します。・除草等の農地の維持管理作業に伴う損傷に留意する必要があります。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・水路への蓋の設置等により、野生生物の移動経路を確保します。・水路に蓋をかける場合、コンクリート板や木製板を設置することが想定されますが、人が載ることによって事故が発生しないよう対策を講じます。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・施設設置後に保全対象生物の移動経路が確保されているかモニタリングを行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

6ポイント/10m当たり

※ 100haの地区の場合、125m設置すれば、500円/10a(50万円)の支援。

水環境回復のための節水かんがいの導入

I. 活動の対象となる状況

- ・ 渇水時等に、農業用水の水源となる地域の河川等の水量が減少し、水環境の悪化等の問題が生じている場合。



水量が減少

II. 活動の目的及び基準

- ・ 排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図ります。
- ・ 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①排水の再利用が可能となるようポンプ等の設置を行うこと。
- ②かんがい用水の取水量を節減するため、計画に基づいた通水を行うこと。

(※) 地域の水環境の状況や取水状況を適切に把握するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。



ポンプを利用した節水かんがい

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|--|
| ①調査・計画 | ・地域の水環境や取水の状況等を把握し、節水かんがいを実施するための計画を策定します。
・ポンプ等の規格、設置場所を検討します。 |
| ②実施 | ・ポンプ等を設置し、排水の再利用を行います。
・なお、ポンプの電気代は支援の対象ではありません。 |
| ③確認 | ・定期的に通水の状況や地域の水環境の状況等を把握します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

30ポイント/10ha当たり

※ 100haの地区の場合、25haで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

水田貯留

I. 活動の対象となる状況

- 豪雨時に下流地域への湛水被害が発生した、または、発生する恐れがある場合。



湛水状況

II. 活動の目的及び基準

- 豪雨時の下流地域での湛水被害を軽減するため、水田貯留を行うための施設を設置します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①地域の状況に応じた工種・施工方法を検討すること。
- ②適切な箇所において、排水柵の改良、畦畔の嵩上げ、水位調整板(管)の設置のいずれかを行うこと。

- ③豪雨時に適切に貯留がなされているかどうか適宜確認すること。



水位調整板の設置

(※) 地域の湛水状況の把握や、貯留する水田の位置を選定するため、専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点 ※事前に、施設管理者や関係機関等にご相談、ご確認下さい。

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | ・湛水被害の状況を把握します。
・貯留による周辺への影響等を検討し、現地の状況に適した工種や設置範囲を検討します。 |
| ②実施 | ・排水柵を設置する際は、田面高と吐口高に注意して設置します。
・畦畔を嵩上げする際は、雑草を含む表土を剥ぎ取ったうえで、嵩上げをします。 |
| ③確認 | ・豪雨時に湛水被害がないか、適宜見回りを実施します。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

25ポイント/10ha当たり(排水柵の改良、畦畔嵩上げの場合)

※1 100haの地区の場合、30haで整備すれば、500円/10a(50万円)の支援。

2ポイント/10ha当たり(水位調整板(管)の設置の場合)

※2 他の取組と組み合わせて実施。

カバープランツ（地被植物）の設置

I. 活動の対象となる状況

- 農地集積の進展や、過疎化・高齢化・混住化の進行等により、畦畔法面等の管理が粗放化し、雑草が繁茂することによる病虫害の増加や、降雨等による浸食、除草剤の多用に伴う景観の悪化といった問題が生じている場合、またはその恐れがある場合。



雑草の繁茂

II. 活動の目的及び基準

- カバープランツの設置により、畦畔法面、溝畔法面等の管理作業を省力化し、病虫害の増加や、降雨等による浸食、除草剤の使用に伴う景観の悪化を防止します。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①カバープランツの設置を行うこと。
- ②設置したカバープランツの適正な管理を行うこと。

(※)地域の生態系や気象条件等に適したカバープランツを設置する必要があるため、専門的技術を有する者の助言を適宜得るようにして下さい。



カバープランツの設置状況

III. 活動の手順と留意点

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域で畦畔法面等の状況を把握し、関係者でカバープランツの設置について検討します。 ・設置する品種の選定や、設置時期、必要資材等について計画します。 ・設置予定箇所の地権者等、関係者との協議を行います。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置予定箇所の除草、整地、整形作業を行います。 ・策定した計画に沿って、設置予定箇所にカバープランツの植栽を行います。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・定植後、カバープランツが土壌表面を覆うようになるまでは、手取り除草や追肥作業等を行います。 ・定植後しばらくの間は水分状態に注意し、適宜かん水を行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

15ポイント/100m²

※ 100haの地区の場合、500m²で取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

法面への小段（犬走り）の設置

I. 活動の対象となる状況

- 農地集積の進展や、過疎化・高齢化・混住化の進行等により、畦畔法面等の管理が粗放化し、雑草が繁茂することによる病虫害の増加等の問題が生じている場合、またはその恐れがある場合。
- 長大法面など法面の構造上、草刈等の管理作業時に転倒・転落等のおそれがある場合。



高低差のある法面

II. 活動の目的及び基準

- 法面へ小段（犬走り）を設置し、畦畔法面、溝畔法面等の効率的な管理作業を可能とすることにより、病虫害の増加、景観の悪化等を防止します。また、より安全な作業が可能となります。
- 効果が確実に発現されるよう、以下の基準に沿って、活動を実施して下さい。

- ①管理作業が効率的となる小段の設置を行うこと。
- ②法面の安定性が確保されること。
- ③管理作業の安全が確保されること。
- ④設置した小段及び法面の適正な管理を行うこと。



小段設置状況（掘削）

(※) 掘削等により法面の安定性を損なう恐れがある場合は専門的技術を有する者の助言を得るようにして下さい。

III. 活動の手順と留意点

- | | |
|--------|---|
| ①調査・計画 | <ul style="list-style-type: none">・地域で畦畔法面等の状況や、管理作業が困難な箇所を把握します。・専門的技術を有する者の助言を得て、法面の安定性、法面管理作業の効率化について関係者で検討します。・設置予定箇所の地権者等との調整を行うとともに、設置時期、必要資機材等について計画します。 |
| ②実施 | <ul style="list-style-type: none">・事前に法面の草刈を行います。・策定した計画に沿って、掘削・盛土等により小段の設置をします。 |
| ③確認 | <ul style="list-style-type: none">・設置後、初期は降雨による浸食に留意します。・必要に応じて崩壊防止、再形成等の継続的な維持管理を行います。 |

(参考)ポイントの設定と計算例

3ポイント/10m

※ 100haの地区の場合、250mで取り組めば、500円/10a(50万円)の支援。

(参考)様式集

I 採択申請に関する書類

1 共同活動支援交付金等に取り組む組織が向上活動に取り組む場合

(1)活動計画書	P86
(2)別紙図面	P87
(3)交付金の振込先	P88

2 地域資源保全管理計画を策定し向上活動に取り組む場合

(1)地域資源保全管理計画書	P89
(2)活動計画書	P90
(3)別紙図面	P91
(4)交付金の振込先 ... 1(3)と同様のため省略	

II 交付金の交付に関する書類

1 交付申請書	P93
2 概算払請求書	P94

III 実施に関する書類

1 活動記録	P96
2 作業日報	P97
3 金銭出納簿	P98
4 財産管理台帳	P99
5 地域資源保全プラン	P100

IV 報告に関する書類

1 遂行状況報告書	P112
2 実績報告書	P113
3 仕入れに係る費税等相当額報告書	P115

V 交付金の交付の変更に関する書類

1 交付金変更(中止又は廃止)承認申請書	P118
----------------------------	------

I 採択申請に関する書類

- 1 共同活動支援交付金等に取り組む組織が向上活動に取り組む場合
 - (1)活動計画 P86
 - (2)別紙図面 P87
 - (3)交付金の振込先 P88
- 2 地域資源保全管理計画を策定し向上活動に取り組む場合
 - (1)地域資源保全管理計画 P89
 - (2)活動計画 P90
 - (3)別紙図面 P91
 - (4)交付金の振込先 1(3)と同様のため省略

以下の①～③に該当する組織はP.86～88をご覧ください。

- ① 共同活動支援交付金により共同活動に取り組む対象組織
- ② 中山間地域等直接支払の集落協定による共同活動に取り組む対象組織
- ③ これまでに共同活動支援交付金の交付を受けた実績があるが、今後は共同活動支援交付金の交付を受けずに水路・農道等施設の保全管理活動に取り組む対象組織

①～③に該当しないが、水路・農道等施設の保全管理活動を実施し向上活動支援交付金の申請をする場合は、P.89～91をご覧ください。

(様式第2-2号)

農地・水保管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書

(都道府県が定めた者經由)
各地方農政局長
農林振興局長
内閣府沖縄総合事務局長

股

農地・水保管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書を提出します。

名称 〇〇地区環境保全会
所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇

・農地・水・環境保全組織の場合、
名称:〇〇地区農地・水・環境保全管理協定
代表者氏名:運営委員会会長 〇〇〇〇

申請年月日 平成〇年〇月〇日
代表者氏名 山田 太郎 印

1. 目的

向上活動支援交付金を活用して、水路・農道等の施設の長寿命化や水質・土壌等の保全を図る。

2. 活動計画

施設の長寿命化を図るための取組及び高度な農地・水の保全を図るための取組の対象区域、対象施設、対象活動、活動期間については以下の

(1) 向上活動支援交付金の対象区域、対象施設、対象活動別紙のとおり。

・共同活動により保全管理する農用地
の対象農用地面積を記入します。

(2) 共同活動を実施する区域

農用地	田	畑	草地	計
面積	20,000 a	1,555 a	100 a	21,655 a

(注) 共同活動支援交付金の交付を受ける場合は、対象農用地の面積を記入。
共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動を実施する場合は、市町村との協定において農地・農業用水路等の草刈り等の活動を地域ぐるみで行うこととしている農用地の面積

(3) 向上活動支援交付金の対象区域

農用地	田	畑	草地	計
面積(施設の長寿命化)	5,000 a	755 a	25 a	5,780 a
面積(高度な農地・水の保全)	5,000 a	755 a		5,755 a

(注) 農用地の面積は農振農用地の面積とする。

(4) 向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設

農業用施設、農用地	水路	農道	ため池	農地
数量	1.1 km	0.4 km	1 箇所	0 m

(注) 農地に係る施設は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加するものとする。

(5) 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	向上活動支援交付金の交付年数
施設の長寿命化のための活動	平成25年度	平成28年度	4年
高度な農地・水の保全活動	平成25年度	平成28年度	4年

・対象区域内の一集落区域以上の
農振農用地面積を記入します。
・面積は共同活動の算定を基にし
ますので、市町村に確認して下
さい。

・活動を実施する数量の合計を記載
します。
・「農地」は農地に係る施設であり、
活動内容に応じた単位で数量を記
入します。

・活動を実施する期間を記入します。

・向上活動の対象区域面積及び交
付単価から算出される交付金上
限額を下段に記載します。
・下段の額以内の額で交付申請す
る場合には、その額を上段に()
書きで記載します。

3. 実施計画

・活動に関する指針の活動項目及び活動期
間を実施する数量を記入します。

・活動を実施する年度にラインを引きます。

活動区分	活動内容	延べ数量	ポイント	年度計画(ポイント)						金額合計
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
1.補修	水路の破損部分の補修	L=800m								
1.補修	U字フリーム等既設水路の再布設	L=200m								
1.更新等	素掘り水路からコンクリート水路への更新	L=100m								
1.更新等	未舗装農道を舗装(アスファルト)	L=400m (W=3.0m)								
1.補修	ため池の漏水箇所の補修	1箇所 (A=100m ²)								
交付金額計(1.施設の長寿命化のための活動への支援)						(1,500,000) 2,352,000	2,352,000	2,352,000	2,352,000	9,408,000
2.田	循環かんがい施設の保全等	144ha	188 p			47 p	47 p	47 p	47 p	
2.田	水路への木炭等の設置	20m	80 p					40 p	40 p	
2.田	冬期湛水等のためのポンプ設置	30ha	90 p				90 p			
2.田	ため池等の浸透	400m ²	80 p				40 p	40 p		
2.畑	グリーンベルトの設置	100m	12 p				12 p			
2.田	水田魚道の設置	2箇所	36 p			36 p				
2.田	生物生息環境向上施設の設置	1箇所	40 p			40 p				
2.田	水田貯留(排水路の改良、畦畔の嵩上げ)	30ha	75 p						75 p	
交付金額計(2.高度な農地・水の保全活動への支援)						750,000	1,075,500	750,000	1,000,000	3,575,500
3	地域資源保全プランの策定	・活動期間(4年間)の合計ポイントを記入します。								
3	活動組織の広域化・体制強化									
交付金額計(3.農地・水・環境保全組織の取組に対する支援)						900,000				900,000
交付金額合計(円)						(3,150,000) 4,002,000	3,427,500	3,102,000	3,352,000	13,883,500
うち国費分(円)						(1,575,000) 2,001,000	1,713,750	1,551,000	1,676,000	6,941,750

・ポイント算表を用い、ポイントを定し、活動を実施する年度に記します。

・ポイント算定
表を用いて
ポイントを算
定し、活動
を実施する
年度に記入
します。

・活動期間(4年間)の合計ポイントを記入
します。

・活動を実施する年度にラインを引きます。

・対象組織の構成員が担う役割等について、地
区の状況に応じて記述します。

(注1) 活動区分は、1を施設の長寿命化のための活動(補修又は更新等と記載する)、2を高度な農地・水の保全活動(田又は畑と記載する)、3を農地・水・環境保全組織の取組(地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化)とする。

(注2) 施設の長寿命化のための活動において、農地に係る施設・対象活動は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加できるものとする。

(注3) 面積ポイントの算出方法は、(取組の合計ポイント/対象農用地面積(a)×10×10,000)とする。

4. 対象組織の構成員及び関係団体の役割

(記載例)

(1)〇〇集落

①〇〇水路の補修における自主施工への参加、②〇〇水路の更新費用の負担(〇〇集落水利組合の組合費からの充当)、③地域環境の保全活動への参加、④...

(2)■■土地改良区

①集落が取り組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導、②...

(3)■■■■団体

①集落が取り組む高度な農地・水の保全活動の技術指導、②...

(注) 当該地区の活動計画に基づき本対策を実施する上で、対象組織及び団体が担う役割等について、地区の状況に応じて記載。

<添付書類>

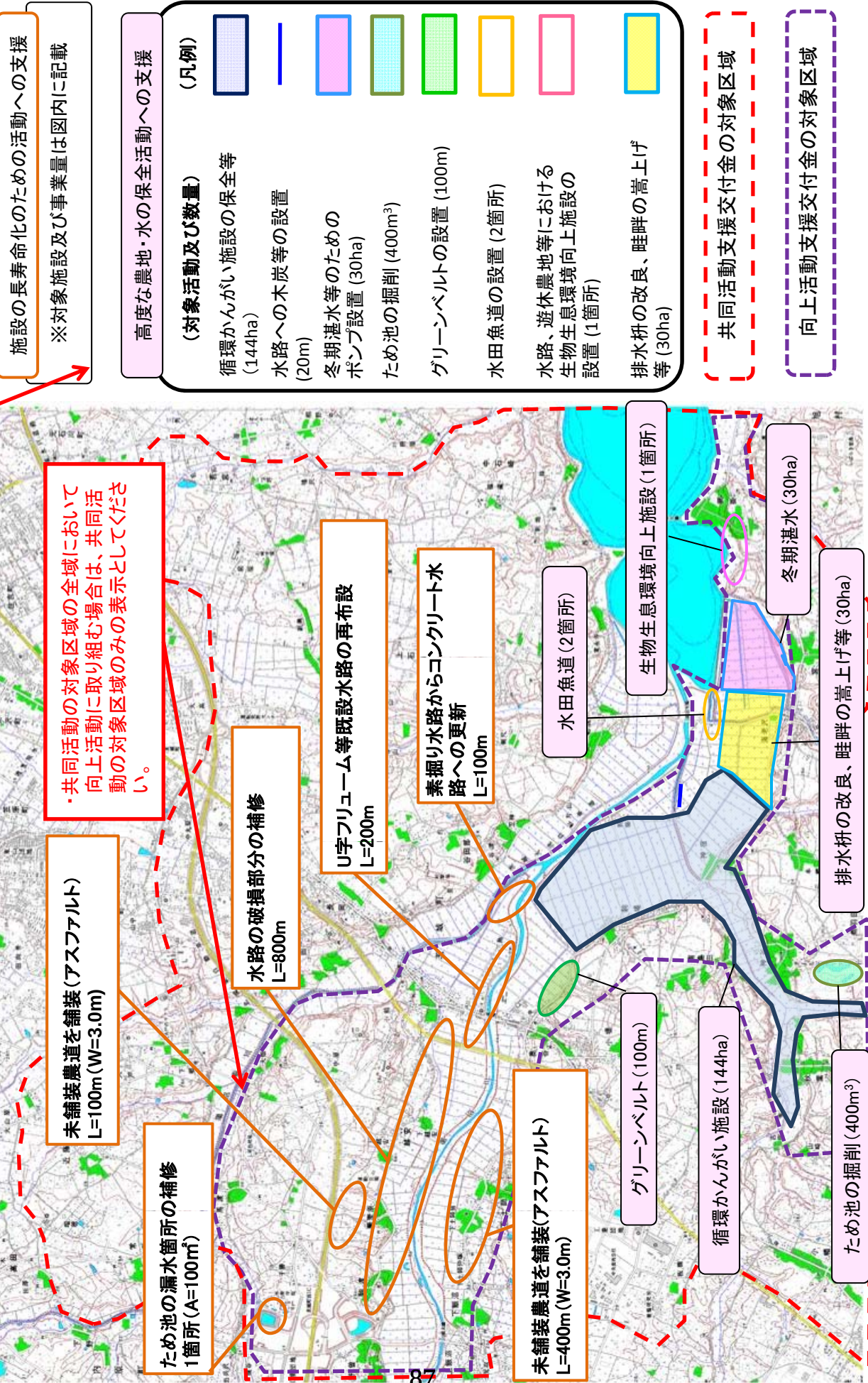
・農地・水保管理支払交付金の実施に関する協定書 / 農地・水・環境保全管理協定
・活動組織の規約 / 農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則
・農地・水保管理協定の認定書 / 登記事項証明書
・交付金の振込先(別紙2)

(2) 別紙図面

別紙

向上活動支援交付金に係る活動の対象区域、対象施設及び対象活動

・不用な凡例は削除します。 名：○○地区環境保全会



(注) 対象区域、対象施設、対象活動の位置図を添付し、補修、更新等を行う施設及び高度な農地・水の保全活動の対象について、活動内容、数量等を記載します。
図面枚数が複数枚になってもかまいません。対象区域や対象施設が隠れないように対象活動の旗揚げをしてください。

(別紙2)

交付金の振込先

・振込先の金融機関名を記入します。

・振込先の金融機関に応じて、該当するものに丸を記入します。

・振込先の支店名を記入してください。

※以下の事項については、振込先口座の変更がない場合は、記載不要です。

交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)											
	金融機関名								支店名			
	0000								農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金			
	00支店											
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください)						口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)					
☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知												

☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知

<<ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。>>

交付金振込口座	ゆうちょ銀行											
	記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)						番号(右づめで記入)					
	1				0	※						1

口座名義	フリガナ	マルマルチクカンキョウホゼンカイ ダイヒョウ ヤマダ タロウ										
	口座名義	〇〇地区環境保全会 代表 山田 太郎										
	住所	(〒 〇〇 - 〇〇〇) 〇〇 都 道 府 県 〇〇 市 区 町 村										

・フリガナは口座登録したとおりに記入して下さい。(特に数字には注意)

・口座名義を記入してください。

・口座名義人宛に振込通知書を郵送するため、確実に郵便物が届く住所を記入してください。

(注) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。

I 2 地域資源保全管理計画を策定し向上活動に取り組む場合

(1) 地域資源保全管理計画書

(様式第2-1号)

地域資源保全管理計画書

組織名称	〇〇地区環境保全会	代表者氏名	山田 太
------	-----------	-------	------

1. 地域共同による水路・農道等施設の保全管理のための活動を実施する農用地面積、農業用施設

農用地面積	田	畑	草地	計
	5,000 a	755 a	25 a	5,780 a
農業用施設	水路		農道	ため池
	開水路	パイプライン	10.5 km	3 箇所
	21.5 km	0 km		

(注) 農用地の面積は農振農用地の面積とする。

2. 位置図

別紙のとおり

(注) 様式第2-1号の活動計画書の別紙図面に、上記1の区域及び施設を位置付ける。

なお、向上活動支援交付金の対象となる農業用施設については、各施設に番号を割り振る、その番号を図示する。

3. 活動の実施体制(役割分担)

構成員	主な役割
農業者	水路、農道及びため池の保全管理活動の実施
〇〇営農組合	水路、農道及びため池の保全管理活動の実施活動実施に当たっての資機材貸与等の支援
〇〇自治会	水路、農道及びため池の保全管理活動うち、〇〇や〇〇を他の構成員と連携し実施総会、役員会等の会場の提供
〇〇土地改良区	水路、農道及びため池の保全管理活動の実施に当たっての指導、助言
非農業者	水路、農道及びため池の保全管理活動うち、〇〇や〇〇を他の構成員と連携し実施

4. 活動の計画

活動項目	取組	実施時期
①点検及び機能診断	本計画に位置付けた施設について、泥の堆積状況等の点検、施設の劣化状況等の施設の機能診断及び診断結果	☒ 水路: 毎年〇月 ☒ 農道: 毎年〇月 ☒ ため池: 毎年〇月
②年度活動計画の策定	点検結果、機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年〇月
水路の保全管理活動	①水路の草刈り	本計画に位置付けた水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部について、草刈りを実施する。
	②水路の泥上げ	本計画に位置付けた水路及びポンプ吸水槽等について泥上げを実施する。
	③水路の適正管理	本計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	④付帯施設の適正管理	本計画に位置付けた水路の付帯施設について、ゲート類等の保守管理の徹底等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	⑤異常気象時の対応	本計画に位置付けた水路について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
農道の保全管理活動	①路肩、法面の草刈り	本計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈りを実施する。
	②側溝の泥上げ	本計画に位置付けた農道について、点検及び機能診断結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。
	③農道の適正管理	本計画に位置付けた農道について、砂利の補充等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	④付帯施設の適正管理	本計画に位置付けた農道の付帯施設について、側溝の目地詰め等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。
	⑤異常気象時の対応	本計画に位置付けた農道について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
管理活動	④付帯施設の適正管理	本計画に位置付けたため池の付帯施設について、かんがい期前の施設点検及び機能診断結果に基づいて、泥上げを実施する。
	⑤異常気象時の対応	本計画に位置付けたため池について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。
	⑥ため池の適正管理	本計画に位置付けたため池について、ため池の底上げ、ため池の除草等、施設の適正管理のために必要な取組を実施する。

・農用地の面積は、国土調査による地積図に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認して下さい。

・区域内において保全管理の対象となる全ての施設数量を記載します。

・各主体の役割を記載します。
・農業者個人又は法人で参画している人は、まとめて「農業者」、農業者以外の方で個人として参画している人は、まとめて「農業者以外」として記入してください。

・対象とする施設がある場合は、全ての活動項目を実施します。
・対象とする施設がない場合は、記入する必要はありません。

・本項目は、向上活動の活動計画(様式第2-2号)の「3. 実施計画」に位置付けて実際に長寿命化対策を実施する根拠となります。

・今後、向上活動支援交付金を活用して長寿命化対策を講ずる施設の機能診断結果を記載します。

・向上活動支援交付金で実施するためには、道府県の定める「施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針」に沿った活動内容とします。

5. 施設の長寿命化に関する基本方針

番号	施設	経過年数	機能診断結果(劣化状況等)	対応方針	備考
①	開水路(L=800m)	40	各所に目地の劣化やひび割れを確認	自主施工により目地詰めやひび割れ箇所の補修を実施	
②	開水路(L=200m)	50	不同沈下による漏水や土砂溜まりを確認	発注工事により布設替えを実施	
③	農道(L=600m)	25	路面の凹凸やひび割れを確認。一部の法面が崩壊	自主施工により不陸整正や法面修復を実施	
④	ため池(1箇所)	40	堤体の漏水箇所を確認	発注工事により漏水箇所の目地詰めを実施	

(注1) 本基本方針は、施設の長寿命化のための活動を行う場合において作成する。

(注2) 本基本方針は、施設の長寿命化のための活動を行う場合において作成する。

・把握できる範囲で記載します。

(様式第2-2号)

農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書

(都道府県が定めた者経由)
各地方農政局長
農村振興局長
内閣府沖縄総合事務局長

県

農地・水保全管理支払交付金(向上活動支援交付金)に係る活動計画書を提出します。

名称	〇〇地区環境保全会	代表者氏名	山田 太郎	印
所在地	〇〇県〇〇市〇〇〇			

申請年月日 平成〇年〇月〇日

1. 目的

向上活動支援交付金を活用して、水路・農道等の施設の長寿命化や水質・土壌等の保全を図る。

2. 活動計画

施設の長寿命化を図るための取組及び高度な農地・水の保全を図る。

(1) 向上活動支援交付金の対象区域、対象施設、対象活動別紙のとおり。

(2) 共同活動を実施する区域

農用地	田	畑	草地	計
面積	5,000 a	755 a	25 a	5,780 a

(注) 共同活動支援交付金の交付を受ける場合は、対象農用地の面積を記入。

共同活動支援交付金の交付を受けずに向上活動を実施する場合は、市町村との協定において農地・農業用水路等の草刈り等の活動を地域ぐるみで行うこととしている農用地

(3) 向上活動支援交付金の対象区域

農用地	田	畑	草地	計
面積(施設の長寿命化)	5,000 a	755 a	25 a	5,780 a
面積(高度な農地・水の保全)	0 a	0 a	0 a	0 a

(注) 農用地の面積は農振農用地の面積とする。

(4) 向上活動支援交付金により補修・更新等を行う施設

農業用施設、農用地	水路	農道	ため池	農地
数量	1.0 km	0.6 km	1 箇所	0 m

(注) 農地に係る施設は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加するもの

(5) 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	向上活動支援交付金の交付年数
施設の長寿命化のための活動	平成25年度	平成28年度	4年
高度な農地・水の保全活動	-	-	-

3. 実施計画

活動区分	活動内容	延べ数量	ポイント	年度計画(ポイント)						金額合計
				H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	
1. 補修	①水路の老朽化部分の補修	L=800m								
1. 補修	②U字フリューム等既設水路の再布設	L=200m								
1. 補修	③農道路肩、農道法面の補修	L=600m (W=3.0m)								
1. 補修	④ため池の漏水箇所の補修	1箇所 (A=100m ²)								
交付金額計(1. 施設の長寿命化のための活動への支援)						2,352,000	2,352,000	2,352,000	2,352,000	9,408,000
交付金額計(2. 高度な農地・水の保全活動への支援)										
交付金額計(3. 農地・水・環境保全組織の取組に対する支援)										
交付金額合計(円)						2,352,000	2,352,000	2,352,000	2,352,000	9,408,000
うち国費分(円)						1,176,000	1,176,000	1,176,000	1,176,000	4,704,000

(注1) 活動区分は、1を施設の長寿命化のための活動(補修又は更新等と記載する)、2を高度な農地・水の保全活動(田又は畑と記載する)、3を農地・水・環境保全組織の取組(地域資源保全プランの策定、活動組織の広域化・体制強化)とする。

(注2) 施設の長寿命化のための活動において、農地に係る施設・対象活動は、都道府県が策定する「対象施設・対象活動に関する指針」で追加した場合に追加できるものとする。

(注3) 面積ポイントの算出方法は、(取組の合計ポイント/対象農用地面積(a)×10×10,000)とする。

4. 対象組織の構成員及び関係団体の役割

(記載例)

(1) 〇〇集落

①水路、農道の補修における自主施工への参加、②水路、ため池の発注工事にかかる各種事務手続きや引き渡しにかかる現地確認等の実施、③

(2) 〇〇土地改良区

①集落が取り組む施設の長寿命化対策への技術指導、②改良区施設の工事にかかる現地確認、③

(3) 〇〇組合

①集落が取り組む施設の長寿命化対策にかかる資機材貸与等の支援、②

(注) 当該地区の活動計画に基づき本対策を実施する上で、対象組織及び団体が担う役割等について、地区の状況に応じて記載。

<添付書類>

- 農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書 / 農地・水・環境保全管理協定
- 活動組織の規約 / 農地・水・環境保全管理協定運営委員会規則
- 農地・水保全管理協定の認定書 / 登記事項証明書の写し
- 交付金の振込先(別紙2)

・農地・水・環境保全組織の場合、
名称: 〇〇地区農地・水・環境保全管理協定
代表者氏名: 運営委員会会長 〇〇〇〇

活動期間については以下のとおりとする。

・地域資源保全管理計画に基づき
保全管理する農用地の対象農
用地面積を記入します。

・「(2) 共同活動を実施する区域」と等
しいか、またはその範囲内である必
要があります。
・対象区域内の一集落区域以上の農
振農用地である必要があります。

・地域資源保全管理計画の「5. 施設の
長寿命化に関する基本方針」に位置
付けた施設が対象となります。
・活動を実施する数量の合計を記載し
ます。

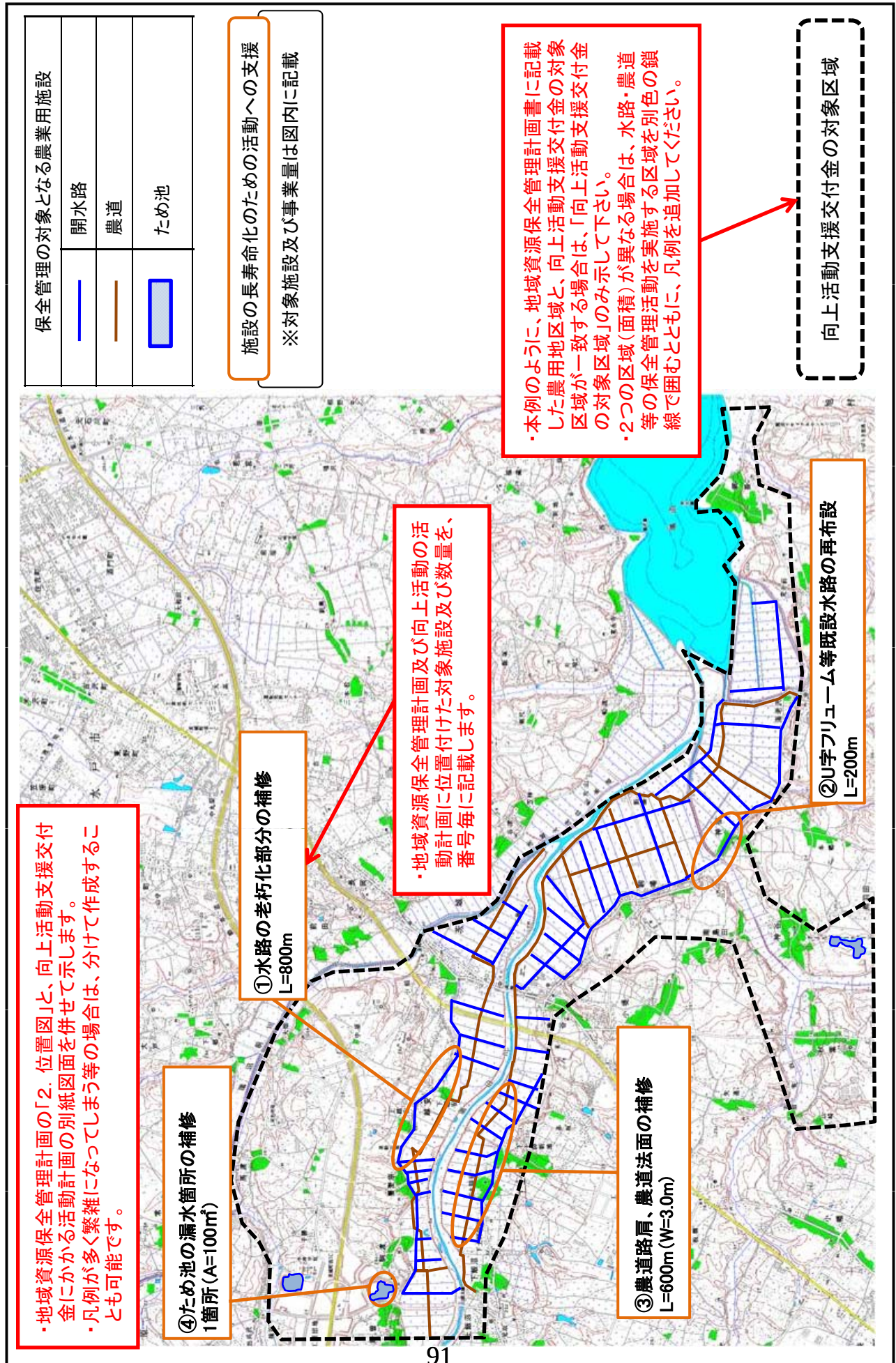
・活動を実施する期間を記入します。

・活動を実施する年度にラインを引きます。

・地域資源保全管理計画の「5. 施設の長寿命化に
関する基本方針」に位置付けた各施設について、番
号毎に長寿命化対策の実施計画を立てます。

・向上活動の対象区域面積及び交付単価から算
出される交付金上限額を下段に記載します。
・この額以内の額で交付申請する場合は、その額
を上段に() 書きで記載します。(この例は上限
額を満額交付申請する場合の例です。)

・対象組織の構成員が担う役割等について、地
区の状況に応じて記述します。



(注) 対象区域、対象施設、対象活動の位置図を添付し、補修、更新等を行う施設及び高度な農地・水の保全活動の対象について、活動内容、数量等を記載します。
図面枚数が複数枚になってもかまいません。対象区域や対象施設が隠れないように対象活動の旗揚げをしてください。

Ⅱ 交付金の交付に関する書類

1	交付申請書	P93
2	概算払請求書	P94

別記様式第2号(第4の(2)関係)

・交付金の申請は、国と地方のそれぞれに申請するため、国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ、申請書を提出します。

申請先	
国宛	地方宛

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金交付申請書

・6ページの都道府県の支援体制図における提出先を記入します。

年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

・農地・水・環境保全組織の場合、
組織名 ○○地区農地・水・環境保全管理協定
代表者名 運営委員会会長 ○○○○

都道府県が定めた者(団体名)

代表者名 殿

・対象組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

住所 ○○県○○市○○○
組織名 ○○地区環境保全会
代表者名 山田 太郎

印

平成○○年度農地・水保全管理支払交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請する。
なお、事業の内容等は、平成○○年○月○日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

・活動計画の3. 実施計画の交付金額合計の1/2の金額をそれぞれ記入します。

記

1. 交付申請額

事業費	交付申請額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 1,500,000 円	750,000 円	750,000 円	0 円
(2)高度な農地・水の保全活動 750,000 円	375,000 円	375,000 円	0 円
(3)地域資源保全プランの策定 500,000 円	250,000 円	250,000 円	0 円
(4)活動組織の広域化・体制強化 400,000 円	200,000 円	200,000 円	0 円
合計 3,150,000 円	1,575,000 円	1,575,000 円	0 円

(含み税額)

2. 事業完了予定日

平成○年○月○日

・当該年度の事業完了予定日を記入します。

(注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。

2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。

3 「1. 交付申請額」について、交付申請額の合計欄の枠外(右下)に、括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含み税額」とそれぞれ記入すること。

向上活動支援交付金の使途として、資材の購入、重機のリース、業者への委託発注等が考えられる場合、「含み税額」と記載します。

4 地方分の申請について、先」欄及び地方分の宛先を

5 採択申請時等に提出した規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定、活動計画又は交付金の振込先を添付し提出すること。

6 前記4により、交付申請書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり申請する。」を「関係書類を添えて申請する。」とし、活動計画の変更がある場合については、「なお、事業の内容等は、平成○年○月○日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

7 施設の長寿命化の取組のみを行う場合は、「1. 交付申請額」について、不用な行を削除するとともに、事業費欄の「(1)施設の長寿命化の取組」の記述を削除して提出することができる。

- ・概算払いは、原則2回に分けて請求します。
- ・交付決定額(国分)が100万円以上の場合、初回の請求は、原則として12月31日までに必要な金額を申請します。ただし、このとき請求できるのは、交付決定額の最大90%までです。
- ・交付決定額(国分)が100万円未満の場合は初回から全額請求することが可能です。

別記様式第5号(第7関係)

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金概算払請求書

・対象組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

(都道府県が定めた者経由)

・6ページの都道府県の支援体制図における提出先を記入します。

平成○年○月○日

地方農政局長
官署支出官 地方農政局総務部長
北海道の場合は
農林水産大臣
農林水産省大臣官房経理課調査官
沖縄の場合は
内閣府沖縄総合事務局長
官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

殿

住所 ○○県○○市○○○
名称 ○○地区環境保全会
代表者名 山田 太郎

印

農地・水・環境保全組織の場合、
名称 ○○地区農地・水・環境保全管理協定
代表者名 運営委員会会長 ○○○○

平成○○年○月○日付け○○第○○号で交付金交付決定の通知のあった本交付金について概算払を受けたいので、下記のとおり請求する。

・請求額の記入にあたっては、6ページの都道府県の支援体制図における提出先に相談願います。

記

1. 請求金額 金 1,417,500 円

2. 請求金額の内訳

・国費分を記入します。

平成○年○月○日現在

経費区分	交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ①-(②+③)	備考
			金額	12月31日まで 予定出来高		
向上活動支援交付金	1,575,000 円	0 円	1,417,500 円	90 %	157,500 円	

3. 事業の完了予定 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

・当該年度の事業完了予定日を記入します。
(交付申請書と同じ日付となります。)

・1月以降に請求し、かつ遂行状況報告と兼ねる場合は、備考欄に出来高及び進捗率を記載します。

(例)

備考
12月31日現在の出来高(進捗率) 1,203,300円(76.4%)

Ⅲ 実施に関する書類

1	活動記録	P96
2	作業日報	P97
3	金銭出納簿	P98
4	財産管理台帳	P99
5	地域資源保全プラン	P100

・活動記録は、支出の有無にかかわらず記録して下さい。
・作業日報との整合に注意して下さい

(様式第2-6号)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金 向上活動支援
活動記録

・原則として、交付決定日以降の活動を記載します。交付決定日以前に活動を開始する場合は、あらかじめ「交付決定前着手届」を提出している必要があります。
詳しくは、地域の推進体制(地域協議会等)にご相談下さい。

・作業日報を作成した場合、作業日報の整理番号を記入します。

組織名：〇〇地区環境保全会

実施月日	活動実施日時		活動参加人数			活動内容	No.	備考	日当の支払
	実施時間帯	実施時間	総参加人数	農業者	農業者以外				
11月6日	9時00分～ 16時30分	6.5 時間	13 人	10 人	3 人	・水路の破損部分の補修 ☐ 調査計画 ☐ 設計作業 ☐ 発注事務 ☒ 設置等 ☐ 事務処理	6	水路目地を補修した。	〇
11月12日	9時30分～ 11時30分	2.0 時間	3 人	2 人	1 人	・水田魚道の設置 ☐ 調査計画 ☐ 設計作業 ☒ 発注事務 ☐ 設置等 ☐ 事務処理	7	ホームセンターに行きU字管を購入した。	〇
・ ・ ・		時間	人	人	人				
1月25日	13時30分～ 15時30分	3.0 時間	10 人	8 人	2 人	・地域資源保全プランの策定 ☒ 調査計画 ☐ 設計作業 ☐ 発注事務 ☐ 設置等 ☐ 事務処理	15	プラン策定のための検討会を開催	〇
・ ・ ・		時間	人	人	人				
2月15日	10時00分～ 12時00分	2.0 時間	4 人	4 人	0 人	・事務 ☐ 調査計画 ☐ 設計作業 ☐ 発注事務 ☐ 設置等 ☒ 事務処理	27	総会の準備	

・行った活動について、活動項目をチェックします。
・事務処理や打合せについても記録します。
・各活動項目の作業の例については36ページも併せてご覧下さい。

・構成員、非構成員問わず、それぞれの参加人数を記入します。
・非構成員で「農業者」、「農業者以外」の区分が分からない場合は「農業者以外」に人数をカウントして下さい。

参考であり作成は任意とします。活動記録の補足資料になります。

(様式第2-7号)

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金向上活動支援 作業日報

No 1

組織名: 〇〇地区環境保全会

1. 実施年月日

年月日	平成24年10月20日(木)	作業時間	8時30分 ~ 11時30分
-----	----------------	------	----------------

2. 活動内容

活動区分	1.補修	参加人数	2人
活動項目	水路の老朽化部分の補修	☒ 調査計画 ☐ 設計作業 ☐ 発注事務 ☐ 設置等 ☐ 事務処理	

・活動の実施時間を概ね30分単位で記入します。

・該当する項目にチェックしてください。

3. 作業記事

土地改良区の職員とA地区用水路の延長や断面の現場確認・打合せを行った。

・活動の内容について簡単に記述します。

4. 写真



・活動の様子が分かる写真を添付します。
・発注事務等、写真を添付できないものは写真がなくても構いません。

5. 参加者名簿

山田太郎	
鈴木次郎	

・自筆の署名をもらうか、またはパソコンで作成したものに押印又はサインをしてもらいます。

(様式第2-8号)

・領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入します。

・国分と地方分に分けて記載します。

・活動計画に位置づけた活動内容の収支(列)を追加し、活動内容(①～④)ごとに支出を分類して記載して下さい。

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金 向上活動支援交付金 金銭出納簿

〇〇地区環境保全会

日付	分類	活動項目	内 容	①施設の長寿命化のための活動				②高度な農地・水の保全活動				③地域資源保全プランの策定				④活動組織の広域化・体制強化				領収書 番号	残高合計 (円)
				収入(円)	水路	農道	ため池	重務費	計	残高(円)	収入(円)	支出(円)	残高(円)	収入(円)	支出(円)	残高(円)	収入(円)	支出(円)	残高(円)		
8月7日			向上活動支援交付金の受取(国分)	675,000						675,000	337,500			225,000			180,000			1,417,500	
8月18日			向上活動支援交付金の受取(地方分)	750,000						1,425,000	375,000			475,000			380,000			2,892,500	
8月25日	①	水庫の破損部分の補修	目録付購入						88,150	1,395,850				475,000			380,000			2,903,350	①-1
：	：	：	：							：						：			：	：	：
8月25日	④	活動組織の広域化・体制強化	活動状況管理用パソコンの購入							1,295,850				475,000			295,000			2,535,850	④-1
：	：	：	：							：						：			：	：	：
10月28日	①	U字フリューム等既設水庫の修繕	施工機械のリース代		78,000					511,250				453,880			128,970			1,506,458	①-7
11月6日	②	堰根かきがい施設の見直し等	スクリーンのゴミ除去作業の日当(10/22,23施工分)							511,250				453,880			128,970			1,476,458	②-3
11月6日	①	水庫の破損部分の補修	水庫の補修作業の日当(10/28,29施工分)		60,000					511,250				453,880			128,970			1,476,458	①-8
：	：	：	：							：						：			：	：	：
11月12日	②	水田水路の設置	U字管の購入							157,122				425,000			83,000			822,726	②-6
：	：	：	：							：						：			：	：	：
11月26日	①	事務	コピー用紙とプリンター用のインク購入					14,552	14,552	74,948				216,800			79,000			370,748	①-22
11月27日	①	ため池	ため池の補修作業の日当(11/10,17施工分)				30,000		30,000	44,948				216,800			79,000			340,748	①-23
：	：	：	：							：						：			：	：	：
1月31日			向上活動支援交付金の受取(国分)	75,000						111,250	37,500			65,400			54,082			297,052	
：	：	：	：							：						：			：	：	：
2月25日	②	事務	コピー用紙の購入							30,536			14,532	55,922			37,980			146,988	②-9
：	：	：	：							：						：			：	：	：
3月10日	③	地域資源保全プランの策定	地域資源保全プラン策定のための検討会開催に係る印刷代金							30,536				32,912			12,980			98,978	③-9
合 計				1,500,000	913,912	0	541,000	14,552	1,469,464	30,536	750,000	727,460	22,540	500,000	467,068	32,912	400,000	387,010	12,980	98,978	98,978

・領収書に記入した整理番号を記入します。
・領収書は必ず保管しておいて下さい。
・領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記載されていない場合はメモして下さい。)
・領収書は品名、規格、購入数量等も記載してもらいようにして下さい。

・国及び地方分の返還額を整理します。
・残高の合計と返還額の合計が一致していることを確認してください。

返還先	返還額(円)
国	49,489
地方	49,489
合 計	98,978

(注1)分類については、「施設の長寿命化のための活動」に関するものは①を、「高度な農地・水の保全活動」に関するものは②を、「地域資源保全プランの策定」に関するものは③を、「活動組織の広域化・体制強化」に関するものは④を記載してください。
(注2)金銭出納簿は、対象組織が取り組む対象活動(①施設の長寿命化のための活動、②高度な農地・水の保全活動、③地域資源保全プランの策定、④活動組織の広域化・体制強化)を項目の上段に記入の上、対象活動毎に整理してください。
(注3)領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。)
(注4)共同活動支援交付金と向上活動支援交付金は、別々の金銭出納簿で管理してください。

別記様式第11号(第15関係)

帳台理管産財

- ・組織名を記入します。

・実績報告書及び出来型関係書類の事業量と合致していることを確認します。

[illegible]

注1：処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2：処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3：備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、交換先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。

注4：この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

注5：複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。

(別記2－4様式第1号)

地域資源保全プラン様式

平成〇〇年〇〇月〇〇日策定
〇〇地域農地・水・環境保全組織

【1】施設の長寿命化等に関する状況把握

(1) 地域の現状

本〇〇地域農地・水・環境保全組織の対象とする地域は、〇〇県〇〇市のほぼ中央、〇〇平野の東部地域に位置し、△△川(一級河川)及びその支流によって形成された三角州地帯に展開する250haの水田及び普通畑であるが、本地区を含む〇〇平野は年間降雨量が1,100mm程度と少なく恒常的な水不足をきたし農業経営の安定や生産性向上の阻害要因となっていた。

昭和〇〇年度から〇〇年度に実施された「〇〇土地改良事業」により〇〇取水口及び幹線水路等の農業水利施設が整備され、その後の関連の県営事業等により支線水路やほ場が整備されたことから安定的な農業用水や大規模ほ場が確保され、本地域の農業経営に大きな役割を果たしてきており、ブランド米〇〇については〇〇市の県内第1位を誇る生産に大きく寄与している。

・農地・水・環境保全組織が対象とする地域内の地理的条件、気象条件、基盤整備の状況について記載するとともに、地域で話し合って営農状況や産業の特徴についても記載します。

(2) 地域内の施設の機能診断結果（劣化状況等）、補修履歴等

・本表を基に、地域で日常の保全管理上の留意点や補修等の長寿命化対策の実施記事を検討します。

番号	施設	経過年数	機能診断結果（劣化状況等）	これまでの補修内容	備考
1	〇〇支線水路	38年	・耐用年数が迫ってきており、経年変化によってひびが所々に入り、また側壁が破損し、漏水が起きている。	・平成XX年に目地材を用いた補修を実施	
2	■支線水路 (□□地区)	42年	・耐用年数を超過しており、目地の開きが散見され、漏水が起きている。	・平成XX年に目地材を用いた補修を実施	
3	△△支線水路	32年	・土圧により水路にはらみが生じ、はらみ箇所と隣接する側壁との隙間から漏水が起きている。		
4	●●取水ゲート	31年	・耐用年数を超過しており、ゲートに故障が増える傾向があり、部品交換時の維持管理費が増嵩している。 ・ゲートの周囲の塗装が剥がれてきている。	・平成XX年に部品の交換を実施	
5	□□用水路	48年	・土水路のため、雑草除去などの維持管理に労力がかかる。 ・雑草や地下浸透の影響で、十分な流量を確保することができない。		

・「(3)」の図中の番号と一致させます。

・地域の農業用施設をすべて書く必要はありませんが、主な水路・農道・ため池等については、記載するようにして下さい。

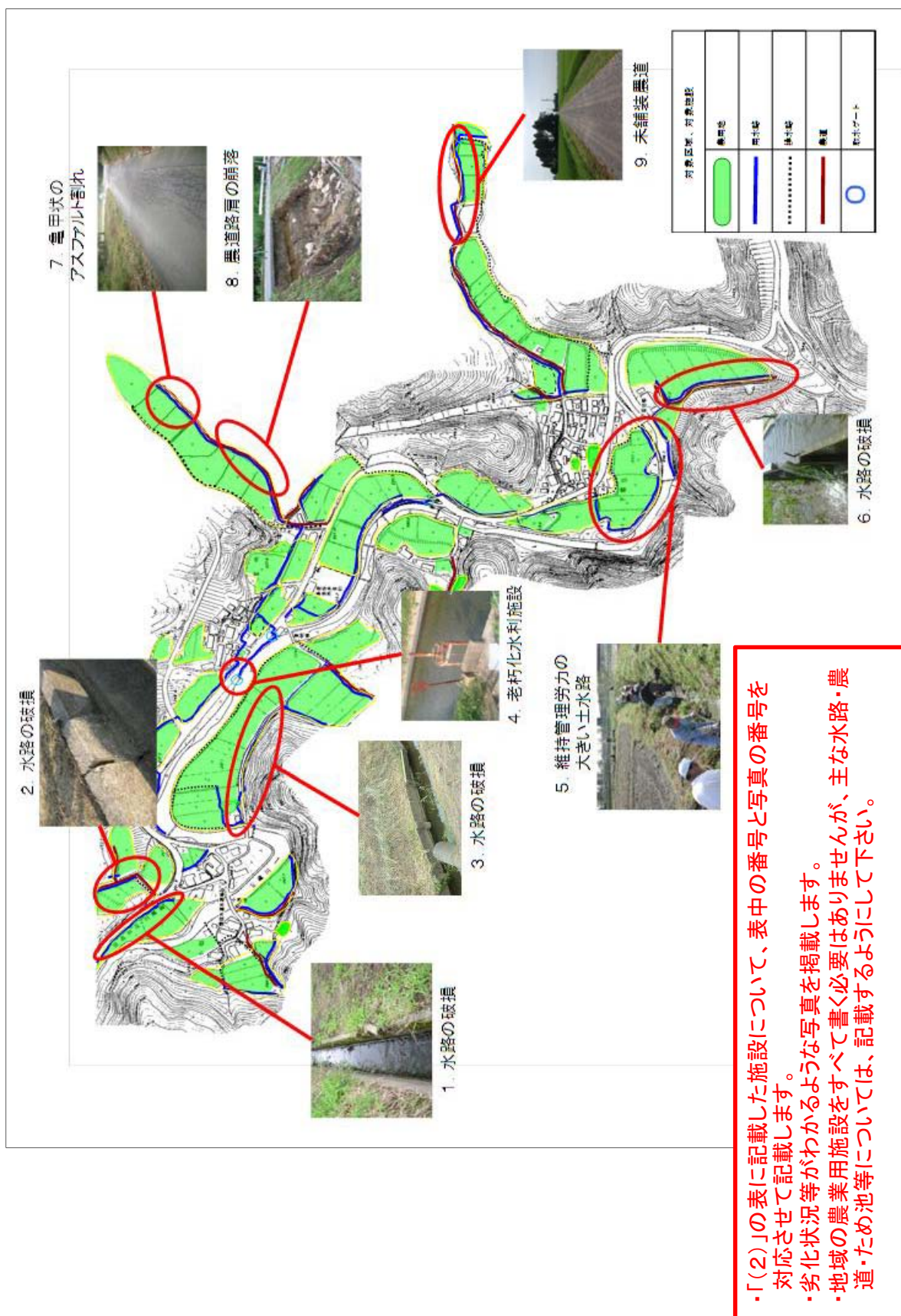
6	▲▲支線水路	31 年	・老朽化が進み、一部の側壁が破損し、漏水が起きている。	・平成 XX 年に目地材を用いた補修を実施	
7	◇◇地区農道 (◆◆部分)	20 年	・農耕車両の通行が比較的多い路線であり、路面に亀甲状の割れが見られる。	・平成 XX 年にアスファルト合剤を用いた補修を実施	
8	◇◇地区農道 (XX 部分)	20 年	・農耕車両の通行が比較的多い路線であり、谷側へ路肩の崩壊が見られる。	・破損の大きかった 1 箇所 に平成 XX 年に、小型の L 型擁壁を施工。	
9	◆◆地区農道	40 年	・未舗装農道であるため、路面の窪み、雨水の溜まり、ぬかるみなどが生じやすく、車両の通行に支障がある。	・毎年路面の窪み部分に砂利詰めを実施。	

・市町村や土地改良区等に確認して施設の経過年数を記載します。

・地域内の農業用施設について、現地踏査や施設管理者からの聞き取りを行い、老朽化や使用状況による劣化状況を把握します。

・これまで施設の管理者や地域で実施した補修の取組について、時期と内容を記載します。

(3) 地域内の施設の位置及び機能診断結果(劣化状況等)



【2】施設の長寿命化等に関する計画

(1) 本地区の施設の長寿命化に関する基本方針

・施設の管理者や地域で話し合って、地域内の施設の長寿命化を実施するにあたっての基本的な考え方を記載します。

今後直面する施設の老朽化に対して、コスト縮減の観点から既存施設の機能を安定的に発揮しつつ長寿命化(有効利用)を図ることとし、施設機能の喪失に伴う全面的な更新整備を行うのではなく、部分的に機能低下が見られる範囲に対し事前の手当を施す予防保全対策を行うことにより、農家はもとより地域にとっても有利となる施設の保全管理を推進する。
従って、本地区においては、適時適切な更新整備と施設管理者による適切な維持管理の推進に努め、施設機能が長期間にわたって安定的に発揮することを目指す。

(2) 各施設の機能保全対策及び対策を実施する時期(予定)

・活動を実施する期間内の全体についての保全管理上の留意点の検討や補修等の実施時期を検討します。

番号	施設	機能保全対策	実施時期	備考
1	〇〇支線水路	欠けている部分のモルタル等による形状復元や、ひび割れ部分の補修など、部分的な補修を行う。	・2～3年毎に悪い部分を補修	
2	■支線水路 (□□地区)	乾燥収縮や温度応力により、部分的なひび割れ、目地部からの漏水が見られることから、部分的な補修を行う。	・2～3年毎に悪い部分を補修	
3	△△支線水路	油圧ジャッキ等ではらみ箇所を元の位置まで押し戻し、はらみ箇所と側壁の隙間を目地詰めする。	・本年の早期に実施	

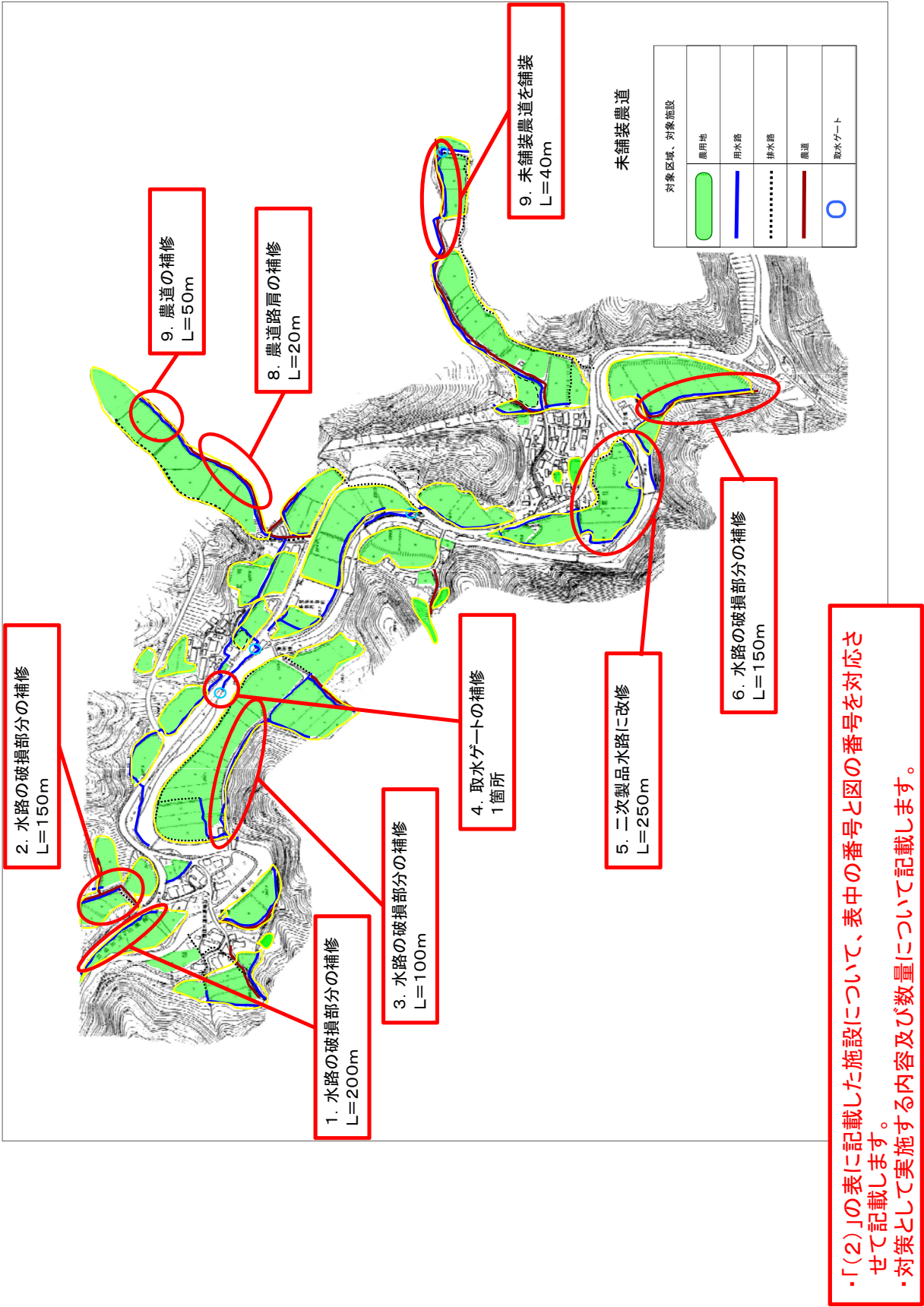
・「【1】(2)」の表と対応させます。

4	●●取水ゲート	錆の発生により塗装の剥離が発生していることから内・外面塗装を行う。 耐用年数を超過している部品については、機能低下が顕著になった際に更新する。	・3年程度の監視を行い、その後の状態を見て検討	
5	□□用水路	毎年の管理にかかる労力やコストの削減のため、二次製品水路に改修する。	・1～4の水路の補修が済んだ後に実施	
6	▲▲支線水路	欠けている部分のモルタル等による形状復元や、ひび割れ部分の補修など、部分的な補修を行う。	・2～3年毎に悪い部分を補修	
7	◇◇地区農道 (◆◆部分)	路面の損傷の状況を引き続き監視し、必要に応じて切削・オーバーレイを検討	・3年程度の監視を行い、その後の状態を見て検討	
8	◇◇地区農道 (XX部分)	路肩の損壊が激しいため、部分的なし型工の施工を実施する。	・本年下半期で実施	
9	◆◆地区農道	毎年の管理にかかる労力やコストの削減のため、コンクリート舗装を行う。	・水路の補修が済んだ4～5年後に実施	

・計画する補修等、長寿命化・機能保全対策の内容を記載します。

・実施時期を記載します。

(3) 機能保全対策に関する図面



【3】資金計画（事前積立、施設保険等）

・取組予定の金額や時期等も含めて、金額や積み立て、施設保険加入の時期等記載します。

事前積み立てや施設保険等の導入状況及び導入促進に向けた今後の取組について記載

現在の賦課金〇円／10aのうち、〇円程度を10年間積み立て、〇〇資金として〇円を確保。また、施設保険については、〇年〇月の加入へ向けて〇月に説明会を実施予定。

【4】サポート体制

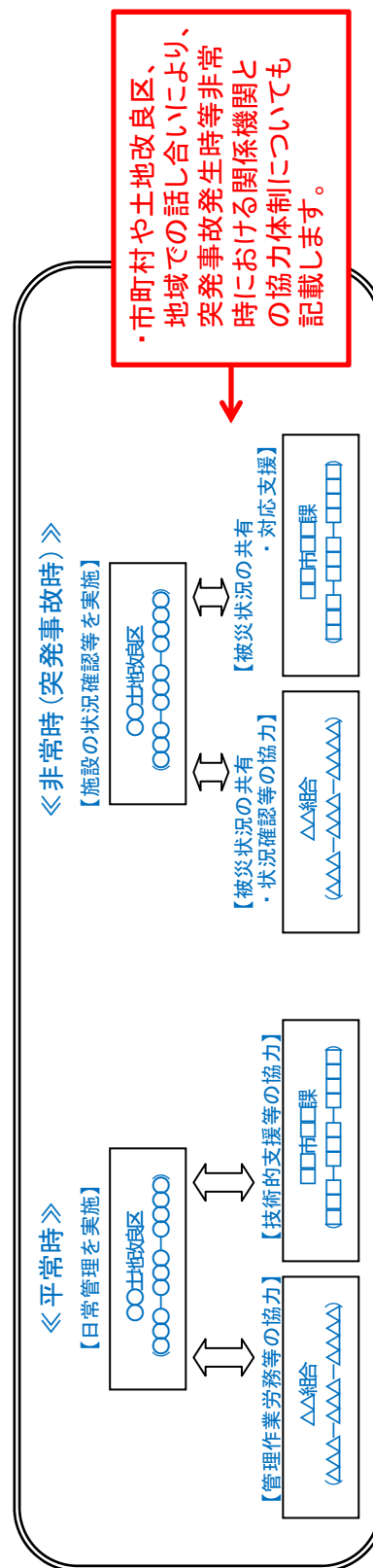
・地域のホームドクターとしての専門機関によるサポート体制を構築します。

本地域の農業用水利施設等の保全管理・長寿命化については、〇〇地域農地・水・環境保全組織、〇〇市、〇〇土地改良区が連携して地域資源保全プランに基づく対策等を推進する。

具体的には、毎年度、機能保全対策の実施時期等について調整し、対策の円滑な推進を図る。

また、△△△の際には、農地・水・環境保全組織から〇〇土地改良区に速やかに連絡をすることとし、〇〇土地改良区においては、現地状況の確認や指導のために職員を派遣する。

さらに、突発事故時のサポート体制として、〇〇県土連、△△組合、□□市と突発事故に即応する体制を構築。



【5】地域の水利用についての計画

・地域の営農状況や営農体系の変化について、面積等を用いて可能な限り定量的に記入します。

(1) 地域における水利用状況

本〇〇地域農地・水・環境保全組織の対象とする農地は、県内有数の水田農業地帯であり、稲作を中心に農業は地域の基幹的な産業として重要な位置を占めている。

本地域においては、近年、新規需要米（米粉用）の生産拡大への取り組みが進んでおり、今回の調査結果では、〇〇集落においては、平成〇〇年における〇〇の作付面積は〇〇haで、前年に比べ〇〇ha（前年比〇%）増加した一方、〇〇の作付面積は〇〇haで、前年に比べ〇〇ha（前年比〇%）減少している。

〇〇集落においては、平成〇〇年における〇〇の作付面積は〇〇haで、前年に比べ〇〇ha（前年比〇%）増加した一方、〇〇の作付面積は〇〇haで、前年に比べ〇〇ha（前年比〇%）減少している。

・
・
・

以上のように、本地域においては、新規需要米の生産拡大に伴う水稻の作付面積の増加により、地域の農業用水需要に変化が生じている。しかしながら、末端水路においては、個々の集落や水利組合により、地域の水利慣行に基づき配水されていることから、こうした新たな用水需要に対応した水利用が行われていない。

このため、水融通に係る調整、新たな水利用計画の作成が必要である。

・配水ルールは、各地域ごとに異なりますので、現在の配水ルールに応じて、様式は適宜変更して下さい。

(2) 現在の水利用計画

施設	期間	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 翌年の〇月〇日まで
①〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
②〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
：		：	：	：	：	：	：
⑩〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
：		：	：	：	：	：	：

(3) 用水利用の新たな取組内容（節水手法など）

・土地改良区等を含め、地域で話し合って取組内容等を定め記載します。

各集落において、かんがい開始前から地元に節水を呼びかけ、かんがい通水当初より地域を2分して隔日通水を実施するとともに、代掻きの分散化を呼びかけ、取水量の減少に努める。
また、地域内の排水路に新たにポンプを設置し、反復利用を行う。

(4) 新たな水利用計画

・新たな配水ルールに応じて、様式は適宜変更して下さい。
必ずしも【5】の(2)と同一様式とする必要はありません。

施設	期間	〇月〇日から 〇月〇日まで	開度〇〇%	〇月〇日から 〇月〇日まで	開度〇〇%	〇月〇日から 〇月〇日まで	開度〇〇%	〇月〇日から 〇月〇日まで	開度〇〇%	〇月〇日から 〇月〇日まで	開度〇〇%	〇月〇日から 翌年の〇月〇日まで	開度〇〇%
①〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
②〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
・ ・ ・		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・
⑩〇〇分水工		開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%	開度〇〇%
・ ・ ・		・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

IV 報告に関する書類

- 1 遂行状況報告書 P112
- 2 実績報告書 P113
- 3 仕入に係る消費税等相当額報告書 P115

別記様式第6号(第9関係)

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金遂行状況報告書

(都道府県が定めた者経由)

地方農政局長

殿

〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕・6ページの都道府県の支援
体制図における提出先を記
入します。住 所
組織名
代表者名○○県○○市○○○
○○地区環境保全会
山田 太郎

平成○年○月○日

農地・水・環境保全組織の場合、
組織名 ○○地区農地・水・環境保全管理協定
代表者名 運営委員会会長 ○○○○

平成○○年度農地・水保全管理支払交付金の事業の遂行状況について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 事業遂行状況

・12月31日時点の支出済額を記入します。

区 分	事業費 (A)	事業の遂行状況 (B) (平成○年12月31日)	進捗率 (B) / (A)	備 考
向上活動支援 交付金	3,150,000 円	2,408,000 円	76.4%	

(注) 「事業の進捗状況」の欄には、交付金の支払い金額を記載すること。

・進捗率が50%未満の場合は、今後の事業予定について記載します。

(外部委託により施工する場合の例)

●/● 発注(○○円)
△/△～□/□ 施工
○/○ 支払

(自主施工により実施する場合の例)

●/● 資材購入(○○円)
△/△～□/□ 施工
○/○ 日当支払

・国宛と地方宛のいずれかを選択し、報告先毎に代表者印を押印のうえ、報告書を提出します。

報告先	
☒ 国宛	☐ 地方宛

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金実績報告書

平成○年○月○日

(○○市町村経由)

地方農政局長 殿
 [北海道にあっては農林水産大臣
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長]

都道府県が定めた者 (団体名)
 代表者名 殿

・対象組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

住所
 名称 ○○県○○市○○○
 代表者名 ○○地区環境保全会
 山田 太郎

印

・6ページの都道府県の支援体制図における提出先を記入します。

平成○年度において交付決定のあった農地・水保全管理支払交付金に係る事業について、下記のとおり、報告する。

・交付申請書(交付金変更承認申請書)の金額を上段に記入します。
 ・金銭出納簿を集計し、当該年度の交付金の支出額を下段に記入します。

1. 交付金の精算額

事業費	交付金の精算額		その他
	国分	地方分	
(1)施設の長寿命化の取組 (1,500,000) 1,469,464 円	(750,000) 734,732 円	(750,000) 734,732 円	(0) 0 円
(2)高度な農地・水の保全活動 (750,000) 727,460 円	(375,000) 363,730 円	(375,000) 363,730 円	(0) 0 円
(3)地域資源保全プランの策定 (500,000) 467,088 円	(250,000) 233,544 円	(250,000) 233,544 円	(0) 0 円
(4)活動組織の広域化・体制強化 (400,000) 387,010 円	(200,000) 193,505 円	(200,000) 193,505 円	(0) 0 円
合計 (3,150,000) 3,051,022 円	(1,575,000) 1,525,511 円	(1,575,000) 1,525,511 円	(0) 0 円

注：予算額を上段括書、精算額を下段に記載すること。

2. 交付決定日 平成○年○月○日

3. 事業完了日 平成○年○月○日

4. 事業の成果

・当該年度の交付決定日を記入します。

・当該年度の事業完了日(活動記録に記入した最後の活動日等)を記入します。

活動区分	実施内容	実績	金額(円)
1.1	水路本体(補修)	(350) 100 m	913,912
1.2	水路本体(更新)	50 m	
1.1	ため池本体(補修)	(1) 箇所	541,000
1.3	事務費		14,552
2	循環かんがい施設の保全等	36 ha	
2	水田魚道の設置	2 箇所	727,460
2	水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置	1 箇所	
3	地域資源保全プランの策定	策定済	467,088
4	活動組織の広域化・体制強化	整備済	387,010
小計			3,051,022

・当該年度に実施した施工延長等を記入します。
 → 記載方法の詳細は次ページ

(注) 1 「申請先」欄の国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。

2 活動区分は、1を施設の長寿命化のための活動(1.1を補修、1.2を更新、1.3を事務費とする)、2を「高度な農地・水の保全活動」、3を「地域資源保全プランの策定」、4を「活動組織の広域化・体制強化」とする。

3 「1. 交付金の精算額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付金の精算額の地方分を区分して、金額を記載すること。

4 地方分の実績報告書について、都道府県が定めた者が別に実績報告書の様式を定めた場合、「申請先」欄及び地方分の宛先を削除すること。

5 採択申請は、変更後

6 前記5により、実績報告書を提出する場合は、本文中の「下記のとおり報告する。」を「関係書類を添えて報告する。」として提出すること。

7 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し等を添付すること。

8 施設の長寿命化のための活動への支援のうち、農地に係る施設については、都道府県が策定する対象活動・対象施設に関する指針で追加した場合、対象とする施設を記載するものとする。

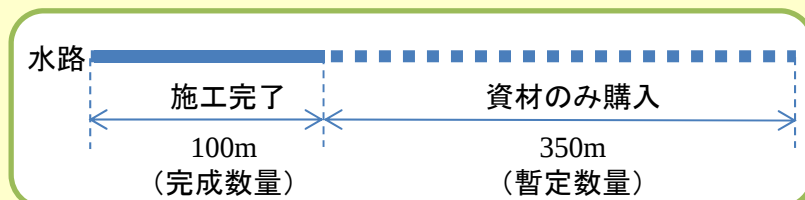
9 地域資源保全プランを策定した年度においては、同プランを添付するものとする。

10 精算額がある場合は、本文中の()書きを追記すること。

【実績報告書「4. 事業の成果」の記載にあたっての注意点】

当該年度に補修・更新等を行ったものの、活動計画に位置付けられた施工予定数量を完了していない場合は、暫定数量として（ ）書きで上段に記載します。施工完了した数量は実数で下段に記載します。

【記載例】



4. 事業の成果

活動区分	実施内容	実績	金額（円）
1.1	水路本体（補修）	(350) 100 m	913,912
1.2	水路本体（更新）	50 m	
1.1	ため池本体（補修）	(1) 箇所	541,000
1.3	事務費		14,552
2	循環かんがい施設の保全等	36 ha	727,460
2	水田魚道の設置	2 箇所	
2	水路、遊休農地等における生物生息環境向上施設の設置	1 箇所	
3	地域資源保全プランの策定	策定済	467,088
4	活動組織の広域化・体制強化	整備済	387,010
小計			3,051,022

調査・測量・設計まで実施したが、工事は未了

別記様式第 10 号（第 10 関係）

平成○年度 農地・水保全管理支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

○○○農政局長 殿

北海道にあつては農林水産大臣
、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合
事務局長

・農地・水・環境保全組織の場合、
組織名 ○○地区農地・水・環境保全管理協定
代表者名 運営委員会会長 ○○○○

所在地 ○○県○○市○○○

組織名 ○○地区環境保全会

代表者 山田 太郎 印

平成○○年○月○日付け○○○○第○○号をもって交付決定通知のあつた農地・水保全
管理支払交付金について、農地・水保全管理支払交付金交付要綱第 10 に基づき、下記の
とおり報告する。

記

・実績報告後に通知された交付金の確定額
を記載します。

1 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額 金 1,525,511 円
(平成○○年○月○日付け○○○○第○○号による額の確定通知額)

・額の確定通知右上に記載された日付と文書番号を記載します。

2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る

消費税等相当額

金 0 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る

消費税等相当額

金 0 円

4 交付金返還相当額

金 0 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

なお、地域

・ 消費税

・ 付表 2

・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出する
こと）

・ 地域協議会又は対象組織が、消費税法第60条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特
定収入の割合を確認できる資料

・免税事業者（前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者）で
あり、消費税に係る確定申告をしていない事業者は、2～4は「0円」
と記載してください。



5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[(注) 消費]

・免税事業者(前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者)であり、消費税に係る確定申告をしていない事業者は、5は記載する必要はありません。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[本組織が免税事業者に該当するため]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を提出すること。

- ・ 金銭出納簿その他必要な資料又はその写しを添付すること。
- ・ 地域協議会又は対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・ 簡易課税制度 申告書(簡易課税)
 - ・ 組織が免税事業者(前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業者)であることを確認が必要ですので、前々年度における組織の売上がわかる資料(金銭出納簿等)を添付してください。
- ・ 地域協議会又は対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

V 交付金の交付の変更に関する書類

- 1 交付金変更(中止又は廃止)承認申請書 P118

別記様式第4号(第6関係) (その2:対象組織)

・交付金の申請は、国と地方のそれぞれに申請するため、国宛と地方宛のいずれかを選択し、申請先毎に代表者印を押印のうえ、申請書を提出します。

申請先	
☒ 国宛	☐ 地方宛

平成〇〇年度 農地・水保全管理支払交付金変更(中止又は廃止)承認申請書

・6ページの都道府県の支援体制図における提出先を記入します。

平成〇年〇月〇日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農林水産大臣
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

・農地・水・環境保全組織の場合
〇〇地区農地・水・環境保全管理協定
運営委員会会長 〇〇〇〇

都道府県が定めた者(団体名)
代表者名 殿

・対象組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
組織名 〇〇地区環境保全会
代表者名 山田 太郎

印

平成〇〇年度に交付決定通知のあった事業の実施について、下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請する。

なお、事業の変更内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。

記

・変更前の交付決定額を上段に()書きで記入します。
・変更後の交付申請額を下段に記入します。

1. 交付申請額

事業費	交付申請		
	国分	地方分	その他
(1)施設の長寿命化の取組 (1,500,000) 2,352,000 円	(750,000) 1,176,000 円	(750,000) 1,176,000 円	(0) 0 円
(2)高度な農地・水の保全活動 (750,000) 750,000 円	(375,000) 375,000 円	(375,000) 375,000 円	(0) 0 円
(3)地域資源保全プランの策定 (500,000) 500,000 円	(250,000) 250,000 円	(250,000) 250,000 円	(0) 0 円
(4)活動組織の広域化・体制強化 (400,000) 400,000 円	(200,000) 200,000 円	(200,000) 200,000 円	(0) 0 円
合計 (3,150,000) 4,472,000 円	(1,575,000) 2,236,000 円	(1,575,000) 2,236,000 円	(0) 0 円

注: 変更前の交付決定額を上段括弧、変更申請額を下段に記載すること。

(含み税額)

2. 事業完了予定日 平成〇年〇月〇日

(注) 1 「申請先」欄及び「事業完了予定日」欄に、申請先毎に代表者印を押印のうえ提出すること。

・当該年度の事業完了予定日を記入します。

2 「1. 交付申請額」のうち地方分について、都道府県、市町村別に区分する必要がある場合は、交付申請額の地方分を区分して、金額を記載すること。

3 「1. 交付申請額」について、交付申請額の合計欄の枠外(右下)に、括弧書きで、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は、「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含み税額」とそれぞれ記入すること。

向上活動支援交付金の使途として、資材の購入、重機のリース、業者への委託発注等が考えられる場合、「含み税額」と記載します。

4 地方分の申請について、

5 採択申請時等に提出した規約等、協定又は活動計画の内容から変更がある場合は、変更後の規約等、協定又は活動計画を添付し提出すること。

6 前記4により、活動計画の変更がある場合は、本文中の「なお、事業の内容等は、平成〇〇年〇月〇日付けで提出した向上活動支援交付金に係る活動計画のとおりである。」を削除して提出すること。

7 施設の長寿命化の取組のみを行う場合は、「1. 交付申請額」について、不用な行を削除するとともに、事業費欄の「(1)施設の長寿命化の取組」の記述を削除して提出することができる。

農地・水保全管理支払交付金（向上活動支援交付金） に関するQ & A

（Q1）共同活動支援交付金と向上活動支援交付金を両方実施する場合、活動ごとに活動組織を設立するのですか。

（A）活動組織は、地域が一体となって共同活動を通じ、農地・農業用水等の資源の保全管理や農村環境の保全を図ることを目的として設立するものです。このため、同一の地域で共同活動支援交付金と向上活動支援交付金のための組織を別々に設立しないようにして下さい。

（Q2）共同活動支援交付金を受けずに、向上活動支援交付金のみに取り組むことは可能ですか。

（A）共同活動支援交付金を受けずに向上活動支援交付金（施設の長寿命のための活動または高度な農地・水の保全活動）に取り組むことは可能です。その場合、中山間地域等直接支払の集落協定を締結していること、これまでに共同活動支援交付金の取組を行い引き続き地域共同で水路・農道等の保全管理を適切に行うこと、又は地域共同による保全管理活動に係る計画（地域資源保全管理計画書）を策定することが必要です。

（Q3）向上活動支援交付金と共同活動支援交付金の区分経理は必要ですか。また、向上活動支援交付金のうち、①施設の長寿命化のための活動、②高度な農地・水の保全活動、③地域資源保全プランの策定、④活動組織の広域化・体制強化の区分経理は必要ですか。

（A）向上活動支援交付金と共同活動支援交付金については、金銭出納簿を分けて経理をして下さい。また、①～④の活動については、同一の金銭出納簿にそれぞれの支出を区分して記帳して下さい。

（Q4）施設の長寿命化のための活動は、自主（直営）施工に限られるのですか。

（A）厳密な測量や専門的な技術が求められる工事について、専門業者に発注して施工を行うことも可能です。

（Q5）高度な農地・水の保全活動の取組期間はどのようになるのですか。

（A）取組期間は原則5年間としていますが、期間を短縮することも可能です。なお、取組期間の中に取組が無い年度が含まれていても構いません。

（Q6）地域資源保全プラン策定への支援の交付金の使途はどのようなものですか。

（A）施設の状況把握、長寿命化対策の計画作成、資金計画作成、サポート体制の構築、地域の水利利用計画作成に必要な現地調査、施設の機能診断等に支出することができます。なお、本支援は、地域資源保全プラン策定年度の1回のみの交付となります。

【お問い合わせ先】

〇〇市〇〇課〇〇係 （電話）〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇課〇〇係 （電話）〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇地域協議会 （電話）〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇農政局 農地整備課 農地・水保全管理室 （電話）〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

農林水産省 農地・水保全管理支払交付金について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html